

令和 3 年第 3 回定例会

(9 月 2 日招集)

山都町議会会議録

令和3年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

○9月2日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	3
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	4
日程第6 認定第1号 令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	6
日程第7 認定第2号 令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	6
日程第8 認定第3号 令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について	6
日程第9 報告第9号 令和2年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	6
日程第10 議案第64号 専決処分事項（和解について）の報告並びにその承認を求めることについて	9
日程第11 議案第65号 専決処分事項（山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について）の報告並びにその承認を求めることについて	11
日程第12 議案第73号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R3国債））	12
散会	14

○9月7日（第2号）

出席議員	15
欠席議員	15
説明のため出席した者の職氏名	15
職務のため出席した事務局職員	15
開議	16
日程第1 一般質問	16
9番 吉川美加議員	16

11番 後藤壽廣議員	31
3番 中村五彦議員	43
散会	51

○9月8日（第3号）

出席議員	52
欠席議員	52
説明のため出席した者の職氏名	52
職務のため出席した事務局職員	53
開議	53
日程第1 一般質問	53
1番 眞原 誠議員	53
日程第2 議案第66号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について	66
日程第3 議案第67号 山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	69
日程第4 議案第68号 山都町水道事業給水条例の一部改正について	72
日程第5 議案第69号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	75
日程第6 議案第70号 令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	92
日程第7 議案第71号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について	93
日程第8 議案第72号 令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について	94
日程第9 議案第74号 字の区域の変更について（山都町長田・芦屋田）	96
日程第10 議案第75号 山都町過疎地域持続的発展計画の策定について	97
散会	99

○9月24日（第4号）

出席議員	100
欠席議員	100
説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した事務局職員	101
開議	101
日程第1 議案第76号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	101
日程第2 議案第77号 工事請負契約の締結について（須原開田線須原橋上部工工事）	105
日程第3 議案第78号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））	107

日程第4	認定第1号	令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について……………	110
日程第5	認定第2号	令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	116
日程第6	認定第3号	令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について……………	117
日程第7	発議第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について……………	118
日程第8	委員会報告	陳情等付託報告について……………	120
日程第9	議会改革検討特別委員会報告	について……………	123
日程第10	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について……………	126
閉会		……………	126

9 月 2 日（木曜日）

令和3年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年9月2日午前10時0分招集
2. 令和3年9月2日午前10時0分開会
3. 令和3年9月2日午前10時53分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 認定第1号 令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第7 認定第2号 令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第8 認定第3号 令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第9 報告第9号 令和2年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
 - 日程第10 議案第64号 専決処分事項（和解について）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第11 議案第65号 専決処分事項（山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第12 議案第73号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R3国債））

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 眞原 誠	3番 中村 五彦	4番 矢仁田 秀典
5番 興 柊 誠	6番 藤川 多美	7番 甲斐 重昭
8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加	10番 藤原 秀幸
11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治	13番 藤澤 和生
14番 工藤 文範		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

2番 西田 由未子

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高野 隆也	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。ただいまから令和3年第3回山都町議会定例会を開会いたします。

9月7日と8日の会期日程において一般質問を予定しておりますが、2番、西田由未子君から一般質問辞退の申出がっておりますので、一般質問は、9月7日を3名、8日を1名としたいと思います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に、11番、後藤壽廣君、12番、藤川憲治君を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの23日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他は、お手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第4、行政報告の申出があつております。これを許します。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） おはようございます。構造改革特別区域計画の変更及び広域通信制高等学校設置認可申請について、御報告いたします。

行政報告資料につきましては、8月31日時点のデータにて報告させていただきます。後ほど説明させていただきますが、資料中、7の経緯に記載しております内容につきまして、新たに8月31日を追加させていただいたものです。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

山都町では、平成20年3月31日、構造改革特別区域計画「潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり特区」の認定を受けました。この認定は規制の特例措置としまして、構造改革特別区域において株式会社が学校を設置することが認められるものです。

これにより、同年10月1日、株式会社 I a m s u c c e s s が、旧白糸第三小学校を本校として広域通信制高等学校一ツ葉高校を開校されました。現在、開校から12年が経過しまして、同校の生徒数は5月1日現在748名です。毎年、スクーリング等に多くの生徒さんや教育関係者が山都町を訪れておられます。

このたび、この特例措置を活用した新たな広域通信制高等学校の設置に係る提案書が、エネルギープロダクト株式会社より令和3年3月10日に提出されました。この提案を受けまして、町は内閣府に、構造改革特別区域計画「潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり特区」の変更申請を提出いたしまして、7月20日に認定されました。

変更計画に追加された学校の概要につきましては、5に記載しております。学校の名称は、やまと高等学校です。開校時期は令和4年4月1日、定員1,200名です。設置場所は山都町滝上223番地、旧県立蘇陽高校で、平成31年3月に、エネルギープロダクト株式会社が取得されているものです。7月20日に内閣府の認定を受け、株式会社が学校を設置することを認める規制の特例措置が適用され、7月26日にエネルギープロダクト株式会社より町に、広域通信制高校の設置認可の申請が提出されました。

変更計画の提案から設置認可までの経緯につきまして、7に記載してございます。認可に当たり、町長は構造改革特別区域法第12条第8項の合議制の機関、山都町教育特区学校審議会に諮問

を行いまして、審議会による調査、審議を経て、設置認可について問題ないとの答申を受けました。これを受け、町は構造改革特別区域法及び学校教育法の規定により、文部科学大臣に届出を行いまして、その後、届出受理の通知を受け、認可することとなります。

以上のような経過で手続を進めてまいりましたが、冒頭で8月31日を追加させていただきましてと申し上げましたが、8月31日付で文部科学省からの届出の受理の通知がございまして、町は同日付で設置認可を行いましたので御報告いたします。

本町において、一ツ葉高校と2校目の広域通信制高校の開校により、スクーリング等に訪れる多くの若者や教育関係者などによる交流人口の拡大、消費活動の促進など、今後の地域の活性化につながることを期待されます。

以上、御報告いたします。

○議長（工藤文範君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。令和3年第3回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、6月定例会以降の町政等について御報告申し上げます。

第5波と称されますコロナ感染症が急拡大し、山都町でも8月に20名を超える陽性者が確認されました。感染原因が特定できないリンクなし感染や、家族内、親戚間での感染が大半を占めており、変異株の感染力の強さを感じているところです。町民誰もが感染してもおかしくない状況にあります。いま一度、感染防止対策の徹底をお願いいたします。町から正しい情報を提供いたしますので、落ち着いた行動をしていただくとともに、不確かな情報やSNSの情報に惑わされることなく、感染者等の人権に配慮した行動を取っていただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。根拠のないうわさ話や感染者の特定などは、人として恥ずかしい行為です。厳に慎んでください。

さて、高齢者を対象としたワクチン接種におきまして、濃度不足のワクチンを接種するという事故が発生いたしました。皆様方に大変御迷惑と御心配をおかけしましたことに心からおわびを申し上げるとともに、再発防止のための確認作業の徹底を指示いたしました。

また、今回も医療機関の皆さんの御理解と御協力により、64歳以下を対象としたワクチン接種を開始いたしました。ワクチン接種により感染を完全に防ぐことは困難ですが、重症化防止や集団免疫に効果がありますので、積極的なワクチン接種の検討をお願いいたします。

さて、例年どおり梅雨明けとなりましたが、8月11日からの長雨は特別警報が出されるなど、九州各地に甚大な被害を及ぼしました。山都町でも、降り始めから500ミリを超える雨量に達しましたが、幸いにして人命に関わる被害はありませんでした。しかしながら、線状降水帯の位置によっては集中豪雨となり、大きな被害につながることを肝に銘じていただき、町民の皆様には、

明日は我が身の心がけをお願い申し上げます。

今後も台風襲来が予想される中、気象情報や日頃から状況の変化に注意いただき、早めの避難等で、御自身や御家族をはじめ、近隣住民等の安全確保に努めていただきたいと思います。

現在、防災行政無線のデジタル化工事に伴い、各御家庭の戸別受信機の取替えを進めております。戸別訪問となりますので、円滑な実施に向けて御協力、御理解をお願い申し上げます。

また、8月の長雨や天候不順は、出穂期を迎えた稲の生育への影響が心配されます。病害虫の被害も予想されますが、適正な管理の下、良質米の生産に努めていただきたいと思います。また、夏秋野菜につきましては、出荷開始から価格が低迷する中での生育不良が大変心配される所です。一日も早い回復を期待するものです。

さて、賛否がある中での東京オリンピック開催となりました。各競技において、選手の皆さんの活躍や頑張りは、私たちに希望と感動を与えてくれました。スポーツのすばらしさを改めて感じながら、テレビの前で涙された方も多かったのではないのでしょうか。

続くパラリンピックにおいては、地元企業の働きかけで、蘇陽南小学校のいのち循環プログラムの一つとして取り組まれましたメタン発酵実験により採取されたメタンガスが、聖火点火用のエネルギーとして活用されることとなりました。地域の皆様とともに、課題や環境問題など、学校を核とした取組がSDGsの活動につながり、町内全域へ広がり期待するものです。

また、熊本県剣道選手権大会において、山都町出身の今村侑資選手が昨年に続き連覇をされました。そしてまた、さきに行われました全国高等学校総合体育大会において鎮西高校が優勝をいたしました。そのメンバーに山都町出身の生徒さんがおられましたし、甲子園に高知県から代表として出場しました明德義塾高校の野球部にも山都町出身の選手が出場し、大変活躍をされた姿は、山都町の小中学生の憧れの存在であり、大きな刺激になったと思います。今後の活躍を期待申し上げます。

山都町では、庁舎前で年3回ほど献血活動を行っております。コロナ禍や夏場という状況下にありましたが、80名を超える皆さんの善意が集まりました。献血センターの方からも御礼の言葉があったところであります。皆様の御厚意に感謝申し上げます。

最後になりましたが、感染拡大防止として、残念ながら今年も山都町三大祭りをはじめとする多くのイベントや地域活動が中止、縮小されています。人々の交流や移動が制限され、観光、交通や飲食業など、町内経済の落ち込みを大変心配しているところであります。事業継続のための支援策や経済活動の刺激策につきましては、関係者の皆様と向き合い、御意見、御要望を伺いながら効果的な対策を実施してまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回の定例会に提出する議案等は16件で、認定3件、報告1件、専決処分2件、条例3件、補正予算4件、その他3件です。

認定第1号から第3号は、令和2年度分の山都町一般会計及び特別会計並びに事業会計の歳入歳出決算の認定に関するものです。

報告第9号は、令和2年度分の山都町財政健全化判断比率等の報告です。

次に、議案第64号と第65号は、専決処分事項に関する承認を求めるものです。

次に、議案第66号から第68号は、それぞれ必要な条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第69号から第72号は、令和3年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第73号は、工事請負契約の締結に関するものです。

議案第74号は、字の区域変更に関するものです。

議案第75号は、矢部町過疎地域持続的発展計画の策定に関するものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、適切な決定をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 認定第1号 令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第8 認定第3号 令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について

日程第9 報告第9号 令和2年度山都町財政健全化判断比率等報告書について

○議長（工藤文範君） 日程第6、認定第1号「令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7、認定第2号「令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第8、認定第3号「令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について」及び日程第9、報告第9号「令和2年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」を一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び認定第3号の執行部の説明については省略します。

報告第9号の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、報告第9号、令和2年度山都町財政健全化判断比率等報告書について、報告をいたします。

2ページをお願いします。

この財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かを判断、分析し、これらの状況を踏まえ、早期の是正措置を講ずるなど、的確な対応に基づく財政運営を行っていく必要があるかを見るものでございます。

まず、1番の健全化判断比率です。上段の指標について簡単に説明いたします。

左から、実質赤字比率、これは地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計や特別会計を含む全ての会計を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものでございます。

この二つの比率につきましては、赤字となった場合にのみ数字が表れます。本町における令和2年度決算はいずれも黒字でございますので、横棒表示になっているというものでございます。

次に、実質公債費比率です。起債や借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。令和2年度は4.8%となりました。これは前年度と同率のものでございます。

最後に、将来負担比率です。一般会計の借入金や将来支払っていく可能性がある負担額などについて、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。令和2年度は6.0%です。前年度は16.6%で、10.6ポイント減少しておりますが、これにつきましては、地方債現在高及び公営企業債等の繰入れ見込額等の減少が主な要因でございます。過去の例で申しますと、平成31年度は25.5、平成28年度は47.7であり、災害等の発生による基金等の取崩し等でも大きく数字が上下するというものでございます。

中段の表をお願いします。ただいま説明いたしました四つの指標に対する段階の基準を定めたものでございます。健全段階、それから表記してありますとおり、早期健全化段階、財政再生段階の三つに区分されているというものでございます。

四つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になりますと、財政健全化計画の策定や外部監査の要求が義務化され、自主的な改善努力による財政健全化を図らなければなりません。また、将来負担比率を除いた三つの比率のうち、一つでも財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定し、さらに、起債の制限や財政再生計画の総務大臣協議など、国の関与による財政健全化が求められるものでございます。

これらに照らしまして、本町の指標を改めて見ていただきますと、いずれも基準を下回っておりますので、現段階では健全段階とすることができます。しかしながら、国の動向によりまして、地方交付税の縮減や補助事業の縮小など、財政運営に大きな影響を及ぼす要因もありますので、今後も注意深く見ていく必要がございます。

次に、2の資金不足比率です。これは公営企業会計の資金不足を料金収入等と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものでございます。

令和2年度はいずれの会計も資金不足はございませんでしたので、比率が横棒表記となっております。

以上、令和2年度の決算に基づき算定した数値で、報告書の説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第9号「令和2年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」は、説明が終わりましたので、報告済みとします。

監査委員から、認定第1号、認定第2号、認定第3号及び報告第9号について、決算審査意見書が提出されております。

ただいまから決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、志賀美枝子君。

○監査委員（志賀美枝子君） おはようございます。それでは、令和2年度の山都町会計に係る決算審査の報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長から、令和2年度の山都町一般会計、五つの特別会計、並びに水道事業会計、病院事業会計の決算について、審査を付されました。

7月14日から8月5日までの間、関係書類の点検をはじめ、関係各課からの聞き取りを行うなどの方法により審査を実施しました。

その結果、各会計について、計算に過誤は見られず、支出命令等に符合し、収支は適法であることを認めました。

また、財政健全化判断比率等の状況についても、良好な状態にあることを認めました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元に配付されています決算審査意見書にて御確認いただきますようお願いいたします。

さて、本町は、一般財源の大きな比率を普通交付税に依存しています。普通交付税は前年度と比較すると、新たな算定項目が計上されるなど、算定方法の見直しにより、1億2,873万円の増額となっています。

しかしながら、令和2年度に実施された国勢調査において、平成17年の合併時の1万8,761人から1万3,521人と、5,240人の人口減となっています。地方交付税の算定基礎となるだけに、今後大きく影響することも考えられるため、厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。特に、代表的な自主財源である町税や負担金等の歳入に着目しますと、収入未済額は7,000万円を超えております。督促状の発送、口座振替不能通知の徹底及び電話連絡等、滞納解消に努めてください。

また、歳出の面においては、事務事業の優先度、委託料等の時期及び額は適切であるかを精査し、住民の福祉の増進を図ることを基本として、取組を実施されるよう期待します。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策事業として数多くの事業に取り組んでいただきましたことに感謝の意を表します。

最後になりましたが、職員の皆様はこれまでにない事務の執行に大変苦慮されておられます。心身ともに健康に留意され職務に当たられますようお願いを申し上げ、決算審査の報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 決算審査意見書の報告が終わりました。監査委員におかれましては、長きにわたる決算審査、大変御苦労さまでございました。

お諮りします。

認定第1号「令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は総務常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して審査することにしたいと思います。認定第2号「令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、経済建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。認定第3号「令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、認定第2号及び認定

第3号については、各常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

**日程第10 議案第64号 専決処分事項（和解について）の報告並びにその承認を求めること
について**

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第64号「専決処分事項（和解について）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） 議案第64号について御説明いたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めます。

まず初めに、本件事項の概要と経過について御説明いたします。配付しております中心静脈カテーテルの誤挿入による医療事故の概要及び経過についてを御覧ください。

第1項に記載のとおり、本件事故は、Aさんに対する中心静脈カテーテルの誤挿入による医療事故であります。

概要については、以下に記載しておりますとおりでありますが、Aさんはかねてから、アルコール依存症からの慢性膵炎による入退院を繰り返しておられ、その後も、慢性膵炎のほか、十二指腸狭窄、低タンパク血漿などの疾患のため、熊本市内の病院にて入院加療中でした。平成31年4月に、在宅中心静脈栄養による在宅療法のため本院に転院されたものの、低タンパク血漿及び栄養障害の改善は見られず、定期的にアルブミンの投与が必要な状態でした。その後、Aさんの希望もあり、経口摂取による栄養摂取とし、試験外泊を経て、令和元年6月4日に自宅退院となりました。退院後は、確実に点滴と週1回の外来診察により経過観察としました。数日後、体重の減少が確認されたため、経口摂取から再度中心静脈カテーテルにより栄養投与を行うことといたしました。6月20日に同手術を実施した際、カテーテルの誤挿入誤輸液による心タンポナーデとなり、救急蘇生術を行いましたが、急性心不全でお亡くなりになりました。

本件事故を受けてからの経過につきましては、第2項に記載のとおりです。事故発生当時の夕刻に御遺族に御説明と謝罪を申し上げ、翌日の6月21日に、医療法第6条の17の定めるところにより、日本医療安全調査機構に対し、本件事故についての調査を依頼しました。あわせて、同日からこれまで随時において、第3項に掲げておりますとおりで、本院内で再発防止のための対策として研修などを行ってまいりました。

調査を依頼した翌年の令和2年4月20日に、同機構から詳細な報告がなされましたので、調査結果と再発防止に向けて院内で情報を共有するとともに、当該報告内容について御遺族に御説明し、これに対する異議の有無について確認を行いました。そうした中、異議はないとの御回答でしたので、同年5月14日から、当事者双方の代理人弁護士を通じて和解に向けての交渉を開始し、1年3か月の間、交渉を重ねてまいりました。このたび7月14日に、本町に対して、相手方の代

理人弁護士を通じて、和解に向けての御遺族の合意形成が図られた旨の連絡がありました。

和解につきましては、地方自治法第96条第1項第12号に規定する議会における議決事件ではありますが、本件事故については、その発生から既に2年2か月が経過し、和解に向けた交渉開始から1年3か月の時間を要しており、御遺族に対する配慮から、時置かず、かつ一刻も早く和解契約を締結する必要があると判断し、同法第179条第1項の規定により、町長の専決処分により措置をしたところです。

次に、和解の相手とその内容について御説明いたします。別紙の専決処分書の写しを御覧ください。

和解の相手方は、宮崎県在住の亡くなられたAさんの法定相続人であるBさんとCさん、このBさんとCさんが未成年者でありますので、お二人の法定代理人である未成年後見人のDさんです。

和解の内容につきましては、第2項に記載しております。

第1号、町は相手方に対し、本件事故の解決金として3,100万円をお支払いし、この3,100万円については、第2号、町が保険契約に加入している損害保険ジャパン株式会社が相手方の指定口座に送金してお支払いする。

第3号、本件和解の成立により、本件事故に関しては円満解決をしたものとし、相手方は、本町及び本町職員に対して一切の請求を行わない。

第4号、町と相手方双方は、本件事故と本件和解に関する事項について、合理的な理由なしに、また、相手方当事者の承諾を得ることなくして、第三者に開示し、漏えいや通知などをしないものとする。

第5号、本件当事者間には本件の和解条項以外に何らかの債務債権も存在しないことを相互に確認する。

以上の内容で、本町と相手方との間において、双方の代理人弁護士を通じて、令和3年8月20日に和解契約が成立したところです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「専決処分事項（和解について）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第65号 専決処分事項（山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第65号「専決処分事項（山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第65号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

専決第6号、山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

令和3年9月2日提出、山都町長です。

次のページをお願いします。

専決第6号の専決処分書の写しでございます。令和3年8月24日に行ったものでございます。

次のページをお願いします。

二つの条例の改正文でございます。まず、第1条におきまして、山都町個人情報保護条例の一部を、第2条におきまして、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

附則、この条例は令和3年9月1日から施行する。

改正の概要を説明いたしたいと思っております。本年5月に成立いたしましたデジタル改革関連法案のうち、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、9月1日より施行されます。このことによりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されまして、情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更され、また、法律第19条の特定個人情報を提供できる場合を列挙した規定につきまして、新たに第4号が追加されましたので、第4号から第16号が1号ずつ繰り下がります。つまり、5号から17号となったものでございます。

この改正に伴いまして、その影響を受けます町の条例を今回改正するものでございます。山都町個人情報保護条例につきましては、情報提供等の記録を訂正した場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に変更し、法第19条の引用した部分2か所につきまして、それぞれ1号を繰り下げるものでございます。また、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、第1条と第5条において、法第19条を引用した部分を1号繰り下げるものでございます。

4ページ、5ページにそれぞれ新旧対照表の記載がございます。下線部が改正部分でございま

して、右側が改正後になるものでございます。

法律の施行日は本年9月1日であり、この二つの条例の改正も合わせまして9月1日に施行する必要があったため、専決処分により制定したところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「専決処分事項（山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第73号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R3国債））

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第73号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R3国債））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、提案理由を御説明いたします。

議案第73号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和3年9月2日提出、山都町長。

工事番号、民安3国第1号。

工事名、水の田尾下鶴線道路改良工事（R3国債）。

工事場所、山都町北中島地内。

契約金額、9,350万円、税込みです。

契約の相手方、熊本県上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

契約の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事請負契約の概要です。

1から3については省略をさせていただきます。

4、入札年月日、令和3年8月25日。

5、財源内訳、全体事業費9,350万円。補助金6,545万円、防衛省民生安定施設整備事業補助金でございます。起債2,800万円、過疎対策事業債です。一般財源5万円。

6、工事概要です。道路改良、L=285メートル、幅員5メートルです。橋梁下部工2基、道路舗装、L=593.6メートルです。

主な工種としまして、掘削工1,274立米、路床置換工686立米、排水構造物工457メートル、防護柵工582メートル、逆T式橋台2基、現場打ち杭基礎5本、アスファルト舗装工2,932平米です。

6、指名業者につきましては、記載しています11社です。

次のページ、資料①をお願いいたします。

公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号、民安3国第1号。

2、工事名、水の田尾下鶴線道路改良工事（R3国債）。

3、工事場所、山都町北中島地内。

4、工期、令和3年9月6日から令和4年9月30日まで。

5、請負代金額、9,350万円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社尾上建設は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和2年8月26日、発注者、山都町長、梅田穰。受注者、熊本県上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

次のページ、資料②をお願いいたします。

入札結果でございます。

8月25日に開札をしまして、予定価格、税抜き8,612万4,000円、最低制限価格、7,654万3,988円。11社を指名し、8社が辞退、3社から応札があり、尾上建設が落札しております。

次のページ、資料③をお願いいたします。

位置図になります。起点が主要地方道益城矢部線から終点北川内集落を結ぶ延長1,910メートルについて、平成26年度から事業に着手し、令和7年度に完了を予定しているところでございます。

次のページ、資料④をお願いいたします。

工事平面図になります。赤色で着色した部分が工事の範囲です。図面の上に表示している部分

が、改良工事を施工する280メートルの範囲、図面下に棒線で引き出しております部分が舗装工事を施工します593.6メートルの部分でございます。また、右側の終点部分につきましては、大平橋の橋台2基を改良工事に合わせて施行するものでございます。

改良工事の内容としましては、道路のり面側を掘削し、その土砂を利用して路肩側に盛土して、道路を拡幅するものでございます。

次のページ、資料⑤をお願いいたします。

橋梁の全体図になります。赤色で着色している部分が今回の工事範囲でございます。図面左側上部は側面図で、橋げたの長さは14.3メートルでございます。橋台の基礎部分に、左側のA1橋台3本、A2橋台側に2本、それぞれ橋台の下に基礎くいを打設するものでございます。

なお、上部工につきましては、令和4年度実施予定でございます。

次の資料⑥をお願いいたします。

標準断面図になります。先ほど申しましたとおり、左側ののり面を掘削し、右側の路肩側に盛土をする計画でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第73号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R3国債）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午前10時53分

9 月 7 日（火曜日）

令和3年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年9月2日午前10時0分招集
2. 令和3年9月7日午前10時0分開議
3. 令和3年9月7日午後1時45分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 9番 吉川美加議員
- 11番 後藤壽廣議員
- 3番 中村五彦議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 眞原 誠	3番 中村五彦	4番 矢仁田 秀典
5番 興 栢 誠	6番 藤川多美	7番 甲斐重昭
8番 飯開政俊	9番 吉川美加	10番 藤原秀幸
11番 後藤壽廣	12番 藤川憲治	13番 藤澤和生
14番 工藤文範		

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

2番 西田 由未子

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
企画政策課長	藤原千春	税務住民課長	田上 るみ子
健康ほけん課長	河野君代	福 祉 課 長	高野 隆也
環境水道課長	高橋季良	農林振興課長	片倉 城司
建 設 課 長	山本敏朗	山の都創造課長	藤原 章吉
地籍調査課長	藤岡 勇	学校教育課長	嶋田 浩幸
生涯学習課長	上田 浩	そよう病院事務長	藤嶋 厚美
監 査 委 員	志賀 美枝子		

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

町長から発言の申出がっておりますので、発言を許します。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。今、議長からお許しをいただきましたので、お詫びと訂正をさせていただきます。

去る9月2日の定例会の中での提案理由説明の中で、議案第75号、山都町過疎地域持続的発展計画の策定に関するものという提案をしたところでございますが、そのときに、山都町を矢部町と発言をしたというふうなことでございますので、間違えましたことをここで訂正をさせていただきたいという思いでおります。申し訳ございませんでした。

○議長（工藤文範君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

4人の方から質問の通告がっておりますので、本日3人、明日1人したいと思います。

順番に発言を許します。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 皆さん、おはようございます。9番、吉川でございます。

毎年のように異常な天候が続きます。もはや異常とは言えない常態化した天気のようなようです。今年は梅雨入りが早く、多くの被害が出ました。8月の異常な長雨もありました。もう雨は十分な気がします。秋雨前線もやってくるようです。どうか皆様、特に川のそば、がけのそばにお住まいの方は、いま一度、家の周りの危険箇所の点検、どのタイミングで避難するかなどの確認をお願いしたいと思います。最近では早めの避難で事なきを得ることを素振りというふうに言います。少し前は空振りと言っておりました。この際何回も素振りをして災害に備えたいものです。

さて、もう一方の災害と言えるのが、新型コロナウイルス感染症です。これもやがて2年にわたる闘いに、いまだ収束の方向も見えてこない有様です。私たちの日常はすっかり変わってしまいました。昨年2月末の全国小中学校の一斉休校に始まり、非常事態宣言の繰り返し、感染の蔓延防止重点措置など、感染は飲食を伴う場所で起きるといふようなことが言われ、飲食産業が狙い撃ちをされ、休業補償などの対策はあったものの、経営に行き詰まり、閉店を余儀なくされるニュースに胸が締めつけられる思いです。12日には蔓延防止措置が解除の予定ですが、まだまだ安心はできません。一向に気持ちが前向きにならないところです。

農業においても異常な気候の中で、急激な温度の変化や長雨の影響で、露地野菜はもとより、ハウスのトマトやブルーベリーなども、日照不足から収量や価格も安定しなかったのではないかと

と思っています。農家の皆様にとってどんな夏だったでしょうか。

今年度、山都町は、有機農業を核としたSDG s 未来都市に選定をされ、複数年にわたって国から大きな補助金が下りてきます。SDG s とは、もう耳慣れていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、そもそも持続可能な世の中をつくり、誰一人取り残さないということが大きな理念です。補助金は物事を始めるきっかけではありますが、田舎の暮らしを持続可能にするということは、若い人たちが安心して親の職業を引き継いでくれることだと思っています。今回のSDG s の取組においては、表面的なものでなく、後継者が育つ実り多いものにしていただきたいと期待をしています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、今年も町の祭りや各種のイベントが延期や中止となっております。そんな中、清和文楽は御存じのように、コロナ収束を願って、新作肥後アマビエ戀歌異聞をつくり、4月から7月まで文楽館で定期公演をし、7月末には人形浄瑠璃の本場、徳島への出張公演を実現しました。伝統の大切さと新しいものとの融合の可能性と美しさを見せてくれました。

現在、教育委員会の主催で文楽講座が週1回開催されておりますが、熊日の取材記事の中で、保存会の会長が、町内外にかかわらず門戸を開いて後継者を育成したいと述べていらしたのが印象的です。町のいかなる文化や産業の場面においても、内側に囲ってしまうのではなく、よそから入ってくる人を寛容に受け入れることが大切だと思いました。

さて、この9月定例会は改選前の最後の定例会となりました。この4年間を振り返ることを中心に質問いたします。できたかできなかったか、どこまで進んだのか、また、不可能なことなのか事実をお答えいただきたいと思っておりますので、町長はじめ、執行部の皆様方には、簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

では質問席に移ります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） では通告書に従ってまいります。

まず、1番にパブリックコメントについてです。最近よく聞くパブリックコメントなんですけど、パブリックコメント制度というのは、行政機関が政策や制度をつくるときに、広く意見や情報を公募する手段のことです。以下、パブリックコメント、パブコメというふうに呼ばせていただきます。

なぜパブコメが必要かと思われる点について、基本的な考え方を伺いたいと思います。各課が取り組んでいらっしゃいますが、代表して総務課長にその点を伺います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。いわゆる自治体が行います意見公募手続というものでございますが、この意義につきましては、この制度を導入することによりまして、多様な住民の意見の把握による情報元の多元化を図ること、また、政策立案のプロセスを明らかにすることにより、施策や事業の選択、立案に対する説明責任を果たすことを意図しているというふうに思います。皆様から寄せられました意見や情報を考慮することによりまして、行政運営の公

正さの確保と透明性の向上を図ることによりまして、最終的に住民自治の拡充につながることにあるというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 大変大正解の御返事ありがとうございました。ところで、今おっしゃったような内容に基づきパブコメをとられるわけなんです、この2年間に実施された町のパブコメの件数と回答の数を教えてください。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。調査対象年度、令和元年度と令和2年度の2か年としております。実施した件数につきましては9件、回答数につきましては43件でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。9件で43の回答。この件については少し詳細なものを課長のほうからいただきましたので、私のほうから申し上げますと、43件のうちの35件は、町の総合体育館基本計画及び町営グラウンドの周辺整備計画に対してでございました。ということは、ほかには後期高齢者の介護保険事業の回答が1件、男女共同参画については3件、障害者計画については1件、そして中枢連携都市ですとか山都町総合計画の後期計画についてですとか、そういったものはゼロ件、あるいは1件、2件という内容でございました。これは大変先ほどの総務課長の意図から大きくずれているのではないかというふうに思っているんですね。

しかしながら、この1件、2件寄せられたものを、先ほどおっしゃいました、これを行政に反映させていくためのものであり、これは皆さんの住民自治に基づくものということをおっしゃいましたが、僅かとはいえ、届いたパブコメをどういうふうに施策に反映されたのかをお伺いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。パブリックコメントの実施の中で、今、議員からもございました総合体育館関係につきまして、35件という大きな数ということでございますが、その例をとりますと、いわゆるユニバーサルデザインに関する意見、これはトイレ等の設備に関する御意見でございます。それから、武道場としての機能強化を図るために最終的に独立をさせたという点でございます。それから、体育館の施設設備等の導入に当たりましての参考意見としたということが反映された点かなということでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 反映されたことは非常によかったと思うんですが、今のは令和元年度と2年度の方でしたが、3年度に入ってから、新道の駅についてのパブコメを取られております。しかし、聞いたところ、たったの5件しか回答がなかったと。新道の駅といえば、町の大きな将来を決める事業、体育館と並んで、町長も示しておられる大きなまちづくりの柱となっております。

この町の中央に設置されるとはいえ、このことに関する町民の意見がたった5件というのはい

かなものかというふうに思いますし、この広い山都町で東西南北、どういふふうに皆さんが思っているのかという意見を取られる必要があるんじゃないかというふうに思っています。

広く意見を集めるということ達成するために、今のままではよろしくないんじゃないかというふうに私は思っていて、何らかの方法、方策、パブコメの取り方。私としては、せつかくの28自治振興区という住民自治、先ほど総務課長がおっしゃいましたが、住民自治の枠組みがあるわけですので、もし本当に皆さんの意見を広くとりたいたければ、その自治振興区単位で投げかけられるとか、そこでもんでいただいた代表意見を集められるとか、この後、今日質問に立たれる後藤議員のほうからも多分パブコメのことがあったと思うんですが、本当に意見が欲しければ、もうちょっと方法を変えるべきじゃないかというふうに思っています。

今後、悪く言えば、またパブコメをして帳面消しをしているんじゃないかというふうに思われる方も多くいらっしゃるんじゃないかというふうに思っていますし、ただホームページに投げかけただけでは……。しかも、私も気づいたときには見るわけなんです、男女共同参画にしても、子育て支援にしても、後期高齢者にしても、やはり冊子が100ページ前後あるわけなんです。それを投げかけられて御意見くださいということではなかなか書きようもないというふうに思っています。

なので、概要版をきちんと出すなり、どこのポイントで御意見が欲しいのかということきちんと明確にされて、それに対して今のような方法で意見を集められるというほうがより実りのあるものになるんじゃないかというふうに思っていますが、今後どのような方法が効果的になるかなという具体策をお持ちでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。具体的なものではございませんが、やはり、町が平素から、町が計画する様々な政策等につきましては、町民の皆様が自分ごとのように捉えることのできるようなアプローチの仕方というのが大事なというふうに思います。

今後も、住民の皆さん方により近い存在となるパブリックコメントのやり方につきまして、広報、広聴に努めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ前向きに本当に検討していただきたいというふうに思います。大事な大事な町の事業はたくさんございますので、なるだけそぎゃんとは知らなかったということがないように、広報に周知に努めていただきたいというふうに思います。

さて、次の質問に移ります。私が議員になってから、定例会でこのように行う一般質問を自分に課せられた仕事としてまいりました。よくもまあ毎回質問があるものだなというふうに思ったりもしますが、町を歩き、町の方とお話をしていると、課題は尽きないわけです。そこで、今回はこれまで投げかけてきた質問に対する、町長はじめ執行部の皆様方の当時の答弁のその後をお聞きしたいというふうに思います。

この4年間の質問を振り返りますと、実にたくさんの質問をさせていただいたんですが、実現

したもの、不可能だったもの、検討していただいているもの、様々であるかというふうにも思っています。その中から、質問のテーマが多かったもの、複数回お尋ねしてきたことについてお伺いしたいというふうにも思います。

まず最初に、度々伺ってまいりました病後児保育の現場についてです。このことは、公立保育園が統廃合し、平成29年4月に山都みらい保育園が新築されたときからの課題です。当時の町長が、「子育てするなら山都町」を標榜する施設にしたいと、社協に委託していた子育て支援センターを町の直営とし、病後児保育所の施設を併設されました。

当時から支援センターを利用していた保護者からは、支援センターと病後児保育の部屋が隣り合っていることへの不安などが上がっていました。2020年度からの子ども・子育て支援計画のアンケートの中には、子供が病気のときに病後児保育に預けたい人は全体の2割にとどまりました。一方で、病院に併設された病後児、あるいは病院の病児の預かり保育の要望が出ています。

病後児保育については、役場も清和や蘇陽での対応を進めていらっしゃることは知っています。その結果、清和や蘇陽での利用登録者も徐々に出てきているようです。そのことも含めた現状を担当課のほうからよろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。病後児保育室は平成29年に開設し、今年で5年目になります。病気やけがの回復期の子供さんを家庭で看護できない場合に一時的に預かる支援業務を行っております。また、機関誌の発行、乳幼児健診や入園式での広報、登録の案内、保育園での感染症や子供の病気についての講話など、周知活動も積極的に行っております。

現在の登録者は165名で、昨年度の利用実績は11件、今年度は14件の利用が 있습니다。昨年10月に、病後児保育室対象保護者へのアンケート調査を実施いたしました。対象者は小学3年生までの保護者になります。544世帯に配布し、366世帯の回収を得ています。回収率は67.3%でした。施設の認知度は88.4%、施設の必要性78%と高い割合を示しており、利用しようと考えていた方も30%近い結果となっております。

アンケートで多かった質問に対しては、毎月の機関誌で事例を挙げながら回答いたしております。その中で、登録手続の簡素化については、乳幼児健診会場で事前登録を行うなど個別対応を強化し、登録者の増加につながっています。利用手続においても、前日予約が原則ですが、当日予約についても可能な限り対応いたしております。

また、利便性を高めるために、昨年7月から、予約があれば、清和保健センター及び蘇陽支所内での出張病後児保育を開始しております。昨年は蘇陽での実績が6件っております。病児対応の希望につきましては、インフルエンザ出席停止期間の一部受入れについて、昨年、町内医療機関連絡会議での了承を得ましたので、対応を行っております。

今後、家庭保育の環境に変化があれば利用したいと考える家庭が増加すると思われしますので、利用対象の利便性を高めるよう改善を進めて、利用しやすい病後児保育室を目指していきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 丁寧な御説明ありがとうございました。アンケートの結果も、先ほど課長のほうから資料をいただいたところなのですが、やはりまだまだ施設の認知度と、それから病児保育への希望も高いようですので、今後も研究を続けていただいて、病院との連携はやはり病院に併設された施設であるということをごく皆さん求めていらっしゃる場所もあるので、病院、事業者関係者の方々とも連携を深めていただきたいというふうに思います。ただ、清和、蘇陽でも利用が増えてきたというのは非常に……。病児保育も病院のこともそうなのですが、利用が本当はないほうがいいんですよね。ないほうがいいのですが、やっぱりいざというときのセーフティネットですので、なるだけ、今、課長がおっしゃったように、利用者が利用しやすいものを構築していただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

さて、このような子育て環境をめぐる困り事はたくさんあるというふうに想像しています。そこで、平成31年に子育て相談窓口を一括化できないかという提案もいたしました。その当時の答弁では、不登校やいじめをめぐる問題については、教育委員会などは個別の案件に対しケース会議などを開いて対応しているというふうにあります。また、ワンストップの相談窓口の設置についても、あまり前向きな答弁をいただけませんでした。

そこで、今年の3月の定例会では、子育てだけではなく、人生の様々な場面での相談事を一括して受ける相談窓口や、新たな相談所の設置が無理なら、お困り事専用ダイヤルの設置をしようかという提案をしましたが、その後、検討はなされていますでしょうか。お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。現在、福祉課では、育児や子育ての相談については福祉係及び子育て支援センターで、高齢者の相談については地域包括支援センターで対応しております。各支所、健康福祉係でも、乳幼児から高齢者までの相談対応を行っております。また、教育委員会や関係機関とも常に情報共有を図っております。国は各市町村に専門職、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等を配置した子ども家庭総合支援拠点及び子ども包括支援センターの設置を努力義務として進めております。

このことに関し、上益城管内では、上益城地域振興局及び上益城5町の担当者会議の中で情報交換をしながら、体制づくりの検証を行っています。近年は相談内容が複雑・多様化しており、乳幼児から高齢者までの困り事を一括して受ける相談窓口を設置するには、それ相応のスキルを持ち合わせた専門職の配置が必要となります。その体制を整え対応していく必要があるかと考えております。

住民の皆様の様々な困り事の相談に対しては、福祉課をはじめ、関係部署、関係機関との連携を十分に図りながら、丁寧な対応を行っていきたくと考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 以前質問させていただいたときにも、前課長でしたけれども、役場内での丁寧な受入れを心がけているという御答弁をいただいたわけなのですが、可能ならば、やはり役場内で親切な対応を心がけていらっしゃる場所とおっしゃっても、町民にとって、役場は案内にくい場所であるということをよく聞きます。いまだに、たまに来庁される方の中には、用向

きの課がどこにあるのか、会議室がどこにあるのか、きよろきよろされる方をお見受けするところ です。

役場職員の皆さん方には、そんな町民目線で物事を想像していただきたいというふうに思います。どどこでこの対応しているというふうにおっしゃったんですけれども、やはり専用ダイヤルはぜひ本当に検討していただきたいと思って、やはり本当に困って電話をするというときに、担当課にたどり着くまで何回も説明をしなくてはいけない状況が多分あるんじゃないか、本当は言いたくない悩み事とかあるんじゃないかというふうに思うんですよね。関係ない人に何回もしゃべらないかんわけなんですよね。

そういったことがないためにも、やっぱり専用窓口をして、「どうされましたか」という優しい声がけを、今、課長がおっしゃったように、専門知識の必要性を前課長もおっしゃっていたんですが、取りあえず、どうされましたかという声を投げかける人がいるということが非常に大事じゃないかなというふうに思っています。それから先、その人が本当にその悩み事とか相談事を受けて、専門家につないでいくということが早道じゃないのかなというふうに私は思っているところ です。

そして、まちなかにも空き家対策等いろいろございますけれども、役場じゃない役場の近くに、そういう本当にお茶飲みがてら相談に寄れる、そういう話を聞いてくれると。別に福祉専門員でなくてもいいと思うんです。そういった方が悩み事を受け止めてくれ、そして、今朝の「新生面」にたまたま載っておりましたけれども、子供たちがコロナによって分散登校とか、いろんなことでストレスを強いられている中で、子ども専用ダイヤルがございますけれども、そういったところに、自分が登校したときに仲間外れにされるんじゃないかとか、いろんな悩みを持ち、その子供たちが試し電話をするって書いてあったんですよ。この人が本当に私に寄り添ってくれる人かどうかという反応を見るために電話するような子がいる、だから、本当に大人は足元見られないように、しっかり対応しなくちゃいけないということが今朝の「新生面」に書いてあって、ずきとするとところがありました。

ぜひ、大人の私たちは、そういったお困り事、いわゆる生活弱者の人たちの視点に立って受け止めていく必要があるんじゃないかということを経験しながら、今後のそういう相談窓口の構築を進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、次に参ります。これも、令和2年だったですか、防災担当者に女性職員の視点をという提案をいたしております。この質問は私が女性として初めて議員になったときからずっと質問をしてきたことと深く関連しています。世の中を構成しているおよそ半分は女性であるし、女性を決め事の場所に置くことは大切なことだと切実に思っています。各自治振興区や区、組の単位にも女性が発言しやすい環境を整えることが大切だといろいろな機会に提案してまいりました。

山都町では女性課長の割合が多く、大変喜ばしいことですが、いざ災害となったときには課長はそれぞれの対応があり、現場の避難所運営にあまり関わることができないのではないかとこのように想像しています。もちろん男性職員にその準備ができないと言っているのではないのですが、例えば生理用品の備え、赤ちゃんのミルクの問題、着替えやトイレの問題、生活弱者の視点

が入ると思います。また、逆に女性には分からない男性特有の悩み、問題もあるんじゃないかというふうに思っています。多様な視点が入ることが大切だと思っていますので、取りあえずの女性職員の配置を望んでおりますが、このことについての回答をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。人事につきましては、限られた人員の中で適材適所の人選を行いながら、それぞれ配置を行っていることを御理解いただきたいと思います。

女性職員の活動につきましては、被災後の生活相談や避難所運営など、ソフト面の対応が中心になるというふうに思われます。女性ならではの視点から意見を反映させたいと思いますし、実際の訓練でも、避難所運営につきましては女性職員からの意見も様々あっているところがございます。

また、防災係が中心となりまして、自治振興区や、あるいは自主防災組織単位の防災講話や避難訓練等につきまして活動を行っているわけですが、地域の生の声を聞くよい機会でもございますので、消防団員を兼ねます女性職員の参加についても考えていきたいというふうに思います。

今後も、女性職員に限らず、訓練や研修におきまして人材育成を図りながら、職員からの提案を受け、係を超えた連携強化、あるいは情報共有など防災体制の強化につきましても継続して取り組む必要があるというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） よろしくお願ひしたいと思います。また、これに関連して、これは質問ではございませんが、昨日、担当課のほうに参りまして、このことについてちょっと伺ってまいりました。具体的には先ほどちょっと申し上げた生理用品などの備品がどういうふうになっているかということをお尋ねしたわけなんです、生理用品については、本当に男性方ではなかなか分からないと思うんですが、昼用だったり夜用だったり、いろんなタイプがあるわけなんです。それから、さらにパンティーライナーというふうな下着の汚れを未然に防ぐようなもの、そういったものを備えてありますかというふうにお尋ねしたんですが、あるとは思いますが詳細ではございませんというふうなことでしたので、総務課長におかれましては、そういった備品等のチェック、ああいったふうなものにもいわゆる消費期限みたいのがついているのかもしれない。そういったところもお調べいただいて、備えていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、通潤橋の過去問題についてです。通潤橋については、常に質問を重ねてまいりました。特に熊本地震で被害を受けて以来、再三再四の質問を重ねてまいりました。平成28年4月の熊本地震の折、石管にひびが入り、橋の下から水がざあざあ漏れていた風景を思い出します。

その後地震からの復旧作業ということで、上部の手すり石の解体、石管の修復作業等が行われました。通水試験も終わり、放水間近となった平成30年5月の豪雨で右岩の石壁が崩落してしまいました。驚きました。通潤橋架橋165年の歴史の中で初めての出来事だったというふうに聞いています。町ににぎわいをもたらすと思われていた放水も、また、作業を待つこととなりました。

地震からの災害復旧を思えば、放水再開までの4年間の歳月を要したことになります。

そして、現在はコロナの影響で観光客の減少があり、苦戦中です。以前、町長は通潤橋は山都町の宝ですとおっしゃいました。その言葉にもあるように、この町の顔として様々な側面を持つ通潤橋に対し、どのように保存と活用を考えていくのかを各担当の部署にお伺いしたいと思います。文化財という観点からは教育長に、世界かんがい施設遺産としての通潤用水の一部としては農林振興課長に、また、観光の大きな財産としては山の都創造課長に、それぞれの立場からの方針をお伺いします。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 通潤橋は国指定の重要文化財であり、山都町民の宝物であり、また国の宝物でもあります。通潤橋の恩恵は、通潤用水を管理される通潤地区土地改良区、観光面での観光協会、偉業を誇りとする町民、ひよっとしたら、山都町出身で町外にお住みの皆さんの心の支えといったところまで及ぶと思います。

教育委員会では、今後も建造物としての通潤橋を大切に保存しながら、それとともに、偉業、遺徳をあわせて後世に引き継いでいくことを一番の使命と考え、地域の皆様、そして関係機関等の皆様と手を携えながら、文化財の保護に努めていきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。通潤橋を含む通潤用水の全体が世界かんがい施設遺産として登録をされているところです。農業を支え続ける現役の水利システムということであり、受益者の方々は代々受け継いでこられました文字どおりの遺産を、地域一体となって守り抜いてこられました。用水の維持作業にボランティアを募られ、地元としての心尽くしのおもてなしをされたりと、地域の宝を守っていく推進も併せて受け継がれているところでございます。かんがい施設遺産が使いながら守り続ける地域の水として、地域の方々が意欲的に継続的な取組を持続していくことができるように協力して、魅力ある農業用水環境づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

また、令和4年には世界かんがい施設遺産サミットが熊本市にて開催予定であります。通潤橋の水利システムを紹介することによりまして、さらに認知度を高めていけるような機会になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。山の都創造課では、山都町観光の重要な観光資源として通潤橋を位置づけております。特に観光放水については、通潤都市改良区の御協力をいただきながら、年間120回の放水を行っております。観光客の誘致、町内の経済振興に大きく貢献をしているところです。国の重要文化財、世界かんがい遺産の一部であること、特に重要な文化的景観のエリアの一部であることも通潤橋の価値を高めているものです。そうした多面性を維持していくことが、観光資源としての価値を高めることにもつながり、相乗効果を生んでいくものというふうに考えております。観光資源として、通潤橋、あるいは放水のみにとら

われがちでございますけれども、そこには人々の生活やなりわいが維持されて成り立っていることを念頭に置き、保存と活用についてバランスを図りながら、通潤橋と向き合っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） もうよかったですか。ほかに御答弁されたい方はいらっしゃらないですね。

各課、本当にありがとうございました。本当に大事な大事な国の重要文化財であるというところから、なかなか私たちは、熊本地震からの復旧復興が進みにくかったんじゃないかなというふうに、はたから見てて思う節もございました。あれは国の重文でありながら、農業遺産でもあるし、そのほかのところからもアプローチができたのではないかなというふうなこともちょっと考えておりました。

しかしながら、本当に皆さんがおっしゃるように、本当に地元の方々の献身的な作業等によって、この165年間、165年を超えましたが、維持されていて、そして今でもやはり多くの皆さんが、この間もボランティアさんの作業によって、すっきりした通潤橋の姿になっております。この間、私の友人は、草切りがしてあったのであれを橋の下から撮りましたということで、橋の腹の写真をアップされておりました。

教育長もおっしゃいましたように、町内外、本当にここをふるさとと思っている人たちのためにも、私たちが一緒になって、いろんな方面から守り続けていくことが必要で、本当に未来の子供たちに残し、誇りと思っていいただくために、知恵を出し合いなければいけないというふうに思っていますので、今後どうぞよろしくお願いします。

このコロナ禍にあって、観光客の出足は芳しくないのかもしれませんが、それでも放水の日には先ほど言ったように、お客さんが必ずいらしています。昨年の12月定例会で質問しました通潤橋の上はいつ歩けるようになるんですかということについて、進捗があるかどうかを伺います。やまと文化の森とかで町のPR動画を見ると、橋の上を楽しそうに歩いていらっしゃる観光客の姿を見るわけですね。やっぱりあれを見られた方は、わあ、これは上を歩けるんですかという話だと思っています。私たちも本当に早くそういった日が来るのを待ち望んでいるわけなんですけれども、安全対策をした上でという御答弁だったように覚えておりますけれども、その後いかが検討なさっているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。通潤橋の橋上の通行につきましては、熊本地震及び豪雨による壁石垣の崩落を機に、管理者として安全対策を講じた上で通行を許可する仕組みづくりが必要となりました。これにつきましては、有識者を座長とし、地元関係者のほか、商工会並びに観光関係者も含めた検討会の中で議論を進めております。

通潤橋には、手すり等の安全対策が取りにくく、ソフト面での対策が必要となります。安全を担保する上で、通行ルールの整備はもちろん、警備員の設置やガイド制による有料化の検討も行

っておりますが、結論には至っておりません。人の安全に関わることであり、慎重に話を進めておりますが、遅くとも年内をめどに方針を固められるよう努力してまいります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ早めの回答をお願いしたいと思いますが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、文化財という立場で、管理者としてというふうにおっしゃいましたが、いろんな側面があり、有識者というふうにおっしゃったメンバーがどのような方々かちょっと存じ上げませんけれども、多分いろんな学校の先生とか、専門知識を持っていらっしゃる土木工学の先生とか、そういった方をお寄せになっているんじゃないかというふうに思うんですが、本当に地元の意見、それこそパブリックコメントじゃございませんが、地元の方々がやっぱり自分たちの町の宝としてどういうふうを考えているのかということもしっかりと聴取された上で、本当に素人考えで申し訳ありませんが、ソフト面というふうにおっしゃったけれども、本当に人間が何人乗ったところで、にわか崩れ落ちるとはちょっと思いがたいと個人的には思っていますので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいというふうに思っています。

また、今年も県内の小学4年生が通潤橋とその周辺を見学に訪れることになっています。昨年の通潤橋ボランティアの反省会で出た通潤橋前の見学場所の拡張であるとか整備、そして円形分水公園の駐車場の舗装工事、円形分水での説明の助けとなるスピーカーの設置など、対策をしていただいたことについて大変ありがたく思っています。また、世界かんがい施設遺産であることが分かる看板の設置をお願いしたところ、こちらも現在進行中であると聞いて、大変うれしく思っています。通潤橋を説明するボランティアにとっては、大変有益なものになるんじゃないかと思っています。

そこで、今年度の予約状況と予約の段階で混乱が起きていないかを伺います。予約段階での混乱と私が言いますのは、今年度から町の公共施設がオンラインで予約できるシステムとなりました。通潤橋の予約については相変わらずアナログだと思いますが、手書き、申し送りなどの上で行き違いがあったりしてないかというふうに心配をしております。その点の改善状況の現状はいかがでしょうか、お知らせください。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず、今シーズンの予約状況から申しますと、9月から12月まで、県内の小学校166校から約1万1,000人を超える見学の予約を受け付けております。先ほど申されました予約上の混乱につきましては聞き及んでおりません。通潤橋の社会科見学における予約システム構築につきましては、現在は案内ボランティアの利用を希望する学校は、利用申請書を町のホームページからダウンロードして、教育委員会にファクスで申請をいただいております。あわせて、昼食時に中央体育館の予約申請もいただいております。また、通潤橋史料館につきましては、その運営を指定管理者である観光協会が直接電話による受付を行っているところです。

通潤橋史料館の受付と案内ボランティアの受付が別々であり、学校側の煩雑さはあると思われまます。見学先に史料館や円形分水、白糸台地などがありますが、効率効果的な見学コースの調整

が必要であります。

今後システムの構築につきましては、その必要性を含めまして観光協会などと協議してまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） まだ予約段階ですので混乱が起こっていないということじゃないかなと思っています。私たちも実際にボランティアに出ますが、当日かなりばたばたすることが多くて、行き違いとかいろんなことがあります。そして今、史料館が観光協会、それも分かります。しかしながら、やはり先ほど言ったように、通潤橋を取り巻く皆さんの視点、やっぱりそこは協調しながら、関連のところは本当に協力をしながら、認識を一緒にしながら進めていただくべきことだというふうに思っています。それから、史料館の石山さんの負担も軽くなるように計らっていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後に町長に伺います。この総合計画の進捗状況については、（１）と（２）をあわせて質問させていただきます。町の総合計画の後期計画の中にございます。以前、私の質問に対し、実施のスピード感がちょっと落ちているなというニュアンスのお返事をいただいたかというふうに思っていますが、その後、事業の取組の検証は順調でしょうか、お伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。町長、私自身が職員の、また我々の事業執行における中で、スピード感がないというのは事実だったという思いであります。

そうした中で、今ありましたように、地震後、また、水害の復旧復興の途中の中で、職員についても大変な状況下の中で、いろんな事業がスピーディーに行かんだった部分もあるんじゃないかなと今思っておるところでありますし、今、上田課長が通潤橋の今後等々につきましても、いろんな、私が思わないような審議会であったり、いろんな規制の中での行政は仕事をせななんと、この4年間の中で感じておるところであります。

しかしながら、今ありますように、ここ4年間の中で、やはり職員の方々もスピード感を持った仕事ができつつあるなという思いであります。特に総合体育館、また、グラウンド周辺整備等々につきましては、長い間、場所の設定等ができなかった部分がありましたが、その後、場所の設定等ができた後、交付金事業、いろんな部分をすばやく職員の方々が取っていきながら、今工事を進めておりますし、グラウンドゴルフ場につきましても今年度中の完工ができるんじゃないかなというように今状況下にありますし、体育館等々の整備につきましても順調にしているんじゃないかなという思いであります。

まず初めに、山都テラスの若者向け住宅地の販売をいたしました。これにつきましても、本来は町営住宅の建設用地として計画をされたところでございますが、急遽、分譲地をお願いをしたところ、本当にスピード感を持った中で職員の方々にしていただきながら、10戸の本当に、行っていただきますと分かるように、子供さんもたくさんおる若い住宅地ができたなと大変うれしく思っておるところであります。その後、下市の、今は広場としておりますが、下市広場につきましても、若者向け住宅の建設を今進めておりますが、本当にスピード感を持った中で職員の方

にさせていただきまして、今年度中には発注ができるような状況下になっておるところであります。そしてまた、28戸だったと思いますが、熊本地震の災害公営住宅を山都町へ移転をする事業につきましても、これは国、県の方々の協力があってございまして、本当に順調に町営住宅地を再開発をしながら住宅の建設を進めておるということで、これも早い、スピード感のある仕事を今職員の方にさせていただいているなという思いであります。

そしてまた、先ほどもありましたが、九州中央自動車道が矢部インターまでの開通が5年度と明示をされました。それに向けた道の駅づくり、周辺整備をしているところでございますが、これにもいろいろ周辺の事業者の方々と協議をしながら計画の変更等々もあった中でございますが、担当課においては、警察協議、国交省の協議、いろんな協議を早急に進めていただきながら、今、開通に間に合う、開通前に開店ができるような状況になっているという思いであります。

そうした中で、やはり一人一人の職員が、特にSDGsにつきましては、私は就任早々からこの話を進めておりました。しかしながら、担当課ではじっくり研究をしながら、いろんな情報を注視しながら、先ほどありましたように、今年の5月に認定をされたというようなことでございます。有機農業はもとよりでございますが、これは全ての我々生活していく上で大事な部分であります。まずは一つ一つ、また特に有機農業を核にしたまちづくりの中で、どのような取組ができるかを今後考えながら進めてまいりたいという思いでおるところでございます。

そうした中で、職員の方々には、もっと自分の意見を出しながら、まちづくりの思いをしていただきたいと言っておるところであります。先ほどパブリックコメントの話がありました。これにつきましても、先般もある女性の会の中に行きましたとき非常に少ないんじゃないかなという話がありましたが、今日、数字が出ておりましたように本当に少ないなど。我々はホームページに載せて、いろんなことがそれで終わりじゃないかなという部分もありますので、具体的にはもう少し多くの町民の方々の意見を聞きながら事業に反映できるように、パブリックコメントについてもしていきたいなという思いであります。しかしながら、住民代表としてここに14名の皆さんがおられますので、議論を闘わせ合いながらまちづくりに進めてまいりたいという思いであります。

以前、スピード感がないという発言をしたところでございますが、ここ4年間を振り返ってみながら、一生懸命、またスピード感のある仕事を今させていただいてるなという思いでありますので、今後につきましても、このスピードを緩めることなく、計画に、また今後の事業に当たっていきたいという思いであります。

そしてまた、今回のコロナにつきましても、本当に担当課、よそから見ても羨ましがられるようなワクチンの接種体制等々も取ってもらったなという思いでおるところであります。早い収束に向けた取組が、また先般も集団接種による抗体という話をしたところでございますが、確かではないというようなことでございますが、一般的にはそのような形で言われておるというようなことでございますので、クチンの接種も、今月中には大体希望者については終わるというような形になっておりますので、そういう体制ができているのも、今、スピード感を持った中で職員が仕事をしてもらっておるという思いでありますので、今後ともそのような形の中で町の仕事をし

ていきたいという思いであります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 詳しい検証をありがとうございました。本当に職員の皆様については、本当に、今の町長の理念といますか、まちづくりの理念を共有していただきながら、夢の語れるというちょっと青臭いんですけども、やはり町がどういうふう発展していったらいいかなというふうなところを常に、私たちもそうですが、考えながら、いろんな意見を出し合って、本当にけんけんがくがくこうやっていきたいなというふうに思っております。

次に、防災まちづくりという点について、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、町長としても、山都町の防災士会の立ち上げの必要性や、民間との連携もしながら構築していきたいというふうなお考えを伺ったことがあります。その後の連携は進んでいるのでしょうか。

防災・減災の民間力というのは、私がおの当時申し上げたような、農協さんの食配サービス、それからAコープの買物支援、日頃からの見守りを兼ねた事業のことを申し上げておりました。また、町内にある福祉施設の職員さんたちなど、現場の事情に明るく、地域の見守りに貢献していただいている方々のことを指しているのですが、そういった方々の本当に現場感覚を取り入れながら防災まちづくりを進めていく必要があるんじゃないかと思っております。その後のお考えはいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） これにつきましては、今、多くの民間企業の方々、団体の方々いろんな部分で連携協定等々も結んでいただいております。いつ災害が起きるか分からない状況下でありますので、いろんなネットワークを駆使しながら進めてまいりたいという思いであります。

まずは建設業であったり、いろんな方々はもちろんでございますが、先ほどありました、特にうちは医療、医師会の先生方との関係も非常に良好な中での関係を持っておりますので、そういう分も含めた中で、今後も具体的にネットワークの構築、また組織図等もつくりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。最後の質問となります。これもつい最近の御質問なんですが、町の景観を守っていくという点で、高齢化が進んで地域の景観維持が非常に厳しい状況に追い込まれているということを肌感として感じております。

官民が一体となって取り組む必要があるというふうに当時お答えになったんですが、取組についてのお考えはどのように進んでいるのでしょうか。案があればお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 山都町のこの美しい景観をどのように守るかは一番大事なことじゃないかなという思いであります。また、産業と両立をせなん部分もあるというようなことでありまして、特に太陽光発電所が高森峠に、そしてまた、新しく大きな発電所の建設も計画をされてお

りますし、それと同時に、既存の発電所等もあった中で、景観を損なうんじゃないかなというような部分もありますが、それと同時に、自然エネルギーを大事にする、それもまた一つの大きな流れの中で我々がどのような形で守っていくかが与えられた課題かなという思いであります。

今日の熊日の第1面でも太陽光発電所の問題が出ておりましたが、そのようなことがないような形の中で、施工者や行政の方々、いろんな方々と協議をしながら進めてまいりたいという思いであります。

そして、美しい景観を、自然を残すには、やはりそこに住む一人一人の町民の方々がその意識を持ち、また、その地域に住んでもらわなくては守れないという思いであります。そのためにはSDGsもありましたが、地域に、その場に住み続けるまちづくりをすることが一番大事なことだという思いであります。大変厳しい条件下ではありますが、今後、農地の維持、農道の維持、町道の維持、またいろんな景観を維持するには、やはり今住んでいただいている地域の方々が末永くずっと住み続けていただいた中で、これは行政だけで守れるものじゃないと、地域の方々、住民、町民挙げて守っていかなくてはならないという思いでありますので、そのような取組を今後とも続けていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、町長がおっしゃったように、私も今朝の新聞を見てびっくりしました。南関の実情がありました。ついこの間は、伊豆の盛土の問題がございました。我が町でも大きな太陽光の発電の計画が同時進行で進んでいるわけなんです、ああいうことがあってはいけないなというふうな思いを大変強くしたところです。

そういったところは、本当に行政のウオッチ機能というか、私たちのあずかりしれないところでいろんな協定が結ばれていくわけですので、よくよく注視をしていただきたいというふうに思いますし、お言葉ではございますが、最後に行政的だけでは何ともなりませんと、地域住民の思いが大切ですよというふうにおっしゃったんですけれども、そのように私には聞こえたんですけれども、その地域住民の力が低下していることを非常に心配をしています。地域住民がいなくなっているんですよ、地域から。高齢化も進み、施設に入られる方がおり、耕作放棄地が増え、本当に人手が足りない、前は半日がかりで終わっていたところも、夕暮れになっても今日は切りきらんだったねという区役のところもあります。我が地域もそうだというふうに思っています。

なので、何回も何回も、夏の間、また行かなんね、また行かなんねというぐらい繰り返して、個人的にももちろんそうです。今年は雨が多かったから、うちもしょっちゅう草切りをうちの夫が頑張っておりましたが、そういうふうな個人的な頑張りのもとより、そこに何らかのそういう公的な支援がなければ踏ん張れないんじゃないかなというふうに私は思ってこの間の発言をしたところなんです。

なので、そこらを辺もうちょっと知恵を出していただきながら、疲弊していく地域の景観、その地域力、総合的なものですけれども、そういったものを、せっかく先ほども申し上げた自治振興区という単位もございます、いろんなところで皆さんのお困り事、そして、それをどうすればこう解決していけるのかということ……。

先ほどの通潤用水のことについては、本当に地域だけではなく、それを大事に思ってくださいるボランティアを募って活動していらっしゃるという事例もあります。そういった様々なアイデアを出し合いながら地域を守っていかなければ、地域の人だけだというのは本当に限界が来ているんじゃないかというふうに私は感じています。そこら辺のことをいま一度お願いしながら、今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） どうも皆さんこんにちは。11番、後藤です。一般質問をさせていただきます。

現在、山都町の中においてもコロナがどんどん発生しておりまして、熊本県及び全国的にもなかなか収束が見えないような状態の中で、町民の皆さん方もまた商店街の皆様方も出口のない今の状況に不安がいっぱい募っていることだと思います。

そういう中、医療関係者の皆さん方をはじめ役場の職員の皆様方、土曜日曜問わず予防接種にかかわっていることに対しまして心より感謝申し上げます。まだまだ収束には至りませんけれども、今後皆さん方も自己管理を十分注意されながら、自分がかからないように、そして皆さんがまたかからないように、みんなが用心しながら今の時期を乗り越えていかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

今回の一般質問につきましては、新設道の駅及び新設体育館とその周辺整備、6月の定例会で質問されました通潤山荘の減収に対する支援及びそよ風パークの改修工事等々が行われました。その後の今後について、ちょっと多くなりますけれども質問させていただきたいというふうに考えております。質問も簡単に行いたいと思いますので、答弁される方も分かりやすく簡単に御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。質問席のほうから質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今回、九州中央自動車道矢部インター仮称ですが、周辺に建設予定の新設道の駅について、整備内容とか運営方針、整備に関する費用の財源、地域住民とのかかわりについて質問させていただきたいと思います。

現在、山都町においては道の駅として通潤橋及び道の駅清和文楽館、それにそよ風パークと、3か所それぞれ特徴のある道の駅が存在します。今回また、矢部にあります道の駅通潤橋を取り

下げ、新しく道の駅、名前は決まっていますが整備が進められています。新設道の駅については、基本計画によれば令和4年から令和5年初めにオープン予定のため、現在着実に進められていることと思います。面積が約1万1,000平米、うち道の駅施工区域が7,700平米、残りが進入路整備の予定となっております。

道の駅の機能に関する計画ですが、当然山都町グランドデザインに基づき道の駅整備が実施されますが、今回の道の駅のコンセプトとして、「子供から高齢者まで心身共に健康で楽しい暮らしを創造できる道の駅」と設定してあります。つまり、今ある通潤橋周辺の道の駅とは若干違ったコンセプトになるかと感じております。この辺の新道の駅と通潤橋にある道の駅との経営の相違については後ほどお尋ねしたいと思いますが、まずは今回の道の駅の整備内容についてどういうことを整備されるのか、この基本的な考え方について、町長はなぜ道の駅をつくりたいと感じられたのか、まずは町長の意見をお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 新しい道の駅、道の駅通潤橋がありますが、これを新しく高速道路の入口にというようなことで今計画、準備を進めておりますが、これにつきましては国交省の熊本河川国道事務所のほうから、今回の九州地方自動車道については休憩所であったり給油所であったり何もない高速道路というようなことでありまして、熊本から延岡まで95キロ間に何もないというようなことでありました。そうした中で、ぜひ高速道路の出入口付近に休憩所を兼ね備えたそういう施設ができないかなというお話があった中で始まったという思いでおります。

そうした中で、二つでくっとなかなかちゅうたら、やはり移転と。移転もできるというふうなことで初めて着手したというのが実情であります。そういう中で、先ほどありましたように山都町、一つの町に三つも道の駅があるのは我が町ばかりじゃないかという思いでおりますので、やはり特色のある道の駅を今回また整備をしたい、新設をしたいという思いでおります。今の通潤橋につきましては、物産館的機能を、今の機能を兼ね備えた中で運営をしていただきたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 趣旨としては理解できないわけでもありませんけれども、パブリックコメントの中で道の駅の基本計画というのがありました。実際に読ませていただきましたけれども、パブリックコメントについても後で質問したいと思いますけれども、町内の人たちがあそこに道の駅ができるというのを、果たしてみんな、旧蘇陽の人、旧清和の人、旧矢部の人たちが、あそこにできるのかということさえも知らないんじゃないかなと思うわけですが、整備内容については当然どういうふうな整備をされるかということは御存じない方がほとんどだと思います。

つきましては、この新道の駅の整備の内容、どういうものをどうつくるのかということについて、担当課長より説明をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。新しい道の駅の整備内容についてのお尋ねでございます。

整備内容については、まず休憩機能として自家用車両52台の駐車場、身障者用車両2台、それと大型車両7台、自動二輪の駐輪場、EV急速充電施設の駐車場、台数にして62台程度の整備を予定しております。それとトイレについては男女トイレ、多機能トイレ、授乳室、パウダールーム、ベビーケア等の整備を予定しております。

それと、二つ目に情報発信機能として観光案内所、道路情報提供、地域情報の提供、無線LANアクセススポット等の整備を予定しております。

それと、地域連携機能として直売所、レストラン、カフェ、イベントスペース及びキッチンカーの設置スペース等も予定しております。防災設備機能についても検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） そういう機能につきましてもいろいろ意見を言いたいところですけども、後でまとめて。まずは道の駅についてどういう整備をされるのかについて町民の方に分かってもらうためにも今から質問をしていきます。

まずは管理運営についてです。公設公営と、民間が管理する公設民営という方法があります。公設民営というのは、基本的には民間が主導するわけで、町内にもたくさんそういう施設がありますけれども、この道の駅基本計画によれば公設民営というふうに書いてあります。

これは町長にお尋ねしますけれども、管理する場合、町内にも、有機農業団体とか観光協会とかJAとか、いろんな団体があります。それと新しくつくることも可能です。町外から引っ張ってくることも可能です。ただ、今の世の中、ある程度、公設民営の場合、何千万円というふうに決めたら、後で赤字になったけん、ちょっと経営が悪かけん銭くれということもなかなか言えないと思いますので、そこら辺の契約もぴしゃっとつくった上で契約されるのは当然のことと思います。

そこで、お尋ねですけれども、公設民営の場合、どのような形で町内の人にするのか、もしくは全国的に広げていくのか、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） これにつきましては、まだ具体的要領、要綱は決めておりませんが、基本的には今ありますように全国といたしますか、公の公募の中でしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） じゃあ、次に同じくこの施設の概要についてお尋ねしたいんです。大体事業費はどのぐらいで、その財源内訳はどうなっているのか。そして、またこれはまだはっきり分かってないと思うんですけど、民間に頼む場合、幾らぐらいを想定しているのか、分かる範囲で結構です、事業費と頼んだ場合の経費はどのぐらいを見ているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 施設整備の事業費についてのお尋ねでございますけれども、

まず町道の部分と分けて御説明申し上げますが、これまでの不動産鑑定ですとか基本設計、実施設計、用地、工事費含めまして6億1,000万円ほどを予定しております。

財源については、地方創生拠点整備交付金を1億9,243万3,000円、それと再編関連訓練移転等交付金2,300万円、それと起債が3億7,000万円、一般財源が2,495万6,000円を予定しております。それと交差点の町道矢部インター線については事業費を6,500万円、それと、財源ですけれども、社会資本整備総合交付金として3,737万5,000円、それと地方債、起債ですけれども2,760万円、それと一般財源が2万5,000円、合わせまして総事業費は6億7,538万9,000円を予定しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 事業費が大体6億5,000万円で、交付金事業とか災害関連ということですが、これはできましたら詳細を後でいただけたらと思います。今日じゃなくてもいいですよ。

そういう中で、私は非常に、事業の概要とか計画書を見た場合、道の駅に対してちょっと不安なところが二、三点ありますので。パブリックコメントというのがありました。これは何件ぐらい意見がありましたか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。パブリックコメントについては、6月21日から7月21日までの1か月間を実施しておりますけれども、コメント数は5件ございまして、提案内容としましては30提案ございました。それと、その前に観光協会等との意見交換会を実施しておりますので、そちらからも御意見をいただいているところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） このパブリックコメントについて、先ほど9番議員からも話がありましたけれども、ホームページに載ってたと思うんですよ。探し切りませんでした。もうちょっとホームページのつくり方を、パブリックコメントとは何ぞやということさえも私は町内の人が、60、70の人が分かってるのかなと思うし、パブリックコメントとは何ぞやということさえも分からないんじゃないかなと思うし、ホームページの冒頭に道の駅を建設する云々かんぬんという表題を書いて、こういうコメントを募集している、パブリックコメントは何ですよというふうなことをされたほうがいいんじゃないかなと。

私的には、パブリックコメントは、今言いますと、駐車場が足りないなというのが1件あります。これはもう載つとるけん今さら変更するということは不可能なのかもしれませんよ。しかしながら昨日大津の道の駅とかほかの道の駅をどこそこ見ました。やっぱりちょっと駐車場が狭いなということと大型車が何台……。大津の道の駅は10台ぐらい大型車がとめられるようになってますよね。場所的に違うと言えは違うんですけど。

それと、道路横に駐車場があって、奥のほうに店舗がある。高速道路を出てから家が見えるのかなという不安が……。ぱんとあったほうが分かりやすいんじゃないかなと、国道の横にあった

ほうがいいんじゃないかなと思いますし、そこら辺についてはまだ今後、やっぱりいろんな意見聞きながら見直すのかな、それともこの計画でやっていくのかなということもお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。駐車場については、できるだけ有効に土地を活用する形で台数の線を引かせていただいたところです。それと、駐車場の中でも安全に通行ができるスペースを確保する必要があるということで台数の設定をさせていただいたところです。

それと、建物については高速道路から降りてくるときに見えるかという御指摘でございますけれども、建物自体は交差点から見えるような状態で建設が可能ということでございます。実際にはまだ立面図等を書いておりませんので、どの程度の建物になるかというのはちょっとまだ現時点では分からない状況でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） どのようになるか分からないということですが、できたら分かるように早めに見せていただきたいなと思いますし、あと2点どうも気になるのが、町長さっき言われましたよね。高速道路の出口だからそういう協議をしたということ言われましたけれども、果たして高速道路ができたら今の倍以上の人が来るのかな。道の駅通潤橋がなくなるわけですよね。道の駅通潤橋は整備するというふうにこの前話されましたよね。道の駅通潤橋はもう道の駅じゃないんですけれども、通潤橋をどのように整備されるのか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。現在の道の駅通潤橋については、道の駅という指定を返上するというところで計画をしておりますけれども、通潤橋周辺の整備計画につきましては、現在まだ基本計画を取りまとめた段階でございますけれども、まず老朽化したトイレの新設、それと食事処いしばし、物産館、資料館等の改修を予定しております。それと第2駐車場、上の段の駐車場から下の物産館のほうへの動線の新設、それと通潤橋へ向かう遊歩道の整備、それと体育館跡地の整備などを計画しております。今後、関係者等を交えて整備計画をつくっていくことになると思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 多分道の駅を今度つくった場合、今の道の駅があります。今コンセプト読んでみると、通潤橋のところは町内外のお客さんを呼ぶというようなコンセプトで書いてあります。新道の駅は地域の人が寄り添う道の駅をつくるというふうに書いてあります。果たして商品と同じものを並べるのであれば……。私も通潤橋には出しておりますよ、ブルーベリーとか色々出しておりますけど、よく見ます。トウモロコシを出したり、今の時期だったら米持ってきたり、地元の人たちが出しておられます。それは多分私も売れているんだろうなと思いますし、同じようなものを今度の新しい道の駅で買ったら通潤橋では買わないですよね。その違い。どの

ようにすみ分けをして、どのような管理をするのか。レストランもつくるわけでしょう。有機野菜を使ったレストランを建設するというふうに書いてある。通潤橋にもレストランはあります。お客さんっていうのは、こっちの道の駅ができれば通潤橋に……。多分お客さんは通潤橋を見に降りられると思います。情報発信基地があつたとしても、まずは降りたら通潤橋だろうと思うわけですよ。そういう中でどういうふうにお客さんをすみ分けようとしているのか。地域内と地域外を分けようとしているのか。今後どのような経営を考えて。基本的な考え方ですね。これは町長、どうでしょうか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今の道の駅通潤橋と新しくつくる道の駅のコンセプトについては、後藤議員が言われたとおりだという思いでおりますが、今の道の駅通潤橋のときのコンセプトは、まだ高速道路はありませんでしたので、バイパスからの誘客を一番に考えてつくられたという思いでおります。そして浜町町内の周遊をしていただき、町内の活性化を図るとというのが大きな目的だったという思いでおります。

そうした中で、今回新しい道の駅にも、もうレストランは要らんとこの間のパブリックコメントの中にありましたし、いろんな意見もあっておりますが、まずは先ほど言いましたように、高速道路を利用される方々が休憩をしたり、給油をされたりするような場所が欲しいというようなことで、それが一番のあれであります。

しかしながら三つの道の駅を持っておりますが、やはりまずは地元の方々が、いろんな施設もそうです、そよ風パークあったり、文楽館であったり、通潤山荘もですが、やはりまずは地元の方々が利用されるような施設が大事じゃないかなと思いますし、特に今浜町の商店街を土曜、日曜歩きますと、なかなか今言われるレストランがない、食事するところがない、休憩するところがないというのが今、浜町の現状でありますので、二つが立つか立たんかはお互いの努力でありますし、それ以上の方々が山都町に来ていただくような施策、建物が先か、人が先かとあろうと思っておりますが、どちらも大事だという思いでおります。つくる前に無駄は省くんだいう部分もあろうかなという思いでおりますが、そういう思いを含めて今現実には、浜町ですが、浜町の町内で土曜日曜に食事を満足にする場所がないというのも事実でありますので、そういうのも含めながら、多くの来訪者に来ていただき、そして満足をしていただくためにはいろんな場所の提供が大事じゃないかなという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） なかなかですね、話のようにうまく世の中回ればいいんですけど、果たして、過疎現象にも拍車がかかっているのです。道の駅が駄目とは言わないんですよ。道の駅通潤橋で販売しているもの、あるいは今度できる道の駅、本来ならばあそこは情報発信基地だけにしても通潤橋に行って買物してください、そういう機能だけでもまずはいいんじゃないかなと思うわけですね。矢部インターで下りたら当然通潤橋に来たいわけですよ。ほかの人たちはそこに寄らなすつと降りていかれるわけですので。そこら辺の考え方というのは執行部の中でも十分協議されて、どうすれば寄るのか、どのような形が一番今ある既存の施設を生かすことができる

のかということとは十分考えていただきたいなというふうに思っているところでもあります。

ここは子供の広場もありますし、地域の子供の広場もつくる予定がありますよね。通潤橋周辺にもちびっこ広場か何かつくる予定があつて、総合グラウンドの周辺にも広場があつて、子供と年寄りがそぎゃんグラウンドばかり必要なと。その辺な横の連絡をちゃんと取ってやったほうがいいんじゃないか。子供はそぎゃんおらんですもん。そげん来たっちゃ遊ばん。でくんなら、スケボーの会場、そんなことば話し合つてから、スケボーの会場は熊本県にいちよぐらい山都町につくろやなかかと。うちの孫もすぐ連れていきます。そういう斬新的な発想も必要じゃないのかなというふうに思っているところです。

道の駅に関しましては、十分職場内、皆様方で協議されて、今の既存の販売店、町内の販売店あたりにショックを与えないような、また、きちんと経営できるような……。地域の人たちがですよ。地域に迷惑かけないような、きちんとした計画を基に地域の観光協会あるいは商店街の方とも十分協議しながらどういう道の駅が本当に必要なのかということをも十分協議されて、今の道の駅が十分な状況になるように、そしてまた町内を回遊するには何が必要か、情報発信だけでいいのか、そういうことも十分協議されて検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、コロナ禍における指定管理施設のリスクについて。これは6月定例会の一般補正予算において、通潤山荘の減収に対する追加支援、約3,600万円の予算が通過いたしました。当時は通潤山荘支配人不在の中で町長をはじめ取締役会の中で検討され、決定したことだろつと思ひます。

ところが、今年、コロナ禍も収束しない。今年になって本年も半ば過ぎました。にもかかわらぬコロナの収束はまだまだ見られませぬ。これはもう今年も減収かなと。支配人ができたけどなかなか起死回生するよな案があるのかないのか、それさえ分かりませぬ。多分厳しいなと私は思つております。

その中で、私は自分1人で考へてるんですよ。起死回生するよな案を支配人を含め話し合ふ必要があると思つたし、私の個人的な意見を言つてしまえば、本当に宿泊だけにして町内で夜飯は食わす、朝飯しか準備せんというよな人員削減も考へてみましたが、そのほかにジビエ料理がありますよね、山都町には。山都町に行つたらジビエ料理、それも最高にいいところを安く食わせらるよな。それもいろんなパターンがあつて、焼肉からいろんなものがあるよな、そんなジビエ料理をね。

うまいものはうまいんですよ。町内外に出してるんですよ。町内じゃそこもなかなかままならないところがあるわけですよ。支配人もできたことだし、減収に補填するといふ、職員を甘やかしちやいかんですよけど、職員の能力を發揮するためにも、そういう話し合いをしながら起死回生するよな、そういう話し合いはやろつと思つていらつしゃるのか。足らんときは出してやるけん心配するなつて考へていらつしゃるのか。そこら辺について、今後の取組について、まだまだ支援してやるけん黙つて俺についてこいつていふのか、それとも起死回生するよな思い切つた政策をとるのかといふことは、本当に職員の意識を高めるためにも大事なことだと思ひますよ。そういう話し合いをされる予定があるのか、それともどういふ方向で導かれようとしていふのか、町

長、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。現在、経営改善に向けて取り組んでいる最中でございます。コロナ禍の状況も踏まえて対策を講じているところですが、できるだけ少ない人員での運営ということで、不要な人員については休みを取らせて雇用調整助成金を受けるような形をとっております。

それと、温泉浴場については定休日を設けたり、あと温泉券の販売ですとか、そういったもろもろの取組は行っております。町のほうで6月みたいに追加の支援をする、それが前提で運営をされているわけではございませんので、そこは、経費はかかりますが、それをできるだけ抑えるような形での運営を心がけてやっていたという状況です。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 町長の顔を見たら町長が何か言いたいなというような顔をしてました。町長の名前を私は書いていませんけど、言ってしまいました。町長、何か言いたいことがあったらいいですよ、別に。言われてもいいんですけど。取締役ですよ。大丈夫ですか。言いたいことはありますか。

あのですね、町長という名前は書いていませんでしたけれども、一遍そういう追加支援すると、ああ、そうなんだというふうに思ってもらって困るので、そこをきちんと指導するときに。やるなちゅうわけじゃないんですよ。それは経営するためにはいろんな修羅場があります。修羅場があるけど、ちゃんとした経緯を踏んで、いきなり議会で出しますとか言うんじゃないで、そういう経緯を踏んでやってもらいたいということなんですよ。

まだ質問事項がたくさんありますので次に入りたいと思いますけれども、町長、その点、今後職員と共に一緒にやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、そよ風パークのことについてですね。この前からずっとしばらく休んでましたけれども、非常に整備が進んでおりまして、話によれば、「おれどんがときはいっちょんしてやらっさんやったばってん、今度はえらいしてやらすね、町は」という話もありました。それは違うぞ、ということを行いましたけど、皆さんに分かりやすく、誰が幾らかけてどうしたのか、今後どうなるのかということはこの席で言うとかんと駄目でしょうと思ったわけですよ。ですから、あえてここに上げたわけです。

ですから、どういう契約で幾らかけてるのか。レストランも変わってますし、ホテルも変わったし、コテージも変わりましたよね、あか抜けてきて。前は何もしてやらっさんだっばってんが、今度はえらい気合入れてしてやらすがと。それは町がしたんじゃないわけですよ。誰がどのようにどのくらいしたのか、そして今後その会社とはどのような契約でどう動かしていくのか、明確にお答えください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。そよ風パークについては、昨年

の9月に新たな指定管理者が決定をし、10月から再スタートをしたところでございます。施設の整備については、基本協定書第5条第1項に基づき、営業再開に向けた施設の改修工事の申出がありました。最終的な建物の所有権は町に帰属することを条件に承認をしたところです。

改修費用等の内訳について申し上げます。レストランについては1,140万2,000円、ホテルの改修については2,392万6,000円、コテージについては5,765万6,000円、合計の9,298万4,000円という報告を受けております。

実施主体については、指定管理者であるエネルギープロダクト株式会社です。今後も基本協定書に基づいて申出があれば、内容を確認した上で許可をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） その会社が新聞にも載ってました。学校ですかね、そういう計画もあるのでそこまでされたのかなと思ってますが、指定管理というのは期限付ですので、そここのところの裏約束をするのじゃなくて、また今度は契約が始まるわけですので、そこら辺の仕事をしたのはいいけど、その次はまたこういうことですよというまた契約を新たにやりますよという話はちゃんとしてあるのだと思いますし、今後についてもそういう適切な指導をお願いしたいというふうに思いますので、そこら辺何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風パークの運営については、意欲的に現在、営業もしていただいておりますし、施設の整備についても取り組んでいただいております。当然町の施設ですので、町が整備をしなければならないというのは基本にございますので、そこはき違えないように、町のほうで整備をするべき部分については計画に乗せながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） そよ風パークについては以上で終わりますけれども、会社のほうが投資しましたよとなってくれば当然赤字の経営になりますので、補填してくれという話があったら断ってくださいね。それはくれぐれもお願いしときますよ。投資ばしたぎ、赤字になりました、補填してくださいって言われたらそれは駄目ですから、そこら辺のところは前もって言っただけです。

じゃあ続きまして、体育館について。体育館の整備につきまして、敷地の中では蜂が通うように車がどんどん通いながら盛土をやっております。しかしながら、今年の集中豪雨の中で盛土の崩壊事故という、本当に「何で？」というような事故が起きております。造成した中でどれくらい安全性を保ちながら……。多分体育館のところじゃないと思うんですけど、駐車場辺りが盛土になっているところの前思ったんですけど、そこら辺のところについてどういうふうな指揮、指導をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。総合体育館の建設予定地は、西側に大規模な盛土造成を行うところがありますが、体育館本体に直接影響を及ぼすものではありません。また、1ヘクタール以上の開発行為であり、熊本県に開発許可申請が必要となりましたので、令和2年度にボーリング調査を行い、地層、地質の安全性を確認したところです。また、盛土材料につきましても、土質試験や盛土の安定計算を踏まえ、地下水の排水対策を行いながら適正に施工を行っているところです。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） くれぐれも雨が降って崩れるようなことがないような適切な管理をお願いしたいと思います。

続きまして、体育館ができた場合、大体完成時期と予算についてちょっとお伺いしたいと思いますけれど。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。完成の時期でございますが、総合体育館の建築につきましては、令和4年度に着手しまして、令和5年度中の完成を目指しているところでございます。

予算につきましては、総合体育館や芝生広場を含め、この運動公園の整備事業費の財源は、国が2分の1補助する社会資本整備総合交付金及びスポーツ振興くじ助成金を活用して行います。また、起債については交付税措置のある過疎債や国土強靱化債を充てる計画でございます。総額につきましては、現在設計を進めておりますが、およそでございますが、22億円ほどかかると見込まれております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今回は、道の駅6億円の話と体育館の22億円の話、そういう巨額な金を使って整備する。そのほかに芝生の広場もあるわけですので、そこら辺についてもっと掘り込んだ話を聞きたいと思うわけです。

パブリックコメントでも興味がある方もあると思いますし、この場を通じて町民の方に分かりやすく伝えたいんですけど、この図面を見てみますと、事務所の中に管理する管理事務所があるわけですね。一応五、六名程度座れるのかな。この管理について、町のほうで五、六人行って、受付から貸出し等もありますよね。芝生の広場の管理も含めて受付とかそういう管理については直営でやるのか、それともどういう形で管理……。当然考えとかないかんわけばってんが、どのような感じで管理したいというふうに考えているんですか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。管理運営につきましては現在検討しておるところでございますが、直営または近隣の町村では指定管理者の事例もありますので、具体的に今後検討してまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） この管理については、5名程度のテーブル、椅子があるわけですが、当然早めにどのように管理するのか、ほかの町村の状況見ながらですね。これは体育館の管理だけじゃないんですね、実は。そのほかの芝生の広場の管理とか、いろんな遊具の管理とか、いろんな貸出品の管理とかあるわけですので、生半可にできるような仕事じゃないなと思うし、当然行政のきちんとした職員がおらんと、生半可じゃ管理できないなというふうに考えているわけですよ。そこら辺のところをもっと慎重に考えてほしいなというふうに思います。

ついでですので、もう書いておりますので、体育館の中の施設について、どのような設備があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。総合体育館の整備内容については、アリーナはバレーボールコート2面、バスケットボールコート2面、バドミントン、ビーチバレーコート8面、客席固定が196席ございます。合わせて可動席322席、管理事務所、男女更衣施設、授乳室、トレーニング室を設けたいと思います。防災上の機能としましては、熊本地震の経験を踏まえまして大規模災害時の停電を想定して非常用電源装置を設置し、避難生活の支障とならないよう空調設備も完備いたします。

また、感染症対策としましてアリーナにおいては200人の避難者を想定し、備蓄倉庫を備えます。

また、併設します武道場兼多目的室につきましては、剣道や柔道、ヨガ、体操、各種集会を設けたいと思います。

防災上の機能としましては、武道場兼多目的室は救援物資の集積場所としての利用を考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、ビーチバレーボール、柔道、剣道、なぎなた、ヨガ、体操といろいろ言われましたけれども、これらの町内における旧蘇陽から旧矢部までの各種団体あたりと十分こういうことができるよという協議はしてほしいなと思うし、ぜひ利用を高めていただきたい。できたらボルダリングみたいなものもつくってもらいたいんですけど、正面には子供が遊ぶようなボルダリングがあるような計画になっちゃおるごたっばってんが、今ブームですので、壁にちょこちょこつとつくるぐらいじゃなくてきちんとしたものをつくりながら、こういう団体、バレーボール団体とか各種学校あたりとも十分協議して、利用を高めるような打合せ会をぜひやって、こういうふうにつくります、安全面もこうでこうでこうでこうでというようなことを学校、各種団体と十分協議してもらいたい、そして建設に当たっていただきたいというふうに要望しておきます。ぜひとも自分たちの思いで、業者が言うた思いばかりでちょこちょつとつくりかぬという感じじゃなくて、十分協議してつくっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、芝生の広場についてお伺いしたいと思います。芝生の広場、これも管理はかなりかかると思いますけれども、大体これは体育館とは別にやっていくわけですよ。この工程と

予算について、分かる範囲で結構です、お願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。工程について御質問ですが、その前に芝生の広場の内容について御説明します。

施設の面積は約1万2,000平方メートルです。学校の野外活動や町民の憩いの場としてのフリースペースとして、また、グラウンドゴルフ場としては8ホールの3コースが設定できる広さがあります。多目的に使うことを考えております。今後、利用規定等を制定する必要がありますけど。

工程でございますが、今工事をやっておりますけど、令和3年度中に芝生化まで工事を行うことを予定しております。その後、芝生の養生期間を経まして施設の開放を計画しておりますところでございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 多目的広場1万1,000平米。広場、好きですね。道の駅にも広場があって、ここにも1万1,000平米の広場があって、通潤橋にも広場。本当に広場をこげんいっぱいづくっても管理が大変だなと思うわけですよ。この広場については、町民の動線を考えた場合に地域外からはなかなか来ない。地域の人々の広場というふうに考えたほうがいいのかなと思うし、もっと意見を聞きながら、地域の中でどのように利用するのか。

しつこいようですが、グラウンドゴルフもういいでしょう。お年寄りが楽しめるのもいいと思いますけど、もっと若者が、子供たちが楽しめるように意見を聞きながら……。私たちからすれば、孫たちが帰ったときにあそこにちょっと行ってみようやというような、そんな斬新的なもの、山都町に行けば楽しいよっていうようなそういうアスレチック。どこにでもあるアスレチックじゃないんですよ。もっと金かけてもやらないかんときはやらないかんですよ。そんな、ぜひとも足を運びたいというような施設をね。

竹原からでも、そこまで行きたいような施設をつくってほしいですよ。どこにでもあるなら……。どこに行ったっちゃ同じじゃないですか、今。そういうことをもっと考えてほしいなと思います。グラウンドゴルフにこだわらんでね。グラウンドゴルフ場の広さ、えらいしあるじゃないですか。それだけにこだわらんで、もっとトレーニングする広場とか。そのほかにちびっこ広場があるんですよ、今見てみると。そんなに要るのっていう感じで、管理はどぎゃんすつとかって。五、六人おって1万1,100平米。もっと考えたほうがいい。もっと横の連携を取りながら考えてほしいと思います。

何かありましたら町長でも誰でも結構です。町長でも結構です。何かありましたら。

いろいろ申し上げました。今ここでどうのこうの言っても何ですけども、最後になりますけれども、私たちは計画や企画に対して、私たちの年齢は、今まで企画やそういう計画に対しまして今までの70年といいますか、今までの生きてきた実績から踏まえて意見を言えます。しかしながら若者のような希望や夢、斬新的な奇想天外の企画力はないわけですよ、残念ながら。

私は若いときは奇想天外な企画もしてきました。能登副町長が知っているように、大概のこと

はしてきました。今の若者にはそういうエネルギーがたくさんあります。若者の特権なんです、これが。もっと町長、地域の若者の意見を聞くような機会、また、役場の若い人の意見を聞くような機会を設けて、町長たちの年齢、私たちの年齢、皆さん方の年齢の人たちが小学生、中学生の意見を聞き、また役場の若い人の意見を聞き、女性の意見を聞きながら、その意見が融合するような、一緒に共に町をつくっていくようなエネルギー、これはやっぱり町長の手腕にかかっております。

ぜひ、子ども議会はあっておりますけれども、もっともっと小中学生の意見を聞いたり、役場の若い人の意見を聞いてもっともっと若者と私たちの年齢が融合して何かを生み出すようなエネルギーはもっともっとあるはずです。この時代ですので、ぜひ奇想天外な発想を持って夢に向かって走っていけるような山都町にできたらいいなと思ひまして、それには町長の手腕が、何でも認めてやるという町長の能力、心のゆたかさ、名前のおりゆたかさですよ、それが必要なんですよ。ぜひあしたに向かって走っていけるような山都町であってほしいと思ひますし、執行部の皆さんもそれを十分理解して、若者と共に未来が開けるような山都町をつくっていただきたいと切にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、11番後藤壽廣君の一般質問を終わります。ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 議員になりましたほぼ4年がたち、様々なたくさんの方のことを学ぶことができました。行政組織も我々議員も真剣に役割を果たしているということはほぼ間違いありません。しかし、町民からはどのように見られ、思われているのでしょうか。会議において議員は、知らないところ、見えないところ、理解できないところ、納得できないところを尋ねます。町長以下課長さんが経緯や条例、仕組み、思いを答えられ、議員一人一人の判断が議決となっていきます。ところが、この過程が町民には十分に伝わっているかというのが怪しいのです。

私も広報委員をやっておりまして議会だよりにかかわっておりますが、町民は何を知りたいか、町民に何を伝えるべきかとの基準で編集作業に携わっております。また、詳しく書けば文字が多くなり、読者は読みたがらないのではないかと挿絵や写真を多用しております。議会の内容を知りたければ議事録を閲覧すればよいと答えが返ってきそうですが、それはかなりハードルが高いのではないのでしょうか。防災無線で流れる音声による情報が今のところ最も町民に伝わる手段であろうと思われまます。しかし、現状では一般質問のみです。

本来ならば町長の提案理由の説明が一番最初に来て、それを町民の方が考え、そして一般質問

で議員との質疑を聞くというのが正当ではあるかと思いますが、この一番町民に伝わる手段というのをただの一般質問に使っているというのはこれから検討すべきことだろうと思っております。防災無線、広報紙、YouTube等のインターネットコンテンツの利用も住民主体で検討すべきだろうと考えております。本日は、町民に最も伝わる手段である防災無線を利用するこの一般質問において、町民の方から私が受けた質問を町民の代表として質問していきたいと思っております。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について。現在、山都町のワクチンの接種率はどうのような状況でしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。初めに、令和3年8月31日付内閣官房IT総合戦略室より、接種率に用いる母数について、これまで令和2年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口データだったものを、令和3年9月1日から令和3年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口データとする旨の通知がありました。そのため、母数については令和3年1月1日時点の山都町住民基本台帳に基づく対象者とし、接種数につきましては9月6日時点のワクチン接種記録システムに記録された接種数でお答えいたします。

12歳以上の接種対象者1万3,395人に対し、1回目接種を終えられた方が1万1,837人で、接種率が88.37%、2回目接種を終えられた方が9,562人で、接種率が71.38%です。

以上です。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） さきに聞いたときに老人の方の希望が75%というふうにありましたが、かなり接種率はよくなっているというふうに感じました。接種が進むに従って、私は副作用とここに書いておりますが、副作用は薬がすることで、今は副反応と言われるそうですね。副反応は人の反応ということで、ちょっと責任逃れの表現かと思いますが、近所にも具合が悪くなって入院されたという方も何人かおられました。そして接種を受けない人は副反応が怖くて受けないということなんですよ。これは大体国が主体ですかね、この接種事業は。いろいろな皆さんの不安というか、副反応後の対応についても町に相談しようなんていう声はどこにも出ません。どぎゃんか自分たちでお医者さんに聞いてからという形で進めておられます。まだやっぱり接種されてない方も、いまだに副反応が怖いからと頭の中であって拒んでおられます。こういう点については、町の対応といたしますか、積極的な対応はあったのだろうか、できなかったのだろうか。お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。議員の御質問、副反応についてまず少し説明したいと思います。

副反応は、ワクチンを接種する際に起こる免疫反応です。ワクチン特有のものでございます。ワクチンは異物に対する免疫機能を引き起こすことを目的としていますので、多かれ少なかれ副反応が起きます。新型コロナウイルスワクチンでは、接種部位の痛み、発赤、腫れ、かゆみ、疲

労、倦怠感、悪寒、発熱、頭痛、関節痛や筋肉痛、吐き気などが知られています。これらの副反応の出方は人によって異なりますが、接種翌日から2日後に高頻度に出現し、特に2回目の接種後は1回目より出現頻度が高く、症状も強くなる傾向があります。基本的には副反応は二、三日で消えていきます。接種部位の腫れは人によっては消えるまでに1週間以上かかることもあるようです。

副反応疑い報告につきましては、予防接種法第2条及び予防接種法施行規則第5条及び予防接種ガイドラインにより副反応疑い報告をする必要がある症状が規定されているところです。新型コロナウイルスワクチンの場合は、アナフィラキシー反応や血栓症、その他の反応23種類において、予防接種を受けたことによるものと疑われ、診断された場合、医師が速やかに副反応疑いを厚生労働大臣に行うこととされております。

予防接種につきましては、そういう副反応が発生しましたら接種医やかかりつけ医に御相談くださいということで御案内いたしております。町に御相談がありましたときも、このような案内をしているところでございます。また、報告が行われた場合は厚生労働省から県を通して予防接種を実施した市町村に通知される仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 分かりました。私がいなかっただけのように、接種を受けてない方への対応として、やっぱりこういうところを丁寧に、これも必要だろうと思います、丁寧に説明してあげるといふことも。結局受けてない方は今からずっと危険にさらされるわけですので、町としては住民の生命を守るという役割があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

4番目に、小中学校でのタブレット端末導入に伴い、今回の新型コロナウイルスの流行というか罹患患者が増える状況で、オンライン授業の準備というのはいかがなっておりますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。休校時等を想定したオンライン授業の準備について、設備面は整っております。活用面では、タブレットを家庭に持ち帰ってのインターネット接続テストを全校で実施済みです。また、ズームによる試験的なオンライン授業を2校で実施し、ほかの7校でも実施に向けて準備を進めております。

学習の中身については、全校とも研究中でございます。子供たちが家庭でタブレットを使用する際の操作やルール等についても子供たちへの指導を行うとともに、保護者に御協力をお願いしているところでございます。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） オンライン授業をすれば、普通の授業よりも学習効果というのは落ちるだろうと思います。しかしながら子供たちの生命を守る場合は必要でありますので、完璧な準備をされることを望んでおきます。

次に、町が管理する小規模河川について。

線状降水帯が全国各地で頻発しております。本町でも例外ではありません。しかしながら、本

町だけでしょうか、町が管理する小規模河川は災害が起きてから対応するというような方針であるそうです。しかし、今のような気象状況を見ますと発生する前の防災対策というのも検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。まず町内の河川の状況でございますけれども、熊本県が管理する一級河川が24河川、また、町が管理する準用河川が42河川あります。それぞれ河川法に基づき河川の管理区間が指定されているところでございます。

一方、河川法の適用を受けない河川につきましては、流量も少ない小規模な河川ということで、一旦豪雨になれば周辺に降った雨が短時間のうちに流れ込み、勾配が急峻なため護岸が洗掘するなど、災害が多発しているところでございます。

豪雨等で発生しました災害につきましては、1か所当たり災害査定決定額62万円以上の場合、災害復旧事業として国の補助を受けて工事をしている河川が、先ほどの準用河川を含みまして208河川ございます。議員が言われましたとおり、災害復旧事業は被災した護岸を原形復旧する工事のため、予防的な護岸工事は事業の対象となっております。

また、町が管理する準用河川につきましても、河川改修事業の対象とはなっているものの、受益戸数50戸以上とかいろんな補助要件がございまして、この事業に該当する河川も現在ないのが現状でございます。

このような中、令和元年の台風19号によりまして、関東、東北地方では護岸が決壊し、多くの住宅が冠水するなど、甚大な被害を受けたことを受け、地方公共団体が緊急的に河川に堆積した土砂を除去し、危険箇所を解消するための支援策として、令和2年度から令和6年度までの5年間限定でございすけれども、緊急浚渫推進事業債が創設されております。

内容としましては、地方公共団体が管理する河川において浚渫及び樹木伐採に関する管理計画書を策定し、町の単独事業として実施する工事が対象となっております。起債充当率100%、交付税措置率70%となっております。

なお、熊本県では、令和6年度までの5年間に町内の11河川でこの浚渫工事を実施されることとなっております。本町では、平成28年の豪雨災害をはじめ、毎年のように災害が発生している状況でございます。最近の気候変動に伴い、線状降水帯では局地的な豪雨が長時間続き河川氾濫が発生していることなどを踏まえ、町としましても住宅地等の浸水被害を未然に防止するため、本事業を活用した河川浚渫による防災対策を進めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 5月の豪雨の後にも、今度大雨が降ったら見に来てくれと地元の人から言われました。そこに住む人にとってはこれは避けられない大変な課題だろうと思いますので、今の答弁にありましたように、ぜひとも積極的な対応をお願いしたいと思います。

その例で、水ノ田尾というところに御船川の支流である滑川が流れておりますが、それを昨年

度から浚渫されまして、今回の豪雨等でも住民の方が本当に安心して生活できたということをおっしゃっております。やればできるというか、やっぱり住民の安全・安心を確保することが大事だろうと思います。

また、もう一つの例は、金内に御船川というのが流れておりますが、その堤防が2年ぐらい前からちょっとずれて、ずれてますよと区長さんもずっと報告をされておりました。ところが、何もされなかったところで、この前の5月の豪雨で100メートルぐらいブロックの内側が流されてしまったわけです。結局、工事費は膨大な額になろうかと思っております。雨漏りとシロアリはやっぱり早めにしたほうがよかというようなことわざがあったような気がしますが、何と申しますか、長寿命化とかいうことでトンネルとか橋などもいろいろ対応されておりますが、河川については本当にたくさんの方がかわることですので、よろしく願いしておきたいと思っております。

続きまして、3番、気象変動によって、また、コロナ禍によっての農業対策ということで、昨年のウンカの大発生により、稲作農家の米の収量は激減いたしました。そのためでしょうか、町は今年水稲共済の加入金を助成されまして、ああよかったなと思っておりますが、その利用状況はいかがでしょう。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。水稲共済加入促進事業でございますが、令和3年産の水稲共済の加入状況でございます。加入戸数が1,147戸となりまして、昨年の加入戸数が893戸でしたので、昨年比較で約128%という形になりまして、254戸の加入増加となっているところで。

加入率で見ますと、昨年、令和2年産の山都町の加入率は55.7%という数字でございましたが、令和3年産の加入率は72%となりました、約16ポイントの加入率増加ということでございます。県の加入率の平均が68.7%と今のところ聞いておりますので、少し上回ったという結果でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 昔はこれが強制でしたので全部でしたが、自由になったらみんなばたばたと、特に大きい農家の方からやめられました。去年の経験がありますので今年は町としては非常にいい仕事をされたなというふうに私は思っております。

ところで、今年は雨が少ない空梅雨でした。そして野菜の生育が良好で豊作による価格低迷というのがありました。そして8月の盆時期の長雨、それが今、収量減ということで、コロナ禍による消費の低迷もありますが、野菜農家は非常に疲弊していると思います。

そんな中で、共済組合のほうでは収入保険というのがありますので、来年はこれで農家を助けるというか、そのための施策をせんやんとじゃないかなというふうに思いました。それは今年の水稲共済への助成ということがあったので、直接金を援助するわけにはいきませんが、こういう救済事業を補助することは必要ではないかなというふうに思っておりますが、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。収入保険の加入ということで、近年、豪雨等の自然災害の発生であったり、おっしゃいましたコロナ禍の感染拡大等による価格低迷など、農業経営上のリスクの軽減のためにやはり農業保険制度のセーフティネットへの加入というのが非常に不可欠ではないかと感じております。農業者の方が自ら適した制度を選択されて備えていただくことが重要でございますので、農業共済組合など、情報を共有して制度の周知、加入促進に努めてきておると思っております。

収入保険は熊本県農業共済組合が受付をされて加入をいただくところでございますが、山都町の令和3年産の収入保険の加入状況は、加入件数では52戸が加入されているところでございます。現在、収入保険に加入する農業者への支援としましては、熊本県が今年6月にコロナ禍の特例として令和4年産分への新規加入者と一部の既加入者に保険料の助成をする制度を新設されております。

新規加入者へは、加入者負担の3分の1を上限6万円に助成をしまして、既加入者は区分変更等の掛金の増加が生じたうちの加入者負担の3分の1を上限1万円として助成が行われるような制度となっております。

今後、町内の農業者の加入状況あたりを把握しながら経営リスクの軽減が図れるよう、セーフティネットの加入の後押しとなるような支援につきまして検討を図っていきたく思います。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 県とそして町からの支援を強く要望して、この質問は終わります。

続きまして、農地の災害復旧について。たくさん地震と豪雨の後の災害復旧がありました。その中で、うちの近所でも同じところがまたやっぱり同じように崩れるわけですよ。何でだろうかと思いますが、そういう災害復旧、町の方が来て地権者が来て、いろいろ確認されると思いますが、そういうときの聞き取り調査とか、どういうふうな水の出方をして、どのような崩れ方をしたかとか、そういう点は十分に行われているのだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。農地の災害の状況ということでありますが、現地の確認におきましては、災害の発生後に警報と危険な状況が落ち着いた後に災害の受付を行っているところでありますけれども、その後、災害復旧事業では被災した箇所を農水省、財務省立会いの下、経済的な工法と言われますが、その中で査定を受けて工法等を決定して実施をしているところであります。

状況では、土坡ののり面や石積みのり面が被災するような状況でございましたらブロック積みによる復旧を行うなど、より強固な構造物にするよう復旧するようにしております。再度災害を受けた箇所については同じ構造で復旧するのではなく、構造物を追加するなどしてのり勾配を緩くして、再被災を受けにくいような形で申請をしているところでもございます。

しかし、被災箇所のみでの復旧でございますので、周辺含めて被災原因などを考えながら農地、水路、水処理など、大雨に備えて農家の方々にも管理の面を徹底していただくなど、お願いをし

ているところでもございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） その大雨が、今までに経験したことがないというようなのが、毎年のように経験したことがないという大雨になっているものですから、災害が繰り返されるのだろうと思っております。

阿蘇方面が地震の後、創造的復興ということで、非常に立派に土木建設事業が行われておりますが、法律の問題もあろうかと思いますが、農地もやっぱり創造的復興ぐらいのやり方でいかんとこれからの災害には耐えていけんだろうと思っておりますので、その点は国等への要望等をよろしく願いしておきます。

続きまして、町営グラウンドの新体育館建設についてということですが、今年は夏の間、盛土という言葉が非常にテレビで何度も出てきました。盛土が悪かわけじゃなかっでしょうけど、しっかりした工事を行えば盛土も普通のところと同じようになるかと思えます。しかし、高速道路で小池高山から降りたところ、インターみたいところがやっぱりがくんとくっですもんね。あれは盛土してあつただろうと思えます。地震の後そのままです。あそこを通るたびに何でここばさっさんとだろうかというふうに思いますが、それほど盛土というのは弱いというか、仕方がないのだろうと思えます。

それで、安全だ、安全だというふうに体育館の盛土について課長は言われておりますが、一体どれぐらい安全なんだろうか。町民の方に分かってもらうために、安全率を3取ってありますよとか、5を取ってありますよとか言われると、なら安全たいなというふうに思うわけですよ。そういう点の情報はありますか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。盛土の安全率についてのお問合せですけど、安全率につきましては、盛土の安定計算を踏まえまして、安全率1.2以上というのが通常の基準でございます。それを全てクリアしておりますので、安全でございます。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 数値は分かるわけですね、実際幾つあるかというのは。1.2以上は分かれますけど、1.8あるとか、1.9あるとか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。数値につきましては別途資料がございますので、後で御披露いたしたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） できればそういうことを町民に伝えてもらいたいと思えます。大丈夫ですよというのを町民のみんなに分かってもらえるようにです。ただ、もしも何かがあったときは「何か」って後から追及されると思えますが、それは大丈夫ですね。はい、いいです。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 最後の質問ですが、会計システムについてということで、単式を行政は取っておられるということです。私どもは農業をしておりますが、早くから税務署から複式にせいと言われてやっております。一遍複式にすると、便利さというか、正確さ、非常によかったですよね。何でこれを行政がしなかったかという、ちょっと歴史を見ると一時期それに取り組んだそうです。明治頃ですか。しかし、誰かが、「何、そぎゃん面倒なこつば」っていうふうにして言った人がおってまた元に戻ったそうです。今、世界では大体複式が普及しているようですね。それから東京なんかも複式をやってるみたいです。

いろいろメリット・デメリット、専門的なことよりも、今日も体育館、道の駅のお金の話が出ました、20億とか6億とか。そういう話を数字が入ってくると僕たちはすぐ減価償却で、なら1年にどれぐらいかかるかなっていうのがすぐ頭に浮かぶわけですよ。そういう感覚というか、そしてまた複式による数値の分析のしやすさというか、そういうところを役場の中にも広めていかやんのじゃないかと思えます。これは人材の育成という点で。そうすればいつもコスト意識等があつて、これからの行政活動において町民にとってはプラスになってくるだろうと思えますので、小さいところからですが導入のお考えはないでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 中村議員から言われたとおりだという思いであります。私も民間からという形は別にしながら、役場に入り、どうにかしてコストの削減等々がでけんかなとずっと思ってきておりましたが、地方自治体の会計報告については法令により定めたような形の中でやるというようなことで、今そのような形でしております。

今言われましたような部分、やっぱり今後改善せなん部分については、これは法律上もありますが、やっていかなくはいけないなというような思いであります。複式簿記の導入につきましては、町単独での財務会計システムの再構築の経費であつたり、財務関係職員の教育であつたり、いろんな問題点がまだたくさんあるところがございますので、すぐというのは現状で難しい部分があろうかなという思いであります。今後も現行制度の下で町民の皆様への適切な情報開示を行いながら、今言われましたような部分についても今後の課題としていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 私も含めまして、年をとればとるほど変化というのが必要ないと、恐ろしくなって怖いというか、避けたくくなります。しかし、若い人は全然違うとですよ。若い人は物事を単純化し、問題を解決しようというふうにすぐ発想されます。それに対して、私もです、いや、これはこういう経緯があつたとか、こうこうの効果があつたかというふうについて答弁しがちなんですけども、やはり恐れずに変化に対応する、切り捨てると言うといかんですけども、取捨選択を今からしてしていかならうと思えます。役場の行政の方、課長さんたち、いつも改善意識というのを持って、忙しいですけど改善をしていこうという一つ一つ実行を心がけてもらいたいと思えます。これをもって一般質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、3番、中村五彦君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午後 1 時45分

9 月 8 日（水曜日）

令和3年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年9月2日午前10時0分招集
2. 令和3年9月8日午前10時0分開議
3. 令和3年9月8日午後2時59分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
 - 日程第1 一般質問
 - 1番 眞原 誠議員
 - 日程第2 議案第66号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第67号 山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第68号 山都町水道事業給水条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第69号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第2号）について
 - 日程第6 議案第70号 令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第7 議案第71号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第8 議案第72号 令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 日程第9 議案第74号 字の区域の変更について（山都町長田・芦屋田）
 - 日程第10 議案第75号 山都町過疎地域持続的発展計画の策定について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 眞原 誠	3番 中村 五彦	4番 矢仁田 秀典
5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美	7番 甲斐重 昭
8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加	10番 藤原 秀幸
11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治	13番 藤澤 和生
14番 工藤 文範		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

2番 西田 由未子

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会 計 管 理 者	木 實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田 上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代

福祉課長	高野隆也	環境水道課長	高橋季良
農林振興課長	片倉城司	建設課長	山本敏朗
山の都創造課長	藤原章吉	地籍調査課長	藤岡勇
学校教育課長	嶋田浩幸	生涯学習課長	上田浩
そよう病院事務長	藤嶋厚美	監査委員	志賀美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 皆さんおはようございます。

例年ですと、この時期は、ここ役場本庁のある浜町は八朔祭のムード。人々の心も高揚感で満たされるわけですが、街頭も八朔音頭の音楽が流れたりとか、そういうことになっているわけですが、去年今年と新型コロナウイルスの蔓延で中止となっていて、今寂しい限りだなと思うところです。

また、八朔に限らず、火伏地藏祭、文楽の里まつり、そのほか、各地域の行事や習わしがやむを得ず中心になっていまして、何より危惧いたしますのは、長年にわたって積み重ねられてきたそうした文化などが途絶えていってしまわないかということです。1年、2年の中止、延期でそうしたことになるとは思えないですが、ただ、歴史の中でなくなっていった伝統行事などは、例えばこうしたことがきっかけでそういうことになっていたりしているのではないかと心配しているところです。

そんな中ではありますが、昨日、ちょっと明るい気分になれるニュースが飛び込んできます。矢部高生が、今年も八朔の大造り物を完成させています。今年は漫画ワンピースのキャラクター、トニートニー・チョッパーというキャラクターですが、これを造ってあります。麦わらの一味の船医、お医者さんなんですけれども、というキャラクター設定ですので、手にはワクチンの注射を持っていました。今、矢部高校の体育館の横にちょうど展示してありますので、今日お帰りの際などには、ぜひ見ていただければと思います。

さて、仕方ないこととはいえ、こうしてお祭りやイベント、あるいは人と関わる機会などがなくなっていまして、人々の健康や社会の状態というのが悪化しているというふうに聞いています。今回の一般質問では、この長引くコロナ禍において、人々の健康や社会の安定が損なわれないた

めに、行政が行うべきことについて考えていきたいと思ひます。

それでは、質問台のほうに移ります。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 新型コロナウイルス感染症が発症しまして、苦しむ方や亡くなった方というのが、もう今までたくさんいらっしゃいます。そうした方々を増やさないために、国民の健康を守るために、政府、県、地方公共団体が、今、様々な対策を打っています。

日本では感染を防ごうと、マスクの着用やソーシャルディスタンス、3密を避ける。最近ではゼロ密を目指すと言われてはいますが、そうしたことや、緊急事態宣言であったりですか、あとは、まん延防止等重点措置の下に感染の広がりというか、感染のリスクがあるとされる営み、こちらの停止を要請されたりもしています。これは、感染の広がりを防ごうとするもので、国民の健康や命を守ろうという目的で行われているわけです。

しかし、こうした動きを全国的に行っているがために、別の側面で人々の健康や社会の安定が損なわれるということが、今まさに進行しているということも事実です。

まず、最初の質問なんですが、健康2次被害という言葉がござります。御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、これは、コロナ禍において、自粛生活で運動量や、あるいは人との関わり、これを減らすことで引き起こされる体の不調のことを言うようです。

内容といいますと、免疫力の低下ですとか、肥満や生活習慣病の悪化、それから、ストレスによる心の病、高齢者の方になりますと筋力の低下を原因とした転倒ですとか、転倒した際の骨折、そうしたけがですとか、あるいはまた、認知機能の低下などが挙げられています。全国を見渡しますと、既にこうした現象は現れているということらしいのですけれども、さて、ここ山都町ではどういう状況なのでしょう。

こちらを健康ほけん課長、そして、福祉課長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、お答えいたします。眞原議員がおっしゃったことと少し重なる部分もあるかと思ひますけれども、お答えしていきたいと思ひます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、不要不急の外出を控える自粛生活が継続される中で、今までの生活習慣が大きく変化しています。全国的には、感染予防のために外出の機会を極端に減らした結果、筋肉量の減少、免疫機能の低下、生活習慣病の発症や悪化、認知機能の低下を招き、ひいては脳梗塞や心筋梗塞の発症、要介護や鬱のリスクにつながるという、健康2次被害が生じることが懸念されています。

山都町においては、住民から電話等で、コロナ禍の生活が続いているため出かけるのが怖い、毎日鬱々としている、何も楽しみがないなどの相談が寄せられています。心の状態が悪化している人の具体的な人数等は分かりませんが、山都町国保や後期高齢者医療の診療報酬明細から分かることは、躁鬱病を含む気分感情障害で外来受診している人の被保険者千人当たりの件数が、令和元年度14.6件から令和2年度16.3件、令和3年度はまだ年度途中ですが、16.4件と増えています。

また、山都町の特定健診や後期高齢者健診結果から分かることとしては、感染の流行前の令和元年度と令和2年度を比較してみると、基準値以上の人の割合が、肥満、血圧、LDLコレステロールで増加し、特に高血糖の検査であるヘモグロビンA1cは88.0%から90.6%へと増加しています。

また、山都町国保の医療費においては、全体の医療費の中の生活習慣病に関連する医療費の割合が、令和元年度は35.7%であったのが38%に増加しています。中でも、脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患の割合が約2倍に増えています。

これらの状況を詳細には分析できませんが、コロナ禍の外出自粛等による影響が結果に顕著に反映されていると思われます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。コロナ禍における介護認定者の増加について、認定者数、状態悪化に伴う認定見直しの状況を見てみますと、明らかに介護認定者の増加や状態悪化は見られないようです。参考に、3月末の介護認定者数が1,556人、8月末が1,536人ということで、ほぼ横ばいの状況であります。

地域での通いの場やサロンなど、地域交流の場も感染対策を行った上で可能な限り活動をしてこられた様子で、今まで完全に休止となった事例はほとんどないようです。

福祉課、地域包括支援センターでは、コロナ禍であっても継続可能な運動の取組として、上益城地域リハビリテーション支援センター主催で開催されているオンライン体操教室や100歳体操を千寿苑で週に1回交互に実施しており、毎回10名から30名ほどの参加がっております。

また、高齢者の方でも農作業等で体を動かす機会も多く、午後3時に流れるラジオ体操も運動の一助になっていると思われます。

介護事業所のほうですけれども、県外等からの来訪者との接触によって、2週間程度デイサービス等の利用を制限される事業所等ありまして、機能低下を招く懸念等ありますけれども、ケアマネジャーとか事業所のスタッフさんの協力、また、御家族の御協力の下、健康観察や日常生活の支援を行うことで状態悪化を防いでいるのではないかと思います。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、健康ほけん課と福祉課、それぞれから御報告いただきましたけれども、やはり健康ほけん課長からいただいた御答弁の内容は、数値に相当現れているというのが見て取れて、私も思った以上に状況が進行しているなど感じたところです。

また、福祉課長からいただいた御答弁の中では、さほど影響が今現在出ている状況には見えないということで、若干安心したところでもありますし、また、対策というか、対応としては、人が交流を全くなくすのではなくて、感染防止の対策をした上で、できる限りやっつけようという感じでいいかなと思います。3時のラジオ体操も、あの音楽が流れますと、何かどうもやらなきゃいけないような気分になりますので、私も家で事務仕事とかしているときは必ずやっていますし、ラジオ体操第1でもしっかりやると結構運動量になりますので、皆さんなさったらいい

いと思います。

それでちょっと関連で健康ほけん課長にお伺いしたいんですけれども、福祉課長からの御答弁では、健康2次被害につながらないようにということとといいますか、人との関わりを絶たないようにということで、いろいろ工夫があるというふうに御答弁いただいたんですけれども、健康づくりとかそちらのほうで、何か健康2次被害ということを意識しながらやっつけや対策というか、対応というのがもしあれば教えてください。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えします。新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルに伴う山都町の方針の中に、町民皆様へのお願いや日常生活の各場面別の生活様式の中で行動指針に類似したものを掲載していますので、改めて御紹介いたします。

症状がなく、ワクチンの2回接種が完了してもマスクを着用し、小まめな手洗いを実践しましょう。三つの密の条件の重なる場に出向かないなど、基本的な感染症対策を継続して実践しましょう。バランスのとれた食事、適度な運動や散歩、休養、睡眠などの実践で自己の健康管理を十分に行い、抵抗力を高めるようにしましょう。また、日常生活の各場面別の生活様式として、娯楽やスポーツなど、食事や会食、買物などについても掲載しています。

これらの生活様式は厚生労働省により作成されています。一人一人の身体の状態や生活状況は異なりますので、具体的な内容では掲載しておりませんが、いま一度これを御覧になり、お一人お一人が基本的な感染防止対策を徹底していただきながら、御自分の健康管理をセルフケアとして行っていただければと考えます。

今はまだ感染が収まらない状況下ですので、今後も外出自粛や社会活動の抑制は続くと思われまます。著しい健康2次被害を招かないために、コロナ禍での人との関わり合いや会話の大切さ、自宅のできる筋トレや運動法などを防災無線やホームページ、広報紙などにより周知していきたいと考えます。

また、あわせて、お一人お一人の健診等の結果や、生活状況に基づいた保健指導や健康相談などを感染症対策を講じながら行ってまいります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今の御答弁では、多岐にわたり今も対応いただいていますし、それから、これからもそうしたところを意識しながら対応なさるということで安心しております。

やはり、住民の皆様一人一人がこのことを意識しながら、日頃の生活スタイルをつくる。感染拡大の防止と、それから、健康2次被害の防止、この2つの観点から人との関わりというのをつくっていくのが大切だと思います。

ただ、この二つは相反する要素を持っていますので、具体的にどうすればいいのか。こういう機会のときは、これ、したほうがいいのか、それともやっぱり今回は見送ったほうがいいのか。悩まれることもたくさんあると思うんですよね。ですから、そういうときに、今御答弁にもありましたように、何かしらその判断の基準となる指針というものが、住民の皆様のと

ころにきちんと届くような形ができればいいなと思います。

参考までにですけれども、日本には健康2次被害コンソーシアムっていう組織が出来上がっているようでして、これはウェブで健康2次被害っていうキーワードで検索していただきますと、トップに出てきます。代表発起人は大学の東大の教授と、あともう一人どなたかだったみたいですが、もう今既にたくさんの自治体ですとか企業が、このコンソーシアム、要するに同じ目標を持った共同体というところに参加していきまして、ホームページの内容も日々充実してきている状況なんですよ。

なので、こういったところも御参考に、住民の方々も行政のほうもしながら、この健康2次被害防止に対しては、これからすごく注意しながら施策を進めていけたらいいなというふうに思います。

では次の質問ですけれども、ここの健康2次被害に関連もしてきますが、スポーツ庁も実はこの健康2次被害ということを危惧していきまして、運動の奨励とかスポーツの効能などを出していきます。

その中で、長い休校明けの子供たちの状況として、運動不足によるけがですとか、あとは疲れやすい体質になっていたという、そういった報道を例に挙げながら問題視してありました。コロナ禍においては、子供の運動機会の確保というのも非常に重要な対策なのだろうと思っています。

まずは山都町の状況を教えていただきながら、それから、今現在、中学校は部活動が休止になっていると思いますし、体育館やグラウンドといったスポーツの施設も新しい予約による利用はできないという状況になっていたかと思います。なので、社会体育活動といいますか、計画立っていないところの活動なんかはちょっと抑制されているところがあると思いきまして、ただでさえ山都町も子供の運動機会を確保するというのを一つのテーマに学校と話し合っているところだと思うんですけれども、それがさらに悪化している状況下において、何か対策等を考えていっているのか、その辺りも教えていただけたらと思います。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 蔓延防止と、社会全体が感染防止、拡大防止に取り組む中にありますので、学校教育活動におきましても児童生徒の健康保持を第1に考えた予防策を優先して、細心の注意をとって取り組んでもらっております。

学校における運動機会につきましては、感染対応レベルなどに応じた国や県の通知等に沿って、感染予防策をとって行われております。距離を取り、接触をできるだけ避けるなど、制約があることは現状ではやむを得ないことかと考えております。

そのような中にありますが、各学校では、感染防止に配慮しながら意欲を持って体力向上に取り組めるように、運動機会の確保に努めております。

例えばということでは、朝活動や昼休みには縄跳びや一輪車、ランニングなどを推奨したりして取り入れております。ランニングもモチベーションが高まるように、走った距離を九州地図や日本地図に記録するなどの取組を進めている学校もあります。

小学校の運動会では、徒競走など、密にならない競技を中心に種目を考え、ダンス等では、集

団競技は間隔を開けて実施するなどの計画をしてあります。

中学校におきましても、昼休みにグラウンドや体育館での積極的な運動を働きかけるなど行っております。

教育委員会でも、これは校長会ともしっかり連携をいたしまして、いろいろな情報の収集と、それから、取組の推進に進めておりますが、個人で取り組める運動情報の収集とか、例えばYouTubeのダンス動画を学校での課題にして、学校と家庭で練習をして、その成果を披露する機会を学校で、あるいはオンラインを含めて、その披露の機会を設けるなど、楽しく運動に取り組めるような、そういう働きかけを今後も継続してやっていきたいと考えているところであります。

また、御質問の社会体育関連におきましても、一般の皆様につきましては感染予防といいますが、それを最優先しておりますので、新規の貸出し等は現在、まん延防止措置の期間は貸出しを停止しておりますが、少年スポーツ活動につきましては、用途も考えながら、現在も制限をかけながら、そして感染予防の徹底をお願いしながら、活動は継続しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 丁寧に御対応いただいているようで安心いたしました。

先ほどからも申し上げていますが、感染拡大を防止するというような、非常に重要なテーマですので、これはやらなければならない。

しかしながら、それによって引き起こされる、別な、何と言いますか、マイナスの要素に関してもしっかり対応していく必要があるということで、難しいテーマだとは思いますが、その辺りをバランス取りながらやっていけるといいなと思っております。

では、続きまして次の質問に行きますが、公共交通網についてお尋ねいたします。

一昨年、2019年に山都町地域公共交通網形成計画というのを策定してあります。2023年までの計画ですので、今年がちょうど折り返しの年になるのかなと思われま。計画では、今年から随時見直しというふうになっておりまして、そこで、これまでの経過というのをもう一度確認させていただきたいと思っております。

特に去年だったですか、蘇陽地区で予約型、デマンド型というものを導入なさっていますけれども、その導入の効果がどうだったのか。その辺りの検証もちょっと御報告いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。また、デマンド型を実証をした結果っていうところでの御質問でございますけれども、現在おっしゃいますように、蘇陽地区におきまして、今まで7路線ありました区域内において、その区域を4つの区域に分けて、予約があった場合のみ運行しております。

利用状況としましては、定時定路線で運行していたときと比較して全体的に減少はしているものの、大きく変わらない状況となっております。利用者はほぼ限られているところです。なお、コロナ禍前の令和元年度と比較しますと、町内ほとんどの路線で利用者の減少が見られます。

デマンド運行におきましては、路線ではなく、行政区などで運行区域を設定しておりまして、安全性が確保できればバス停以外での乗降も可能となっております。

現在は、一般利用日において利用の少ない路線に導入しておりますが、予約するという手間がございますけれども、なるべく自宅近くで乗車が可能となるよう配慮しているところです。利用者の少ない路線においては、効率的であると考えております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） そうですね。予約型、いわゆるデマンド型と呼ばれているものは事前に予約が必要だということで、利用なさる方としては、乗りたい方にすぐ乗れないと。乗りたいときにすぐ乗れないという、そういう不都合があるのかもしれないですね。

ところが、出やすいところまで来てくれるというのは多分メリットだと思いますし、それと、この交通網は、利用者数が仮に少なくてもやはり整備はしておかなければいけないという高い公共性があるところだと思いますので、その辺の工夫が必要だなと思いますけれども、実はこの問題は全国的な課題になっていますね。熊本県下でも、IT企業と自治体が連携しながら取り組んでいるところもあるようです。今ある技術で、どうにか、今抱えている課題を解決するやり方とか、そういうソリューションができないのかということ、自治体と企業とで取り組んだりしているようです。

タクシーも乗り合いタクシーですとか、あと、これは都市部の話になってくるのかもしれないんですけど、乗り合いとは違った形で相乗りタクシーというのもあるらしいですね。スマホのアプリを使って、何でしょう、行き先がほぼ同じ方向の人たちであれば乗っかっていくと。そういう相乗りタクシーもあるようです。

そういう今の技術とといいますか、今あるものを活用しながら、今ちょうど見直し期間とといいますか、計画にとっては折り返し地点ですので、随時見直しということをやっているから、そういったものも活用しながら見直しなさるのかなと思っておりますけど、現在のそこに対する取組状況というのはどんな形になっていきますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。公共交通につきましては、おっしゃるように、本町だけではなく他の自治体においても多額の補助金を投入され運行されておりますが、やはり利用者の減少、また、運転手不足という課題があっているところです。

そういう中で、デジタル技術の活用というところもございますけれども、県内だったり先進的な事例等いろいろ調べて検証しているところですけども、やはりデジタル技術の活用、乗り合いタクシーやデマンド運行などにつきましては、なかなか利用者の増加なり改善に結びついていないという状況が現状のようでございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今まさにいろいろと検討なさっているということだろうと思います。

今、御答弁にもありましたけれども、この問題とといいますか、この公共交通網というのは、非常に事業運用そのものにコストがかかる事業だと思います。ですので、これは行政だけで解決で

きる問題ではなくて、旅客業の事業者の方々ですとか、あるいはその利用者の方、あるいは利用目的地側、買物であればお店、あるいは病院施設であれば病院、介護施設などというところと連携していきながら、全体でトータルで考えていく必要があるんだろうと思っています。恐らくそういう検討も、もうなさっているんだろうと思うのですが、今現在、病院が通院の患者さんを運んでいらっしゃるんだろうと思うのですが、バスが運行したりしていますし、介護施設においても、車を走らせていらっしゃると思いますので、そういうところとの連携といえますか、共同になりながらいろいろ考えていくことが必要かなと思っています。

今のようなところも含めて、そういった関係する団体や個人の皆様と包括的に考えていくということに関しては、企画政策課長、今どのように進んでいますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。おっしゃるように、運行に係る経費につきましては、本町においてはスクールバスに対する国からの地方交付税措置があつておりまして、その中でコミュニティーバスの運行を行っている状況です。

運賃収入につきましても、令和2年度は約400万円程度で、年々利用者数の減とともに収入も減少しているところです。

現在のところ、利用料以外の運用資金等の調達については検討してはいませんが、やはり限られた財源を効果的に活用していく必要はあると考えております。

本町の中で御意見としまして、スクール便とコミュニティー便を切り離し、利用状況に応じた見直しが必要との御意見がある一方で、利用されている方からは現在の継続を望む御意見をいただいているところです。

住民の皆様のニーズは多様で、全てに公共交通で対応することは困難ですが、ニーズを把握しながら効率的な運行に取り組んでまいりたいと思っております。

また、有志の方で、高齢者が安心して暮らせる社会を支える公共交通を考える会というところで、この中には●●議員、●●●議員とも入って意見交換されていますけども、そういう意見交換の場を活用しながらニーズ等の把握をしてまいりたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 非常に難しい課題とは思いますが、しかしながら、喫緊の課題でもあると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ってまいりたいと思っております。

冒頭でも申し上げましたとおり、この長引くコロナ禍におきまして、感染の拡大を止めるために人の移動を止めて、また、人の集まりを制限しています。それが人々の健康に不安を与えていると。対策が必要だということは、先ほど最初の質問のやり取りで確認できたところです。

それでは、社会のほうはどうかと思います。人間社会の営み、人々の生活に必要なとされるものやサービスは、政府や自治体などの公と、それから、企業や事業主さん、民間のほうから供給されていますいわゆる公共サービスと民間民営のサービスということになるかと思いますが、例えば、先ほどの質問におけます公共交通、旅客業は、これは事業主体は民間ですが、公的

サービスにはなくてはならないものです。

さらに身近なところで言いますと、生活必需品、これを販売しているお店も、あるいは、私も議会前はいつも髪を切っていただきますが、そうした理美容店、あるいは、こうして議場に来るときに着ておりますスーツは家の洗濯機ではなかなか洗えませんのでクリーニング店、そういったところにお世話になりながら、日々の生活を支えていただいているという認識があります。また、家の困り事を解決してくれる設備業者さん、こうしたところも日常生活には欠かせない、民間でありますけれども事業だろうと思っています。こうしたサービスの供給が私たちの生活をしっかりと支えてくれていると。

それからまた、農林水産業のほうで言いますと、人々の食、それから、林業であれば建材の供給、あとは、もっと広い意味で取りますと自然環境を守るという、私たちの生活環境の土台を守るという重要な使命を負った産業だということが言えると思います。

こうした産業に対して、産業振興という取組が行政、公のほうではありますが、これは、地域経済の発展、山都町経済の活性化、こうしたことが目的になっていると思いますけれども、それに加えてといたしますか、それよりもより上位の目的になるかと思っておりますけれども、町民生活の向上、生活の質の確保ですとか、あとは利便性の向上とか、こういったことがしっかりと目的になっていると思うわけなんです。

この点について、今、山都町行政の各課のほうからではどのように御認識いただいているのか。ちょっとその辺りをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。農業の生産活動の振興において、町民生活での利便性といたしましては、消費者である町民の方が自ら農産物の生産状況を確認できるような身近な場所から新鮮でより安価な農産物を得ることができることが、安心安全の志向の高まりを見せる昨今においては、特により重要な側面の一つではないかと思っております。

また、基幹産業であります農林業の振興を図ることは、農村集落の維持に直結し、まちのにぎわい、豊かな自然環境や美しい農村風景、そういったものの保護、農道及び水路等の環境整備につながり、食材の確保と併せまして、住みやすさであるような利便性にもつながっていくものと考えます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。御質問がありました点について商工分野で申し上げたいと思っております。

商店街など地域産業については、もともと商業機能の向上による地域経済の活性化への寄与という役割を果たしております。また、地域住民の利便性を支えるという側面については、御指摘があったとおり、民間事業とはいえ、地域住民の生活を支えている飲食業や理美容業、交通、病院等、地域社会の運営には欠くことのできない存在であります。少子高齢化が進む本町にとって、その意義はますます重要であり、幅広い事業者が所在する地域産業が住民の生活向上と交流促進

という社会的機能を果たしているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ほぼ、私が思っていることと同じ思いを共有いただいていると確認できました。安心しています。

なぜこの点について御確認させていただいたかと申しますと、民間における事業は、これは利益を追求しています。ですので、例えばですが、公が民間の事業を支援しようとする、支援を受ける側に対する、何かちょっと言葉が適正か分かりませんが、ちょっとえこひいきかみたいなものが浮上してきたりして、そういう側面に目を奪われがちだなというふうに思うわけです。

しかし、今確認いたしましたとおり、事業者の所得を生みつつ、社会の営みを支えているわけですから、民間事業は、いわゆる近江商人の言うところの三方よしですか。売手よし、買手よし、世間よしということで、民間事業であっても公の側面、公的な側面があるということ一度認識しておく必要があるかなと思ったわけです。

そうしたことを踏まえまして、もう1点だけ確認させていただきたいのですが、都市部におけます緊急事態宣言、まだ解除されていませんし、熊本県のまん延防止等重点措置が発令されています中、8月は日照時間が例年の半分だったようです。異常ともいえる長雨だと思います。時間数は忘れましたが、数字できれいに半分になっていました、今年の。

お盆時期の人の動きですが、これは目に見えて少なかったです。いろいろ人が集まれる場所であったり、国道の交通量についても人が少なかったなと思っております。

そうしたところで、農林水産業と商工業における影響、これがすごく気になるわけですが、8月の状況がどうだったか。何か情報が入っていれば教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。お盆時期の長雨におきましては、農作物の価格、出荷量におきまして、山都町においてもおっしゃるように天候不良の影響が非常に生じているところでございます。夏秋野菜の出荷の価格、量につきまして、農協のほうにも状況をお尋ねをいたしました。6月からの夏秋野菜の出荷のスタート時点から、今年は野菜の価格が安値の傾向が続いてしましまして、豊作による価格の値下がり、やはり、コロナ禍による市場での取引の減少の影響など、品目に応じて、併せて生じているような状況であるというようなことでございました。

農協の出荷実績の8月末までの集計の資料からですと、品目別の単価、前年比の状況でございますが、ピーマンで4割安、キュウリ3割安、キャベツが4割安、トマトも2割安と、主な集荷品目において単価が下がっているような状況を集計表で確認をさせていただきました。

おっしゃるように、日照不足と長雨によりまして、路地、施設栽培とも作物の花がついていなかったりと、今後において9月後半以降の出荷量が大きく減少するのではないかと懸念をされておるというような状況でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。8月11日から降り続いた長雨による商工業への影響についての御質問でございますが、個別の事業への聞き取りでは、長雨による土砂災害警戒情報や避難指示が出されたこと、お盆を挟んだことで小売業、サービス業に影響があったというふうに伺っております。

具体的な売上げ数値につきましては、町の指定管理施設の8月の前年同月比で比較した入り込み客、売上げ額から算出した数値をもって答弁させていただきたいと思っております。売上げ額につきましては、見込額で算出をしております。

まず、道の駅物産館、物産販売施設についてでございますが、入り込み客については40%から54%の減。売上げ額で43%から49%減となっております。

二つ目、キャンプ場施設についてでございます。入り込み客29%から66%の減。売上げ額で37%から47%減となっております。

逆に、前年より利益を上げている施設もありましたけれども、それについては、昨年度、別の要因がありまして利益が上がっているというところでございます。

三つ目に宿泊施設については、入り込み客15%減、売上げ額で24%減となっております。

商工観光関連施設については夏休み期間中であり、お盆を挟んだ時期と重なりまして、人流の多い時期に長雨によりキャンセル等も多く発生し、影響を大きく受けたようでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 野菜も思った以上に数字が悪いなというふうに捉えておりますし、商工業においては、今御答弁いただいた数字は前年同月比ですよね。ということは、前年度も、実はこの時期、コロナ禍で人の流れ止まっていますよね。なので、前々年と比べたらどうなることか。あるいは、前々年といっても、震災からようやく復興しかけてきたというところですが、震災前と比べたら、それじゃどうなるのかという話だと思います。

ちょっと驚きを隠せない数字だなと思っておりますが、蔓延防止の期間中に、飲食業の時短営業が要請されて、売上げ減を補うために協力金の支払いという、そういった制度がありまして、現在もそこは続いていると思っておりますけれども、これらはいわゆる一律な額になっていたかと思ひまして、事業の規模によっては、全く足りないケースというのもあるかと思ひます。そこに来て、先ほどの小売りに対しての売上げ減とかもありますが、飲食業のほうはそうして、足りないケースもあるとはいへども、協力金の支払い制度というのがあります。

しかし、例えば飲食店が営業できないと、そこに商品を卸している事業というのは、ここもやっぱり窮地に立たされるわけですよね。お盆の時期などは、普段ですとどの飲食店もお盆の帰省客とかでにぎわって、暑い時期ですので、例えば夜なんかですと生ビールがたくさん売れたりしていたかなと思ひますけれども、もう店も閉まっているわけですから、あるいは時短で営業といっても時短ですし、お酒の小売店等も例年の忙しさというのが見込めてないのかなと思ひます。

また、出かける機会がないと、例えば衣類、着るもの、こういったものを新しく買おうという意欲が出ないらしく、全国的に見た話なんですけれども、やっぱりアパレルは大不振だそうですし、そうやって考えますと山都町内で衣類を販売なさっている小売店さんも気になるところです。先ほどもお話ししました理美容業の方にしましても、人と会う機会がないので、なかなか一人の方の髪を切る回数が減っているということも出ているようです。

飲食業の時短に端を発している話ばかりではないですけれども、そうして産業というのは連動していると思われまいます。こうしたことは、今ここにいる議員の皆さんも執行部の皆様も御存じのことだと思いますけれども、長引くデフレで、企業、あるいは事業主の方々の事業体としての体力が弱ってきているところに、この新型コロナで追い打ちをかけられて、今、そうではあっても地域のためにという思いもあって、ぎりぎりのところで踏ん張っていらっしゃった事業者の方々がいらっしゃるわけですよ。そこに来て、さきの8月の長雨です。商売としては、特に小売店やそういったお客様相手の商売をなさっている方々としては絶好の機会であるお盆も売上げが、今、教えていただいたように激減しているという中で、もうこれは踏ん張れないという気持ちになられている状況があっても僕はおかしくはないと思っています。しっかりした数字を見ているわけではないですけれども、心情的にそういう心情に追い込まれている事業者さんもあられると思っています。

先ほども言いましたが、民間事業とはいえ、我々山都町町民の生活にはなくてはならないのが、今言ったような町の産業ですので、ここは、こうした本当に苦しい時期においては、しっかりと支援策を打ち出しながら、事業の継続を支えていくと。そういう必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、ここにつきましては町長、そして担当課であります山の都創造課長のほうからお考えをいただければと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。昨年からの新型コロナ感染拡大の影響を受けて収入減となった事業者に対し、これまで国県の支援のほか、町も事業者支援、経済対策を講じてきたところです。しかし、8月4日からのまん延防止措置や長雨により、町内事業者に大きな影響が出ているところです。

先月の20日には、商工会、観光協会、JA、金融機関にお集まりいただき、緊急経済対策会議を開催させていただきました。各団体の現状や要望等についてヒアリングをさせていただいたところです。

それを受けまして、現在、国の臨時交付金を活用した事業者支援を行う予算の編成に取りかかっているところでございます。迅速に対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 状況を御理解いただきながら、今まさに対策に向かわれているということで、少し安心をいたしました。ぜひよろしく願いいたします。

今の話には出てきませんでしたけれども、建設業のほうも山都町のインフラを維持したりです

とか、あるいは改良を支えてくれる大事な産業、事業者だろうと思っています。雪の降るここ山都町では、大雪のときは幹線道路の雪かきもやっていただきますし、我々町民の生活を、土台を支えていただいている重要な業種だろうと思います。

山都町のそうした数々の部門における産業、事業者の皆さんがあればこそ我々の生活ではあるんですが、そうした様々な産業に対して、今、山の都創造課長からも御答弁ありましたとおり、そのときそのときに必要な支援措置というのをしっかりと出していただいているとは思いますが、そうは申しまして、やはり町でいち地方公共団体でこれだけ大きな産業ダメージを受けるような状況になったときに、必要かつ十分な措置というのがなかなかしにくい、財源にも限りがありますので、そういったこともあろうかと思えます。受けたダメージを、全てを支えられるだけの支援措置ができることも限られてくるかなと思えます。

しかし、そうは言いつても、そうやって打ち出していく支援策には、町、そして、担当課や執行部の皆さんの、あるいは担当職員の皆さんの支援に対する思いが込められていると思うんですね。十分じゃなくても、これでどうかという思いは絶対そこにあるはずだと思っています。そうした思いを、事業者の方々や、あるいはそうしたお店や事業を利用なさる町民の皆さんと共有しながら、この苦しい時期、目に見えない脅威に立ち向かっていきながらここを乗り切って、そして、コロナ禍を乗り切った後の山都町のさらなる発展に向かう土台をしっかりと守るという、そういう動きが僕は今絶対に必要だと思っております。

町長がよくおっしゃってますといいますが、町長が理念に掲げていらっしゃる町民と一体となったまちづくりというのは、今まさにこのときにそういったことを発揮しながら進めていく必要性があると思っておりますので、ここにつきまして、町長のお考えをいま一度お聞かせください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 新型コロナウイルス感染症がもたらす生命、健康への影響は大変なものがあると同時に、特に医療であります。経済事業全般に大変な支障を来しているのも事実であります。収束のめどが立たない中で、住民の方々も大変不安な気持ちの中で、今生活をされているという思いでおります。眞原議員からいろんな提案がございましたが、一緒になった中で考えていきたいなという思いでおります。

そうした中で、先ほど藤原課長からも言いましたが、町の経済団体の皆さん、金融機関の皆さんとの緊急対策会議も開いた中でいろんな提案等もあっておるところでございます。

緊急事態宣言下の中で、経済的支援措置がなされる業種等々については、全て満足ではありませんが、少しばかりの経済的援助が必要じゃないかなという思いでおりますが、先ほど来ありますように、まだ支援が行き届かない、影響が目に見えなくてもたくさんの影響があつておる業界、経済団体が、経済事業者があるという思いでおりますので、早い時期に、先ほど藤原課長が申し上げましたように、できますれば今議会中にも対策案を出しながら、皆さんに決定をお願いをしながらという思いでおりますので、皆さんからの貴重な御意見、御提案等々もいただきながら、町民の皆さんがコロナの収束に向けた取組が本当にできるような形の中で進めてまいりたいという思いでおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 町長から、支援を頑張るといふ言葉をいただきました。安心しているところですが、しかし、コロナ禍はまだ終わりが見えないですので、安心という言葉は適切ではないかもしれないですね。これからまだ続く、どこで終わるか分からないこの脅威に、行政、それから我々議員もそうですし、事業者の方々や町民の皆さんが一つになって立ち向かっていくと。そういう姿勢でこの山都町はしっかりと前に進めていく必要があると強く感じているところです。職員の皆様にも今精いっぱい頑張っていると思いますけれども、さらなる苦難があるかもしれませんが、町民一体となって、この苦難を乗り越えていきたいと思ひます。

早くコロナ禍が終わることを祈念しながら、今日の質問はこれで終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって1番眞原誠君の一般質問を終わりますが、ただいまの質問に対して、企画政策課長の答弁の中で不穏と発言だと直ちに判断することができないため、後刻調査の上措置することといたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第66号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第66号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第66号を御説明いたします。

議案第66号、山都町短期滞在施設条例の一部改正について。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和3年9月2日提出、山都町長。

提案理由。清和地区の建物について、本町への移住希望者等が使用する山都町短期滞在施設として新たに追加し、当施設を管理運営するため、山都町短期滞在施設条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例。

山都町短期滞在施設条例の一部を次のように改正する。

別表。清和地区の表1号棟の項の次に、次のように加える。

名称、2号棟、所在地、井無田1157番地2。

面積、46.29平米。

構造、木造平屋建て。

使用料、月額1万3,600円。

次のページが新旧対照表となります。

左側が現行の別表で右側が改正案となります。右側の改正案の一番下に、今回追加する清和地区、名称2号棟が記載をされております。

次に、追加説明資料を御覧ください。

1 ページに施設の概要を記載しております。

3、施設使用料一覧を御覧ください。

現在、蘇陽地区に6棟、清和地区に今回の施設を加えますと2棟、矢部地区に2棟ございますので、全部で10棟ということになります。

3 ページに位置図を用意しておりますが、清和地区の旧朝日小学校の敷地内にある教職員住宅であった建物になります。県道川内矢部線から清和高原天文台への入り口を過ぎて、後藤酒店前から左折をして進入したところになります。

4 ページは地内の配置図になりますが、旧朝日小学校の北側に位置し、平成20年に教職員住宅から普通財産に移管され、朝日自治振興区へ無償貸付されておりました。建物は平成7年木造平屋建てで、26年が経過しております。建物の外観や内部を確認し、短期滞在施設として利用可能な建物と判断し、改修工事を行ったものです。

5 ページに住宅の間取り、それと、6 ページに建物内部の写真を添付しております。改修工事は和室8畳間をフローリングに変更したことと、6畳間の畳替え、建物内部の壁等の改修を行っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 9番、吉川です。今の件について、地元ですのでちょっと気になることがありますので、ちょっと時系列的に御説明いただきたいんですが、実は、今、課長の御説明にもありましたように自治振興区で管理をしておりましたときに、いろいろ経過はあったものの、一般財産としてその住宅をお返しし、校舎のほうは相変わらず地元で会議等々で使っていますので、小学校への出入りはあっています。

そんな中で、自治振興区の会長始めその利用者の人たちから、この条例が出る前に、何か最近扱いよらすごたばってんなという話を聞いたわけなんですよ。それで総務課長にお伺いしたところ、誰だったかな、短期滞在者住宅になりますと。えっ、短期滞在者住宅は見晴山だけじゃなかったですかねって言ったらば、いやいや、コロナ禍関係で予算が出とりましたので、そちらのほうからの第2款のほうからの支出でございましたという話だったんですよ。で、今回条例がこ

ういうふうにして出ていると。もう改修済みでしたと。何かそういった時にですよ、別に私はそこは短期滞在者にしてもらっても全然構わないわけなんですけれども、やはり地元への説明というのが、みんながあれって、何かしよらすばいということじゃなく、そういう順序を地元の自治振興区会長をはじめ、やっぱりとんと地元の区長あたりには御説明の上、工事なり何なりにかかっていたかかないと、はてなマークがついたままに、あらいつの間にか誰か住んどらすばいってういうふうなことになりはしないかというふうに変心配。

総務課長等々御存じだと思いますが、結構、あれをお返すときにはこじれたところもありましたので、そういったところはすっきりと、本当に明瞭に御説明をお願いしたいというふうに思っているんですが、その経過の説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 経過についてということでございますけれども、先ほど申し上げました平成20年に普通財産となり、地元の自治振興区へ無償貸付けをされております。それ以降は自治振興区のほうで利用されていたというふうに伺っております。その後、管理のほうは総務課の監理系のほうに、建物2棟ございますけれども、そちらのほうは総務課の管理となったというふうに伺っております。その後、1棟が空いたということで、今回改修工事を行って短期滞在施設への利用ということになったところでございます。

先ほど議員のほうからも御指摘ありました地元への説明という件につきましては、区長様はじめ、こちらのほうから改めて御説明にあがりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、短期滞在者住宅ということで藤原課長のほうから御答弁いただきましたが、ひとつ町有財産というところで総務課長からも御説明をいただきたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今説明しましたとおり、2棟のうち1棟が空いたということで、有効活用ということも含めまして、今回、短期滞在施設へ改修したというところで、公共施設につきましても有効活用ということも今後必要となると思ひますので、前例の見晴山のも含めまして、様々な公共施設の活用ということで、今回、教職員住宅をいわゆる所管替えしたというところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 一つお尋ねです。短期滞在施設がちゃんと増えることも大事なことだと思いますけれども、私は思ひますのには、この期間終了後ですよ。終了後に、山都町に住まわられておるのがどのぐらいおられるのか。また、そこらあたりが住まわれないで町外あたりにまた移られる方もおられると思ひますけれども、どうですかね。これ、短期住宅に入られて期間が満了した場合に、山都町に残られるということは何%ぐらいですかね、これは。全部100%ならもちろんよろしいですけども、どのぐらい残られているのか。また、町外あたりに出られるとも多く

はないかという気もしますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。これまで、施設のほうを短期滞在施設を利用された世帯が54世帯ございます。で、退去後に町内に定住された方、世帯が27世帯ございます。定住率については54%ということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 使用料の設定をお尋ねいたします。同じ清和地区の面積もほぼ変わりませんがそこは2万2,100円なのですが、建築年月日が違うのかもしれないけれども、1万3,600円に設定した理由をお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 使用料の算定についてのお尋ねでございますが、すみません。算定の積算の資料をすみません、ちょっと持ち合わせておりませんので、また後ほど御報告させていただきたいと思っておりますけれども、基本的には場所の土地と建物の評価額を基に算出を行っております。詳細については、また後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第67号 山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第67号「山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 議案第67号について御説明申し上げます。

議案第67号、山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年9月2日提出、山都町長。

提案理由です。

蘇陽中学校教職員住宅、第2号3号の供用を廃止するため、山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

条例改正の経緯について御説明申し上げます。

今回の改正は、ただいま申し上げましたとおり、蘇陽中学校教職員住宅、第2号と3号の2戸について教職員住宅としての供用を廃止するための改正です。

実は当該住宅につきましては、老朽化を理由に平成27年度に既に解体が完了しており、ただいまは更地になっております。本来なら解体に先立ち、条例改正について議会に御提案を行うべきでしたが、当時、条例改正を行っておりませんでした。このたび、現有の教職員住宅について現況調査を行ってありました過程において、条例改正を行っていないことが判明したものです。誠に大変申し訳なく思い、おわび申し上げます。あわせて、大変遅くなりましたが、改めてこのたび条例改正を御提案させていただきます。

次のページをお願いいたします。

条例の改正分です。別表中の蘇陽中学校教職員住宅、第2号3号の項を削るという改正です。

附則です。この条例は公布の日から施行します。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第67号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、残念な御報告といたしますか、そういう手違いがあったっていうふうな御説明だったし、気がつけばそれを訂正していくというのは当たり前のことですけれども、先ほどの条例の件にもあったように、やはり今回のようなことが起こらないような対策っていうふうな、いわゆる再発防止的なことについてはお話し合いになりましたか。お聞かせください。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。学校教育課内で協議を行ったところでございます。

その結果、今後は教職員住宅の現地の確認を定期的に行うとともに、解体の必要が生じたら、まず、解体前に条例改正を行うという基本を肝に銘じたいと思います。

また、日頃から施設の管理等を適切に行う中で、台帳や条例との整合性が図られているか、チェック体制をしっかりとまいりたいと思います。また、より丁寧な引継ぎを心がけたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 解体されたところは老朽化もあったでしょうが、ほかの施設にしても

単なる老朽ではお金がかかりますので解体はしませんが、何かほかの目的、例えば駐車場とか、使用目的があつての解体だったのでしょうか。

ちょっとこの場所が分かりませんが、スクールバスの車庫があるところの向こう側かなとも思いますが、場所の確認と跡地がどうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。場所は蘇陽中学校グラウンドの北側に当たります。ちょうどバスの車庫から入っていきまして、今ある教職員住宅が3戸ございます。その奥でございます。

なお、使用については更地のままで、特段使用はしておりません。隣接する教職員住宅の駐車場としては活用をしているところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） たくさん学校の教職員住宅がありますけども、みんな新しいところはなくみんな古いと思うんですが、実際どのぐらい今入っておるわけでしょうか。残りも恐らく取壊しをするような形になってくるかと思っておりますので、そこ辺りを教えていただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。現在、教職員住宅の戸数は21戸でございます。そのうち、令和3年度に入居があつている戸数は7戸であり、入居率は約3割。残り14戸は空室でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） すみません、今のに併せまして、空室になっております14戸については、すぐでも入れる状態になっておるわけでしょうか。

私、清和地区にもありますけど、草ぼうぼうでなかなかこれ住めないというようなところも実際あるんですけども、全体的にはどういうふうにとられていらっしゃいますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。確かに残りの14戸について現地確認をしたところ、中の状況も確認したところ、すぐに入居できるというところは約半数の7戸程度というふうに認識しております。

なお、窓開け等を定期的に行うとともに、御指摘の草刈り等については毎月というわけにはいきませんが、できるだけ期を見て切るように管理をしていきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 管理をしていくというふうになるばってん、もう老朽化して入りにくくなつとるっていうことなんですか。現在入っていらっしゃらないということは入れない

から入っていらっしゃらないのではないかって思うんですよ。

よく山都町はアパート代が高いんで市内から通いますという話があるんですけども、この教職員住宅が住めるような住宅であれば入る方はいらっしゃるんじゃないかと思うんですよ。実際はもう入れないような老朽化をしとるからという状況じゃないんですか。それを管理したってしようがないんじゃないかなって思うんですけど、どういう感じなんですか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。教職員の先生方から要望があった場合は入れられるような措置をとっております。それと、確かに入れない住宅もございますので、今後教職員住宅としての利用の見込みを精査するとともに、解体や修理等、適切な対処を検討してまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 山都町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第68号「山都町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第68号を説明いたします。

議案第68号、山都町水道事業給水条例の一部改正について。

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出、山都町長。

提案理由です。

水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたって安全な水道水を安定して供給することができるよう、水道施設の更新、耐震化等を計画的に進める上で必要な財源の確保及び費用負担の適正化を目的として、水道料金体系の見直し、水道料金加入金及び給水装置工事設計審査手数料の額を改定するため、山都町水道事業給水条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

27ページの資料を御覧ください。

本町の水道事業は、御承知のとおり、昨年4月1日から山都町水道事業と山都町簡易水道等事業が事業統合して、新たに山都町水道事業として経営を開始いたしました。

資料1に、経営の基本原則として示しておりますが、水道事業は清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与し、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営されなければならないこととされております。

さらに、次の資料2のとおり、水道事業は水道料金などの収入によって運営されなければならないという独立採算制であることが原則となっております。

資料3にありますとおり、水道を取り巻く全国的な状況として、施設、設備の老朽化の進行、耐震化の遅れによる大規模災害時の断水が長期化するリスク、事業規模が小規模であるがゆえに経営基盤が脆弱であるなどの課題が指摘されております。本町もその例外ではございません。

こうした課題に対応すべく、資料4に施設等更新計画として示しておりますが、将来予測の現実性、施設整備の合理性、経営状況を踏まえ、算定期間を10年間とし、計画目標年次を令和12年度とする計画を策定いたしました。

内容につきましては、(1)から(3)まで挙げているとおりでございますが、総事業費につきましては約25億円を超えると推計しております。

この裏づけとなる財源について検討した部分が資料5の部分でございます。

上段に更新計画の内訳、中段に財政計画として資金残高の確保と維持経費の削減、下段に料金改定について試算を行った結果を掲載しておりますが、令和8年度の資金残高を1億9,000万円確保するためには、水道料金の改定率を20%と設定しなければ達成できないこととなっております。

こうしたことを背景に、資料6にありますとおり、昨年12月に山都町水道事業運営審議会に対して料金等の改定案について諮問させていただきました。

これに対し、今年5月に同審議会から答申がなされ、水道料金については現状に即した新たな料金体系の下、現行料金から改定案を上限とした20%の増減改定を行うこと、及び水道加入金、手数料についても改定案を上限とした料金改定を行うことがそれぞれ妥当であり、その改定の時期は令和4年4月からが適当であるというものでした。

下の青い部分が答申を基に決定した改正案となります。基本料金と従量料金の二部料金制を維持しつつ、営業用を廃止し公共用を追加する用途区分の見直し、料金改定率を20%増額することといたしました。

資料7を御覧ください。

まず1点目は、水道料金に対する課税です。

今回の料金改定に伴い、料金体系の用途区分の見直しを行うこととし、公衆浴場や銭湯を対象とした営業用は、現在、本町に該当する施設がないため廃止し、また、地域の公民館や消防団詰所といった公共性の高い144施設においては、現在、基本料金の減免措置を行っておりますが、新たに公共用として用途を設けるものです。

次に、水道料金の額について、各用途のそれぞれ1か月の基本料金及び従量料金について20%の料金改定を行い、水道料金の額を改めます。

資料8を御覧ください。

2点目は、給水装置工事設計審査に係る手数料に関する改正です。

給水装置工事設計審査手数料とは、給水装置工事の申請時及び工事完了後に工事内容が町の定めた給水装置基準の構造及び材質に適合しているかの審査にかかる手数料を徴収するものです。施工方法や工事材料の多様化に伴い、指定給水装置工事業者によって工事内容が異なり、同じ規模の工事でも手数料に差が生じる現行の工事費の2%を徴収する定率制から、申請者の費用負担の公平性を図るため、定額の2,000円の額に改めます。

資料9を御覧ください。

3点目は、新設工事の加入金に関する改正です。

加入金とは、水道施設等の更新にかかる費用の一部を新規の水道使用者にも負担していただくことで、新旧使用者の負担の公平性を図ることを主な目的としており、水道料金の改定と併せて、現行のメーター口径区分の下、加入金の額を改正いたします。

続きまして、新旧対照表により説明いたします。

20ページを御覧ください。

新旧対照表10ページから11ページにかけて、第34条の部分が水道料金の規定の改正です。

次に、12ページの第43条のうち、13ページの第3号の部分が給水装置工事設計審査の手数料に関する改正です。

同じく同ページの第44条が新設工事の加入金に関する改正です。

その他の部分につきましては、用語、条文等の整理に伴う改正となっております。

最後に、この条例の施行期日について、用語や条文等の整理に係る部分は公布の日から施行いたします。主要の改正部分、第34条の水道料金、第43条の手数料、第44条の加入金に関する改正規定については、令和4年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（工藤文範君） 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「山都町水道事業給水条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後0時59分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画政策課長から発言の申出がっております。発言を許します。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 本日の眞原議員の一般質問において、議員の質問に対する答弁の中で2名の議員を特定した発言を行いました。2名の議員名につきましては取消しをしたと思いますので、お取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（工藤文範君） ただいま、企画政策課長から、本日の一般質問における発言について、取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、企画政策課長からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

日程第5 議案第69号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第69号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第69号、令和3年度山都町一般会計補正予算（第2号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、15ページをお願いします。

まず、2款1項総務管理費です。1目一般管理費では、13節使用料として、新聞記事の資料化に要する費用1万9,000円を計上しております。

5目財産管理費です。13節賃借料は、町有林作業道復旧のための重機借上料38万3,000円です。

6目庁舎管理費です。10節に公用車の修繕代及び清和支所の施設の修繕代、合わせて46万1,000円を計上しております。

12目地域振興費は、地域おこし協力隊3名分に関する経費です。1節から次の16ページまで13節使用料及び賃借料として合計で476万9,000円を計上しております。山都でしか、農事組合法人いちろう、下矢部東部地区でございます、まちづくりやべの3団体を予定をしているところでございます。最後の18節負担金は、地域の課題解決を目的に、民間企業からの人材派遣に要する負

担金280万円を計上しております。観光関連分野に1名を計画しているところでございます。

次に、25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費につきましては、国交付金の追加分と熊本県交付金の追加分、合わせまして4,957万2,000円の財源組替えとなるものでございます。事業の追加はございません。

26目は、今回新設いたしましたSDGs推進事業費でございます。次の17ページの委託料で説明いたしますと、大きく二つの事業に分けております。

一つ目は、事業全体のマネジメントや普及啓発事業に係るもので、国100%補助対象となっております。内訳としまして、1番目の推進体制構築・総合調整業務委託料から7番目の堆肥生成モデル事業委託料までと、二つ目は、事業実施経費として国50%の補助対象となるもので、8番目の新規就農希望者ツアーモデル事業以下の三つの事業でございます。また、先進地研修に要する経費も計上しております。総額2,336万円でございます。

18ページをお願いします。

2款4項5目衆議院議員選挙費では、立て看板資材の高騰による設置委託料の追加をお願いするものでございます。

3款1項社会福祉費です。5目老人福祉費では、18節、国の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として129万8,000円を計上しております。事業主体は瀬戸病院さんです。

6目老人福祉施設費では、県の補助を活用して、14節工事請負費に菅尾老人福祉センター改修費として318万7,000円を計上しています。

19ページです。

7目保険事務費は、決算に基づく介護保険特別会計への精算繰出金でございます。一般会計からの負担でございます。

3款2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費では、国の子育て世帯生活支援特別給付金事業分の追加502万9,000円を計上しています。

3目児童福祉施設費では、金内保育園敷地のり面の災害復旧に要する経費として、12節で設計委託料、14節で工事請負費をそれぞれ計上しております。また、山都みらい保育園での子供用車椅子の購入経費14万7,000円を計上しているところでございます。

20ページです。

4款1項4目予防費では、3節職員手当から12節委託料まで新型コロナウイルスワクチン接種に要する追加の経費2,097万円を計上しております。特定財源の6万8,000円は、住所地域外接種分の収入でございます。

21ページです。

5款1項農業費です。3目農政費では、10節に有機米を学校給食に活用する経費80万円、18節負担金には菊池農業高等学校後援会会費としての1万円、補助金には耕作放棄地解消事業分3万7,000円、がまだす里モン支援事業としてNPO法人が運営する有機農業を目指す方向けへの研修の補助金として50万円、県と町で2分の1を負担するものです。

次の、経営継承・発展等支援事業は、親元就農者が新たに導入します設備、農機具等に対する

もので、100万円を限度に国と町それぞれで2分の1を負担するものでございます。13名の方が対象となっているものでございます。

最後の、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業では、三つの機械利用組合への県単独補助金336万円です。

5款2項2目林業振興費では、高月営農組合が実施します鳥獣被害防止対策事業への県補助金30万円を計上しています。

22ページです。

6款1項商工費です。2目商工振興費では、八朔祭大造り物小屋整備に係る登記手数料、土地購入費及び建物設計委託料、馬見原交流施設に隣接します倉庫の取得経費として、登記手数料、土地・建物購入費をそれぞれ計上しているものでございます。

4目観光施設費では、補正第1号予算で実施しました追加の指定管理料につきまして、実績に伴い予算をそれぞれ減額するというものでございます。

23ページです。

7款1項1目土木管理総務費では、土砂災害警戒区域、いわゆるレッドゾーンからの移転補助金3件分、900万円を計上しています。

24ページです。

7款2項道路橋梁費です。3目道路新設改良事業費では、電源立地交付金の減額に伴い、一般財源を追加する財源組替えでございます。

8款1項4目災害対策費では、災害対策本部用の備品購入費55万1,000円を計上しております。

25ページです。

9款1項教育総務費です。3目教育振興費では、12節委託料に県費教職員の相談経費、産業医委託料として24万円、13節賃借料に道路改良工事に伴います登下校タクシー代替輸送経費143万円を計上しています。

7目外国青年招致事業費では、入国制限に伴いますALT派遣委託料の後期分として890万3,000円を計上しています。コロナ交付金の対象となるものです。

9款3項中学校費です。1目学校管理費は、被災いたしました矢部中学校グラウンド排水路の復旧工事費106万円です。

26ページです。

3目給食管理費は、蘇陽中学校給食室のダクト及びフードの取替工事費444万3,000円です。

9款4項社会教育費です。1目社会教育総務費では、矢部高校学生寮2か所の設備改修助成金として82万4,000円を計上しております。

27ページです。

9款5項保健体育費です。4目蘇陽地区体育施設費では、馬見原グラウンド駐車場の舗装工事費400万円を計上しております。

5目中央グラウンド周辺整備事業費では、12節委託料に2,087万円を計上しています。体育館、建築資材調達に係ります追加費用でございます。そのほとんどを森林環境整備基金を活用するも

のでございます。その他の経費につきましては、中央グラウンド周辺整備工事に伴います登記手数料、土地購入費、立木補償費、電柱移転補償費でございます。

28ページです。

10款1項農林水産施設災害復旧費です。1目現年度農業施設災害復旧費では、農地や農道水路449件分の復旧経費、合わせまして1億3,826万円を計上しています。

29ページです。

3目現年度林業施設災害復旧費では、3路線6か所の復旧経費、合わせまして3,431万5,000円を計上しています。

30ページです。

10款2項の公共土木施設災害復旧費です。1目現年度公共土木施設災害復旧費では、道路、河川合わせまして96件分の復旧経費、合わせまして4,920万円です。

2目過年度分につきましては、補助率のかさ上げに伴います補助金額の増額と契約実績に基づきまして起債額の減額、それから現場仮設費の追加に伴います一般財源の追加などの財源調整を行っているものでございます。

13款予備費は調整です。

続きまして、歳入を説明いたしますので、10ページをお願いします。

12款地方交付税は、普通交付税分4,429万3,000円を計上しています。

16款国庫支出金から13ページの20款繰入金につきましては、歳出のところで説明しておりますので省略をさせていただきます。

21款繰越金は、令和2年度決算による確定のものでございます。今回、全額計上しております。

22款5目雑入です。市町村振興事業補助金は、図書購入経費に財源だけを充当するというものでございます。

14ページです。

23款、起債です。1目では臨時財政対策として6,080万円を計上し、9目災害復旧事業債では、それぞれ事業での減額、増額を調整するものでございます。

戻っていただきまして、6ページをお願いします。

第2表債務負担行為の減額変更でございます。指定管理料の減額に伴うものでございます。

次の7ページの、第3表地方債の補正でございます。今回それぞれ、減額、増額したものでございます。

最後に、表紙の次のページに戻っていただきます。

令和3年度山都町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億2,200万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和3年9月2日提出、山都町長です。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） SDGs推進事業費の中のピンバッジ購入費に100万円とありますが、ピンバッジというのはSDGsのピンバッジだと思いますが、100万円分も購入されて何に使われるのか。

それから、その次の委託料ですけども、先ほど、堆肥生成モデルまでが一緒に、そこから先が2分の1の補助事業ですという説明がありましたが、この辺の委託料について、もうちょっと詳しく説明していただきたい。17ページの委託料ですね。

それから、次が21ページの学校給食用有機米購入費についてですけども、これはたしか学校給食用に試験場の米を無償で提供しますという話があったおりましたが、その辺を含めて、この辺について詳しく説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、本町のSDGsですけども、SDGsの目指すところとしまして、SDGsを共通言語として、食、人、自然が高循環し持続可能な山都町を創造するということを目指しております。

先ほど総務課長の説明にもございましたけども、地方創生支援事業費ということで、本年度モデル事業の選定を受けたことからこの補助金をいただくこととなりました。

定額補助につきましては、全体マネジメント及び普及啓発費ということで定額、事業実施経費としましては、モデル事業に対するもので2分の1の補助ということになっておりまして、普及啓発につきまして、推進体制統合調整業務委託料については今後、この事業を進めるに当たりまして多様な主体、住民の方であったり、農業者、事業者、各種団体との連携等が必要となってきます。また、庁内での横断的な取組を速やかに推進していく必要があることから、人材やSDGsに関するスキルが現在のところまだ不足しておりますので、SDGsについて本質的な知識、ノウハウを要する人材が必要につき、業務委託を考えております。

また、普及啓発併せてイベントとしまして、SDGsの趣旨を理解してもらうための、町民及び企業者等、地域団体等への周知を図るための広報活動をして、ピンバッジを2,000個、矢部高校に木材でつくっていただきたいと考えているところで、このピンバッジにつきましては、啓発のために、今後出前講座とかいろんなフォーラムとかを検討しておりますので、そのような参加者にお配りして意識の啓発につなげていきたいと思っております。この趣旨を理解してもらうための広報活動としまして、ピンバッジ、PR動画、パンフレット、パネル、ホームページの改定を予定しておりまして、あと、SDGs関連イベントとしましてフォーラムの開催、出前講座、段ボールコンポストの堆肥等を実施する予定です。

これらの啓発によってまちづくりの機運を高めること、また、町外からの外貨獲得のために、いろんなどころへの発信は重要だと考えておりますので、このように啓発活動を行っていきたいと考えております。

モデル事業に関しましては、4点、先進地視察、新規就農希望者ツアーモデル、食育モデル事業、食のブランド化メニューということで計画しているところです。新規就農希望者ツアーは、今後やはり農業の担い手の確保が重要となってくると思いますので、山都町で農業を希望される方に山都町を知ってもらうきっかけになればということで、農業希望者の体験受入れを計画しております。

食育モデル事業につきましては、小中学校における食育の推進、地産地消を推進したいということで、学校で地域の文化や農業や食に関する理解を高める学習を進めていきたいと考えております。食のブランド化メニュー開発につきましては、矢部高校生と地元飲食店が連携し、町内の食材を活用したメニューの開発ということで検討しているところです。

このように全体の事業の推進につきましては、町内におきましても人員が限られているというところも実情でございまして、また、現場においてはそのノウハウを有する事業者や人材に技術的支援をいただきまして事業の効果を向上させていきたいと思ひまして、委託料を組ませていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。農政費のほうで学校給食用有機米の購入費として計上させていただいております80万円の金額の積算でございますけれども、今回、有機米への学校給食米の変更を予定しておりますのは、矢部・清和地区の小中学校へ有機米を導入ということで、有機米と一般米の現在の販売の価格の差額分、5か月分の見込額となっております。今年度11月から3月分までを予定しているところであります。

食数につきましては、矢部・清和地区の児童生徒592人、先生等で123人で、1日715食ということになりまして、給食回数が3月まで79回を予定されておりますので、5万6,485食ということで、5か月分の食数となっておりますが、それぞれ小学生、中学生と、お米の1日分の食事のお米の量の増額分が約12円、約17円と一人当たりありますので、3月までの食数を掛けると、およそ80万円という計算になるところであります。

矢部・清和地区のみ有機米へ今回変更させていただくわけですが、現在、学校給食のお米の納入業者さん、こちらが地区ごとに3業者おられるわけですが、矢部・清和地区の小中学校分は、JAかみましきの第三営農センターのお米を熊本県学校給食会を經由して納入をされております。蘇陽地区の小中学校分につきましては、地元のお米を地元のライスセンターから納入をさせていただいております。

矢部・清和地区の小中学校へ納入されているJAかみましき第三営農センターでは有機米の取扱いもございますので、その町内産の有機米への変更ということで、農協と学校給食課へもお尋ねしましたところ、変更は可能ということでありまして、今年度からの変更も可能であると、有機米の在庫の対応は可能であるというお返事をいただきました。

学校教育課と協議しまして、さらに各学校、栄養教諭の先生方にも有機米への変更につきまして御了解いただきましたので、今年の11月の分から有機米の利用について、今回計画をさせていただいたところでございます。

蘇陽地区の小中学校へは、有機米の利用につきまして各学校長へ校長会の場を通して御説明をして、各学校長からは、現在のままの地元の農家さんが作っていただいた地元のお米を利用させていただきますということは御了解というか、御返事もいただいているところでございますので、今回は、こういった形でまず導入をさせていただこうということで計画をしております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 4番議員の矢仁田議員が質問しました、17ページのSDGsの委託料の計画とか食育モデルのブランド化、あるいは食のブランドのメニュー開発、このあたりを計画する場合、将来的に山都町のブランドを開発するのはいいんですけど……、メニューを開発するのはいいんですけど、計画する段階で、町内において事業所もたくさんありますし、どのように活用するのかということも前提に企画書をされて、どのような活用をされるのかというのは、具体的な計画があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。今、御質問されたことの内容につきましては、現在、各団体、例えば農業者であったり、いろんな関係者と協議を進めているところでございますけれども、議員がおっしゃるように、事業をするときに本当に将来につながるような事業になることが望ましいと思いますので、今後、そこはまた、しっかり協議をしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） これは総額的に2,100万円ですか、計画から実施に当たって、100%補助から50%補助費があるわけですね。ぜひともこれ、今、こういういろんなブランド化をするんですけど、なかなか町内にそれを生かしたですね……、メニュー開発でも計画書でもいろいろつくことはあるんですよ。しかしながら、なかなか町内においてそれが実施されるとか活用するというような事例が見当たらないので、ぜひこの機会に、町の活性化の一途をたどるようなことを前提に置いて企画書を、ぜひメニュー開発もつくっていただいて、どこがするのかということまで明確にした上で、今度、新たに通潤橋の周辺のレストランなんかもあるわけですので、道の駅のレストランもつくるといふ計画もありますので、そのところを十分見据えて計画に当たっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） せっかくですので、今のに関連して。私もこのSDGsの大きな……、昨日の一般質問の冒頭でも申し上げたんですけども、これが補助金だよりにならない、そして今、11番議員からもあったように、継続するものでなくてはならない。SDGsというのは、本

当、持続可能な世の中をつくっていくという大きな大きな目的があります。それで、先日の政策審議会のときに概要版みたいなものを頂いたわけなんですけれども、先ほど、今回、有機農業ということ为核心としたというところで、何となく、表面的には企画をされた企画担当の課長と、それから有機農業の現場である農林振興課長と、というところが矢面に立たれるのかなという感じがしておりますけれども、この3側面をつなぐ統合的取組というところの中に「役場内の政策間の連携を図りたい」というようなこと、それから「補助金から脱却し、自立へと方向転換をしたい」というところが明確に書いてあります。なので、今の関連質問になるんですが、今回は企画課と農林振興課にお尋ねしたいと思いますが、このことを、まだ委託先については今からなのかもしれないかもしれませんが、やはり慎重に選定をしていただきたいし、それがどういうふうに来未来につながっていく絵を想像していらっしゃるのか、そこら辺を今の時点で、「これからです」っておっしゃるかもしれないけど、もう走り始めましたので、これを無駄にすることなく将来につなげていただきたいという観点から、それぞれのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、今後の取組内容としまして、短期、今すぐに対応しなければならない事項としまして、先ほどから申しましたけど、住民、また職員の理解を促進していきたいと思っております。それから、住民、議会の皆様、職員も併せまして、山都町SDGsは何をするのか、全体像の整理を行ってまいって、いろんな役割分担をして進めていく上での体制づくりを進めていきたいと思っております。

言われるように、本当に横断的な取組が必要で、SDGsというところで、これは新たな事業ではなくって、これまで町が取り組んできたものを、先ほど申しましたけどもSDGsという共通言語を使って、皆さんと一緒に、より取組を加速していきたいというところでございます。

補助金については、本年度のみの補助金となりますけども、計画としては一応3年計画ではありますが、これからやはり人口減少の中、山都町として持続して取組を進めていくことが重要と考えているところですので、そういう方向性で進めてまいりたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。農林振興課のほうでも、今回のこのSDGs推進事業費の中で、取組を併せてさせていただくことと計画しております。

この委託料のメニューは幾つかありますが、この中でも、啓発パネル作成業務委託とか新規就農希望者ツアーモデル事業委託料、こういった形に併せて取り組んでいくところでもありますけれども、町としても有機農業の歴史が長く古く、有機JASの認証も全国一ということで、そういった部分をより普及啓発していかなければならないということと併せて、前年から行っておりますアンケート調査あたりでも「後継者がいない」と答えられる有機農家さんが6割を超える数がおられるような状況の中ですので、やはり有機農業の担い手を育成することも大きな課題というふうに捉えておまして、ふだんから新規就農者の相談会あたりにも積極的に足を運んでいるような状況であります。

そういった中で、こういったものを活用して、利用させていただいて、パネルをつくっていつ

て歴史を普及する、理解していただく場面をつくったりとか、山都町にお越しただいて、新規就農の既に移住して来られている方々の有機農家さんからの貴重なお話とかをいただきながら、町独自の就農への補助金の制度なんかもしっかりアピールしながら、やはり、有機農家さんが今、特に注目されております有機の座学研修あたりも参加者にしっかりお伝えしながら、こういった形で有機の部分を農林振興課としてもこのSDGsの推進事業費の中でしっかりと活用させていただきたいと思って、計画をこの中に盛り込ませていただいているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 意気込み、ありがとうございます。ぜひやっていただきたい。そして昨日も申し上げたように、今、片倉課長のほうからもあったように、そもそも新しいことではないんですね、SDGsというのはね。私たちが本当にこの田舎に住むならではの連綿とした先祖からの土地や田畑を耕してきた歴史があり、それを繰り返してきてこの世の中は成り立っているということは皆さんが身に感じていることなので、それを改めて何かおしゃれにしようとか、スローガン、SDGsという横文字に踊らされることなくやっていただきたい。

それから、農水省のほうで、みどりの食料システムというのを打ち出しておりますよね。皆さんも御存じのように、2050年までに全体の農地の25%を有機農業にしたいというとてもない数値目標を掲げていることだというふうに……、100万ヘクタールだそうですね。でも、これを逆手じゃなく額面どおりに取って、やはりそのトップランナーであると言えるような目立った取組をして、こういうことを国がうたっているということは、じゃあその先進地はどこなんだろうって、そのときに「山都町だよ」というふうに言ってくれるくらい、突き抜けたいろんなものが必要じゃないのかなというふうに思っていますので、ぜひ、そこら辺の全体感、そして山都町全体の合い言葉になるようにとおっしゃいましたが、本当にその機運をぜひ、この補助金で高めていって、持続可能なものになることを望んでおります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） では、今の17ページのところで、私のほうからも質問をいたします。あともう1点は25ページになりますけれども、これは後でまた質問します。まず、SDGsの委託料の部分でもう少し詳しく教えていただきたいんですけども、一番最初の522万3,000円計上されている推進体制構築・総合調整業務委託料ですが、最初の御答弁では、様々な団体と横断的な連携の取組が必要なので、その体制の構築であったり、それに際してSDGsのしっかりした知識が必要なので、その知識を持っていらっしゃるところに委託するという御答弁だったと思いますけれども、そのSDGsの知識というのが、実際どういった知識が必要なのかとか、ちょっとその辺が少しイメージしづらかったので、実際、そういうものを持っている団体、企業なりどこなり委託を受けていただける団体があるのかどうか、具体的に何かイメージをなさっているのか、そのあたりをお聞かせいただきたい。その期間内にそういう委託先がどういうことを仕事としてなさるのかも、もう少し具体的にイメージしたいなと思っています。

それと、一番下のほうになってくるんですが、食育モデルの事業委託料と食のブランド化メニュー開発事業の委託料、これも先ほどの御答弁で説明はいただいているんですけども、もう少し内容を細かく知れるといいなと思っております、小中学校での活動ということで、食育モデルの事業の委託料という御説明だったんですけども、具体的にはどういうことをなさるのかなど。例えば、総合の授業の一環で、その授業の中に講師さんが来て、何か小学生や中学生を対象に講話、授業を行われるのか、はたまたそういうところまで、まだ全然具体化はなされていないけれども、何となくそういうイメージで、これからそこを積み上げていかれる予定なのか、そういうところを総合的に受けていらっしゃるような専門家がいらっしゃるのか、そのあたりを教えてくださいたいのと、あと、同じくその食のブランド化のメニュー開発のところも一緒なんですけれども、イメージしますに食のブランド化、メニュー開発というと、SDGsにちなんだような有機の野菜ですとかジビエとか、そういったものを活用したメニュー開発のように思えるんですが、基本的にメニュー開発というのは、開発したメニューを商品化して販売してということが前提になろうかと思っておりますので、要は商品開発ですよ、その開発した商品を先ほどの質問にもありましたけれども、販売する事業者とか、そういうところも必要になってくるんだらうと思っておりますし、250万円という委託料をかけながらどういったものを開発していくのか、受託の企業の具体的なイメージもちょっと自分は分からないので、そのあたりを教えてくださいたいと思っております。17ページはその3点です。

続いて25ページなんですけれども、25ページは中学校費ですね。矢部中学校のグラウンドの排水復旧工事ということで、被災した部分の復旧工事だというお話なんですけれども、どこかのり面が壊れているということだろうと思っておりますが、被災した部分を復旧していただくのは、それはそれでやっていただきたいんですけども、矢部中学校で、私、去年だったと思っておりますが、グラウンドが陥没していますよね。グラウンドが陥没して穴が空いたんですよ。直径2メートルぐらいだったと思っております。深さは膝ぐらいの深さ。グラウンドが陥没しまして、非常に危険だということで、すぐ応急処置していただいておりますけれども、その原因の究明とか、グラウンドの一部がそうやって陥没しているわけですから、ほかにも陥没しかねない。そのあたりはたしか学校教育課長には調査をお願いしますって話をしたと思うんですけども、そのあたりどうなっているのかなど。連動してグラウンドの排水復旧工事なので、やっていただけるならそれはそれにこしたことはないんですけど、そのあたりも追加説明をお願いしたいなと思っております。お願いします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、委託料についてでございますけれども、委託に対して事業者におかれては、今までSDGsのコンサルティングの業務の実績があるところ、また、交流関係人口、販路の拡大等の実績があったり、中央省庁関係から情報収集、いろんなSDGsであったり地方創生の情報収集、そういうところの実績をお持ちの会社を今、検討しているところです。

それから食育モデル事業に関しましては、小中学校での、言われましたように総合的学習の時間を活用して、地域文化や農業や食に関する理解を高めるために、生産者との交流や農業体験の

実施、あと、その中でSDGsの講師等を派遣して、持続可能な農業、食について考える学習をしていただきたいことと、もう一つは食育と一体的に地場産物の利用促進としまして有機農産物の給食の日を実施していただくことと、調理現場との意見交換会、有機農業だったり地元のものを使われるときの課題であったり調理の方法だったり、調理師さん、栄養士さん、消費者、町の連携した意見交換会をしたいと考えているところですけども、具体的には今度、学校教育課とも協議いたしまして、学校においても授業とかコロナ対策とかいろんなところがございますので話し合っていきますけども、そういう方向で進めていきたいと思っております。そういう内容から現状と課題の洗い出しをしまして、また来年度以降そういう供給体制であったり、調理等における課題等について研究していきたいと考えているところです。

ブランド化につきましては、先ほど申しましたけども、矢部高校生であったり県立大学等と連携をしながら有機農産物、またジビエを使ったメニューの開発をして、やはり今、山都町に来て山都町のものを食べられるというお店がなかなか少ないようですので、宿泊施設や飲食店での普及を図っていききたいと思っております。以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。矢部中グラウンドの陥没の原因ということで、昨年度調査したところですが、これといった原因の特定には至らなかったところです。今回の排水の改善の工事等をしながら、状況を注視しながら対応に当たっていききたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） さっきの委託料についてですけども、食育の、学校あたりの栄養士さん、あるいは作られる人、子供たち含めて、そういう食育をされるというのは非常にいいことだと思います。ただ、さっきちょっと気にかかったのが、SDGsに精通されとる会社、企業か何かに委託をされたいという話がありましたけども、山都町にそういうところがあるんだろうかと。一つ私が思っているところであれば、あそこじゃもうちょっと足らんとじゃないかなと思うところがあります。もし、この町の有機農業を本当に考えていくということであればですよ、新規に就農とかも、そら大事ですよ。新規で来られる方、よそから来られる方、あるいはここで今から育つ方たちを有機農業の農業者として育てるとするのは非常に大事なことだとは思いますが、そのレベルじゃこの町が有機の町だというレベルには多分ならないですよ。実際問題として、有機のJAS認証を受けとる人が四十何人で、これもここ最近というか、認証に補助金を出したから四十何人になっただけの話であって、全国から見れば僅差なんですよ、三十何件と四十何件の僅差なんです。それと、面積でいけば宮崎とか鹿児島のほうがもっと多いんですよ。そういったのを考えていくと、この町に何ができるか。この豊かな自然、この環境、この水、こういったのを生かしてどういうことができるのか。これは慣行栽培されとる方たちも引き込まんといかんですよ。今、特に私の地区なんかは慣行栽培のほうが多いんですよ。そういう人たちをここに引き込んでいかないかんですよ。

この間、有機の学校の説明がありましたので、私は苦言を呈してそういう話もしましたけども、この町挙げてそっちに進んでいくというくらいなからんと多分、絵に描いた餅です。どこかの精

通している企業に委託をしてもらって、そこだけでやるんだったらちょっと無理だろうと思う。生産者を含めていろんな事業者含めて、山都町の人間がこの町をどやんかしようって考えていくような人たちの集まりでなかったら、ちょっと無理じゃないかと思えますので、その辺、どう考えられますか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。今、議員がおっしゃったように、本当に町のSDGsを進めていくというのは、山都町内での合意形成、連携というのは大切なことだと思います。

委託というふうになっておりますけれども、事業としては町が全体的に進めていくものでありまして、推進体制の委託の内容としましては、そこ全体をコンサルティングしていただくのではなく、やはり私たち……、言いましたように、なかなか庁舎内で人材不足というところもございしますので、そこら辺の旗振り役であったり、合意形成に向けたところのいろんな進め方、そういうところの技術指導をお願いしたいと考えているところで、事業に当たっては町が主体となって進めていきます。

言われるように、地域内での合意形成として、今回も選定後に当たっても有機農業に関する農業の方だったり一部事業者の方たちもお話をしながら、今後の有機農業推進のためにどういったことが必要なのかというお話を聞く機会を設けておりますので、きちんとした推進体制という形をつくりながら、また皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 3回目ですので、あと2点。地域おこし協力隊の件についてお伺いいたします。先ほど、条例の中でも短期滞在者住宅のことが出ましたが、地域おこし協力隊の方々が、この間の広報やまにも何人も御紹介があったところなんです、あの方々の住宅というのは、町が一般住宅を、ここに家賃から何からいろんなお金が出ているわけなんですけれども、そういうのはやはり短期滞在者住宅に入られるというような方も含めてなのでしょうか。

それから、先ほど、申し訳ないですがちょっと聞き逃しましたので、それぞれ、でしかさん、そしてまちづくりやべさん、農事組合法人いちょうさんで、どのような人材をお求めになっているのか、すいません、もう一度繰り返しになるかもしれませんがお聞かせください。といいますのも、やはり、この人たちが3年間の任期の中で、短期滞在者であれば1年で出ていかないかわけですよね。この方たちは3年間で期限ということで来られるというふうに思っていますので、そこら辺を見据えた住宅をお世話していらっしゃるのか、あるいは、その3年後に、例えばこのまちづくりやべさんにしろ、何のお仕事で来られて、その後の定住というところを見据えた仕事の内容であるのかとか、どういうふうに、おこがましいけど育てていきたいというふうに思っているのかとか、そこら辺のことをもう一回お聞かせ願いたいのが1点と、それから、19ページの金内保育園の修繕です。

のり面のあれですが、金内保育園、私、あんまりしょっちゅう伺わないのでよく事情が分から

ないんですが、前回の地震のときにも園庭にひびが入って、非常に危ない思いをされたというのが記憶に新しいんですが、土地柄は大丈夫なのかなという感じを今回の予算の中から思ったところなんですが、そのあたりの現状をお知らせいただければというふうに思います。よろしく願います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） まず1番目に、地域おこし協力隊の住宅のことをお答えしたいと思います。地域おこし協力隊の方の住宅につきましては、3万円を限度に町のほうが住宅を所有者の方と契約しまして、一応、町が確保する形で提供しているところでございます。そういう中で地域おこし協力隊が任務される地域によっては、なかなか適当な住宅がない場合もありますので、そのときは一時的短期滞在施設に入ってもらうこともありますけども、できるだけ住民の方との交流とかということもありますので、集落の中の住居というところで確保していきたいというふうに考えているところです。

それから、地域おこし協力隊それぞれの三つの事業所の内容というところでございますけども、まちづくりやべさんにおかれましてはICT活用、本町におきましては高齢者が多うございますので、なかなかスマホなどの使い方とかも分られない方が多いと思われまますので、スマホ教室など地域の相談窓口での対応を行いながら、いろんなICTの利便性について広めていきたいというところで、そのために地域おこし協力隊を活用したいというお話がっております。任務終了後においては、まちづくりやべ自体も地域の支援活動とかを行っていらっしゃいますので、その後においても就職は可能ですよというところで、希望が出ているところです。

でしかさんにおきましては、地産地消の推進、生産者等の交流で、町内においても空き店舗とか増加していたり飲食店等の廃業も見られるところで、今回、町内店舗においてそういうふうな事業展開をしていかれる方たちの人材を育成したいということで、調理や経営の技術の習得、食と農の担い手の人材を募集していらっしゃるところです。終了後におかれましても、町内の企業と町内でいろんな事業を起こすことに対して支援していきたいというところで申請なさっております。

農業法人におかれましては、農業生産活動法人における作業等の支援であったり、農業をしながら耕作放棄地の解消、また担い手の確保、集落の活性化につなげていきたいというところで御要望がございまして、任務終了後においては、農事組合での就職であったり、地域内での就農といったところへの支援をしていきたいという申請がございしております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。金内保育園ののり面復旧工事に関しまして今回計上いたしておりますのは、5月中旬の大雨の際に園庭の東側に位置するのり面の一部が崩壊いたしておりますので、復旧工事として計上いたしております。

平成28年の熊本地震の被災状況については、把握はちょっといたしておりませんが、今回の工事に関しては、豪雨の際の崩壊による復旧工事ということで計上させていただいております。

す。

先ほどの園庭工事についてですけれども、園庭自体には被害はあっておりませんので、園庭の東側ののり面が崩壊している状況です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

質疑があるようですので、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） 私から、衛生費の予防費についてちょっとお尋ねしたいと思います。

コロナ関係であると思いますが、3節の職員手当関係ですが、職員さんが時間外に出られたための時間外手当というふうに理解しておりますが、これは今までワクチンの接種が、1回目、2回目、80%……、2回目は七十何%、もう完了しているという状況の中で、今後この時間外手当等々が、あとどれぐらい予想としてかかるのかというのを分かればお知らせいただきたいということと、コロナウイルスの接種委託料というのを1,260万円組んでございますが、この委託料についてももう少し詳しく、病院あたりの関係者の委託料だろうと思いますが、含めたところで、どういった形の委託料になっているかを教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 興柁議員の質問にお答えいたします。予防費、職員手当等について768万円、今回計上させていただいております。こちらにつきましては、当初、64歳以下のワクチン接種については集団接種をするという予定がございませんでした。しかしながら、高齢者接種をやりまして、個別接種よりも集団接種のほうがより早く皆さんに接種できるというところもございますし、お一人お一人の手間が省けるということで、集団接種をするということで64歳以下の16日分で、もう8月から実施しておりますけれども、土日に集団接種する分として今回上げさせていただいております。

それから委託料についてでございますけれども、今回1,260万円上げております。高齢者集団接種及び64歳以下の集団接種につきまして、1日50回以上のまとまった規模の接種を行った場合、1日当たり10万円を各医療機関に支払うものでございます。こちらが合わせて1,200万円ほどでございます。それから薬剤師委託料といいまして、64歳以下の集団接種におきまして薬剤師にワクチンを注射針の中に充填していただく業務を委託しました関係で、こちらの分が薬剤師分で60万円を上げております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興梠 誠君） 分かりました。それでは今後、コロナの……、山都町として、100%の接種は無理かなと思いますが、日程的に、あとどれぐらいの期間を要するのかということ、そこあたりのはっきりしためどは分からないと思いますが、山都町としての見解はどのようになっていますかね。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 9月に入りまして、64歳以下の接種2回目が今週末11日と12日と25日、あと3日間の4回、残ってございます。それから、これまで接種の機会がなかった方、何らかの理由で、また新たに接種をしたいという希望の方のために、今週、防災無線で再度勧奨をしているところでございます。

そちらにつきましては、150から200名までを大体見込んでいるんですけども、計画としましては、予約状況に応じまして集団接種を軸に1日を2回、それから個別接種も少し、そよう病院の御協力をいただきながら2回計画しております。

今後、10月から12月にかけてインフルエンザ等も予防接種が入ってきますので、こちらのほうとも調整しながら11月の頭までというふうに計画しております。

それから、12歳を迎える方の接種につきましては、今、意向調査を41名の方に送付する予定でございます。こちらにつきましては、1回につき1シリンジあたり6名が必要なので、ある程度固まった段階で御案内していきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ページでいきますと、16ページです。12目の地域振興費の中の18節負担金及び交付金で、地域活性化起業人制度の負担金ということで280万円計上されていまして、先ほどの御説明の中では観光分野にということで御説明いただいたんですけども、もう少し詳しく中身を教えていただければと思うんですが、実際、観光分野といっても裾野も広いですし、どういうスキルの発揮を期待なさって技術のある方を呼ばれようとしているのか、その辺を教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えしたいと思います。どういう活動内容かということでのお尋ねなんですけれども、山都町での活動については、観光ツアーのプランの作成をはじめとした誘客の施策の推進、それと観光施設との連携事業、新たな観光拠点等の開発等を担っていただくというような形で現在考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今の地域活性化起業のところなんですけど、何か具体的にどうというのは「こんなことをしたいと思います」なんですけど、じゃあどういった方を連れて来られて、とい

うところですよ。いわゆる観光協会との連携なんかも視野に入れておられるのか、町だけでこれをしようとされているのか、そこらをもうちょっと詳しくお願いいたします。

それから、先ほどからSDGsが何回も言われておりますけれども、かつて矢部高校では猪鹿鳥の開発もされまして、それこそあれもずっと売りにしようということだったんですが、何か今、どこに行ったか分からない感じなんですけども、それを考えてみますと、あれもやっぱりジビエなんですよ。そこら辺はどのように考えておられたのか。また、そこを矢部高校生と一緒にタイアップしてされるということなんですけども、そのことは頭に置かれてたのかどうかですね。

それから、先ほどからブランド化メニューの開発とおっしゃいますが、こんなコロナ禍、コロナ禍で、飲食店が本当にこの開発に協力してもらえるのかという……、それも、しかもジビエとか、そういったことなんですけども、そういった取扱いに協力していただけるのかというのが、正直今のこの時期にとっても不安な気持ちなんですけども、そこら辺も町としてどのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お尋ねのありました町内の観光協会ですとか、旅行業関係の団体との連携も当然含めて、一体となって事業を進めていただくということにはしております。

想定される事業者については、国内の旅行事業者、そういったところを現在調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。矢部高校の連携というところで、矢部高校と町内飲食店の連携ということで、一応、今計画しているところなんですけども、議員おっしゃったように、以前、猪・鹿・鳥カレーという一時的に商品化されたところが今、続いてないということもございますけども、一部の道の駅とかではジビエカレーというメニューも出しておりますので、今後におきましては、やはり持続可能というところで生産者の方も関心を持っていらっしゃる取組ですので、これらの点を反省しながら次に生かしていきたいと思っております。

また、町内の飲食店におかれましても、いろんなところで、今、ジビエだったり地域内の有機農産物を使ったメニュー等を提供していらっしゃる店もありますので、続くように、やる気のある事業者さんに参加していただきたいというふうに考えています。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 分かりました。もともとが持続可能な開発というのが目標ですので、目標に一步でも近づくように努力をしていただきたいと思います。

それから、地域おこし協力隊の件なんですけども、正直な話、今、協力隊に来ていただいているしゃる団体のお話を聞きますと、やっぱり経営難であって、そこに人的に何か協力していただくと助かるがなという感じで入れておられるというお話も聞きます。じゃあ、その人たちが3年後にどうなのかと言ったときに、定住促進だったり企業を起こされるというのがもともと目標なんですけども、今そうやって、その団体の経営が苦しいから、自分たちは金は出さなくても来ていた

だいて、助けてもらえるからいいとおっしゃいますが、その方たちがどうなのかというのが、本当、そういうお話も実際お聞きしますのですね。

それから菅のほうも、何度も何度も来られましたけども、誰一人として最後までして、誰かがそこで起業されたというのありませんので、今回また、先ほどまちづくりやべとかお話ありましたけども、まちづくりやべに関しては会社のほうで雇ってもらえるようなお話でしたけれども、ほかの方がどうなのかというのが、今までの地域おこし協力隊の在り方を見てみますと、とてもですね。大丈夫かという大丈夫じゃないような気がいたしますので、そこら辺をどのように思っているのかをお話をいただきたいと思います。

それから、23ページの土砂災害危険住宅移転促進事業補助金なんですが、3件分というお話をいただきました。場所等を詳しく御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 地域おこし協力隊についてお答えします。本町におきましては、人口減少、少子高齢化による担い手不足というのは、大きな課題であると思っております。地域おこし協力隊の制度につきましては、都市部から地方への移住を希望する人を受け入れて、本制度を活用しながら3年間の中でその人が定住する基盤をつくっていただくという定住を促進する取組であり、本町においても担い手の確保は本当に重要な課題でありますので、この制度を活用して山都町に来たいという方を今、受け入れているところでございますけども、おっしゃるように、隊員、受入れ側双方に、当初イメージした活動と実際の活動にずれがあると考えております。

また、地域おこし協力隊に具体的なイメージを持たないままに、協力隊に過度な期待をしているケースも見受けられると感じているところです。現在、そういうミスマッチングもあるかとは思いますが、やはり最初に任用する時点で、お互いに何の課題を解決するために協力隊に支援をお願いしたいのかということと協力隊のミッションは何なのかをできるだけ明らかにするようにしております。

本来は、最初から地域や受入れ団体がどうしたいかのイメージを持って、そのイメージに共感、協力してくれるような人材の獲得が必要になると思っておりますけども、今後、協力隊、地域の受入れ側、町も意志疎通を図りながら改善に努めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えします。先ほど、土砂災害危険区域の場所についてということで御質問がございました。これにつきましては、特別警戒区域の中から移転される場合に、建築費であったり除却費、また移転に関する経費ということで、県の補助金100%の300万円を交付するものでございます。

現在、町のほうに要望がありますが、方ヶ野地区、藤木地区、上川井野のほうからこの事業の申出がございましたので、3件を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第70号「令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第70号、令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

まず、歳出からです。9ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、システム改修委託料17万9,000円については、高額介護サービス費決定通知を紙媒体で通知をしていましたが、はがきサイズのメールシーラー様式に変更するためシステムを改修するものでございます。このことにより、通知の折り込み及び封入作業が不用となり、事務の効率化を図ることや郵送料の軽減を図ることができます。

5款1項から10ページの3項までは、財源の組替えになります。

続きまして、10ページです。

5款6項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、18節負担金10万円については、介護サービス利用者で介護と医療の自己負担額を合算して、その費用が定められた限度額を超えた際に支払われる給付費になります。所要見込額を算出し、計上いたしております。

11ページです。

6款1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金、22節償還金88万7,000円については、令和2年度実績に基づく介護保険料の返還金になります。173件になります。

2目償還金、22節償還金368万3,000円については、令和2年度事業実績に伴う国県支出金精算返還金になります。

予備費は、令和2年度決算において繰越金の減額に基づく調整です。

続きまして、歳入です。7ページをお願いいたします。

3款1項国庫負担金から5款1項県負担金まで、国、県からの令和2年度分の介護給付費負担金不足分及び令和3年度分の推進交付金支援金です。

8ページです。

7款1項一般会計繰入金、5目一般会計繰入金は事務費繰入金558万2,000円を計上しております。

8款1項繰越金、1目繰越金は令和2年度の繰越金が確定しましたので減額調整をしております。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和3年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,213万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,897万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月2日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号「令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第71号「令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第71号、令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の補正につきましては、前回、補正1号で指定管理施設の基本協定書第13条に規定するリスク分担に基づき、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け利用料金収入の減少した指定管理

者に対し、令和2年度の決算見込みに応じて管理委託料の予算を計上したところでございますが、決算額が確定し予算残が発生しましたので、その額を減額補正するものです。

また、公債費については、起債の借入利率等の確定により不足額が発生しましたので増額補正するものです。

歳出から御説明いたします。8ページを御覧ください。一番最後のページになります。

1款国民宿舎事業費用、1項営業費用、1目宿舎経営費、12節委託料につきましては706万2,000円を減額補正しております。

同じく3款公債費、1項公債費、2目利子、22節償還金利子及び割引料につきまして6,000円を増額補正しております。

同じく4款予備費、1項予備費、1目予備費403万2,000円。歳入のほうで説明しますが、前年度繰越金を予備費に計上しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。歳入です。

2款繰入金、2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金705万6,000円の減額補正です。

同じく3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、前年度繰越金403万2,000円です。

表紙の次のページを御覧ください。

令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算。

令和3年度山都町の国民宿舎特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,035万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月2日提出、山都町長。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号「令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第72号「令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第72号、令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

6ページを御覧ください。補正予算（第2号）説明書です。

まず、収益的収入及び支出です。

支出の部、1款1項2目配水及び給水費につきまして70万円を補正しております。12節材料費及び14節工事費につきまして、施設等の修繕に係る経費が不足したことによるものです。

7ページを御覧ください。次に、資本的収入及び支出です。

収入の部です。1款3項1目負担金につきまして124万4,000円を補正しております。町道改良によります橋梁架け替え工事に伴う水道工事に係る負担金を計上しております。

8ページを御覧ください。

支出の部です。1款1項2目配水施設改良費につきまして500万円を補正しております。6節委託料につきましては、設計委託業務に係る不用額を減額し、工事請負費に組替えをしております。10節工事請負費につきましては、第2から第4配水池の送水管更新工事に600万円、県道小峰川内線改良工事に伴う配水管敷設工事に500万円を計上しております。

次に、2ページを御覧ください。

令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和3年度山都町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度山都町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出。第1款水道事業費用、3億6,306万4,000円、70万円、3億6,376万4,000円。

第1項営業費用、3億2,713万1,000円、70万円、3億2,783万1,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億412万4,000円を2億788万円に改め、当該年度分損益勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、5,006万4,000円、124万4,000円、5,130万8,000円。

第3項負担金、49万6,000円、124万4,000円、174万円。

支出。第1款資本的支出、2億5,418万8,000円、500万円、2億5,918万8,000円。

第1項建設改良費、7,387万6,000円、500万円、7,887万6,000円。

令和3年9月2日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（工藤文範君） 議案第72号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号「令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第74号 字の区域の変更について（山都町長田・芦屋田）

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第74号「字の区域の変更について（山都町長田・芦屋田）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） それでは、議案第74号について説明をいたします。

議案第74号、字の区域の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、山都町の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和3年9月2日提出、山都町長。

変更前の大字名、芦屋田。変更前の字名、鮎ノ目。区域が、355の一部、356の一部、357の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部。変更後の大字名、長田。変更後の字名、鮎ノ目。

変更前の大字名、長田。変更前の字名、鮎ノ目。区域が、芦屋田字鮎ノ目355、356に隣接する水路である公有地の一部。変更後の大字名、芦屋田。変更後の字名、鮎ノ目。

提案理由です。町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

こちらが県営矢部中部地区、長田換地区の土地改良事業の位置図でございます。下側の図、字名が記載された位置図でございますが、一点鎖線が大字の境界を示しております。長田工区は、大字芦屋田と大字長田にまたがった大字の境界に当たり、芦屋田、長田両方の大字に同じ字名である鮎ノ目が隣接しているところにちょうど工区がございます。

次のページをお願いいたします。

大字区域の変更図ということで、整備前の字図と整備実測図を下のほうにおつけしております。青の3点の実線が変更前の字界でございまして、赤の3点の実線が変更後の字界となります。

こちらの変更の理由でございますけれども、県営中山間総合整備事業により行っております県営矢部中部地区の区画整理事業ですが、今回の工区、長田換地区において、区画整理3.9ヘクタールを実施しておりますけれども、こういった圃場の整備によりまして農地の区画形状が変わりますので、それに伴い字の変更が生じたのでこれを整理するものになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（工藤文範君） 議案第74号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号「字の区域の変更について（山都町長田・芦屋田）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第75号 山都町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第75号「山都町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 議案第75号について御説明申し上げます。

議案第75号、山都町過疎地域持続的発展計画の策定について。

山都町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることとする。

令和3年9月2日提出、山都町長。

提案理由です。

本計画を定めるには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由です。

過疎対策につきましては、昭和45年以来、4次にわたり議員立法として過疎法が制定されてきましたが、令和2年度末に期限が到来したことから、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。今般の法律は、令和4年4月1日から令和13年3月31日まで10年間の時限立法でございます。

熊本県内では、全部過疎が23自治体で、一部過疎、みなし過疎を含め28の市町村が過疎ということで指定されていますが、郡内では山都町と甲佐町の2町となっております。過疎法に基づく各種財政措置を受けるためには、市町村計画を策定することが必要となります。

それでは、山都町過疎地域持続的発展計画について御説明いたします。説明に当たりまして、

略称として過疎法、過疎計画と呼ばせていただきますので御了承いただきたいと思います。また、過疎計画は全54ページとなっておりますので、説明につきましては、議案第75号資料により計画の概略を説明させていただきます。

また、資料の訂正をお願いいたします。資料中、2、基本方針につきましては13ページから14ページ、7、施策に関する事項につきましては17ページから52ページということで訂正をお願いします。

まず、1、計画策定の趣旨でございますが、冒頭で御説明しましたが、新たな過疎法が制定されました。熊本県においても、過疎地域持続的発展方針が令和3年8月に策定されており、その方針に基づき、本町でも過疎地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するため、過疎計画を策定して取り組むものです。

1ページから4ページは目次となっております、5ページから12ページまでは山都町の概況、人口などの動向、行財政の状況を記載しておりますので、後で御覧いただきたいと思います。

2の基本方針です。基本方針については、13ページから14ページまで記載しておりますけれども、令和2年3月に策定しました第2次山都町総合計画後期計画とリンクして作成しており、五つの基本目標を掲げております。

3、地域の持続的発展のための基本目標として、15ページに記載しております。

それと、4に計画の達成状況の評価に関する事項を15ページに記載しております、人口に関する目標につきましては、後期総合計画の人口ビジョンにおいて、2024年——令和6年に1万2,400人を下回らないことを目標としており、本計画においては令和7年においても同様の人口を目標とするものです。

評価につきましては、施策の進捗状況や目標の達成状況を検証するため、中間評価、最終評価を実施し着実な計画の遂行に努めてまいります。この人口目標評価に関する事項につきましては、過疎対策の実効性を向上させるため、新たに計画の記載事項に追加されたものです。

続きまして、計画の期間です。計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。法律は10年間の時限立法となっておりますけれども、計画の期間は、前期、後期各5年となっております。

6の山都町公共管理施設等総合管理計画との整合というところで、計画書は16ページから記載しております。公共施設等の老朽化対策が課題となる中、厳しい財政状況や人口減少により、公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、計画的に更新、統廃合、長寿命化を進め、財政負担の軽減、標準化と施設の最適化を図る必要があります。こうした状況を踏まえ、今後の公共施設の維持、改修、整備においては、公共施設等総合管理計画の考え方に基づくものとします。

なお、公共施設等総合管理計画においては、令和3年度中に見直しを行うこととなっております、見直し後の計画につきましては改めて公表させていただきたいと思います。

7、施策に関する事項につきましては、17ページから52ページに記載しております。移住・定住・地域間交流の促進、人材育成をはじめ、12の施策につきまして現状と問題点、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

また、最後の53、54ページには、過疎地域持続的発展特別事業、いわゆるソフト事業として、特別事業分として想定される事業を掲載しております。

これまでの過疎計画からの主な変更点としまして、新たな過疎法では、過疎対策の目標に人材の確保・育成、情報通信技術の活用、子育て環境の確保、再生可能エネルギー利用促進等が追加されており、その趣旨を踏まえながら作成しております。

過疎計画の策定により、この計画に基づく対策事業につきまして、過疎対策事業債、国庫補助金の補助率かさ上げなどの財政上の支援を受けることができます。過疎計画につきましては、議会の議決をいただいた後に、これを国に提出するということになっております。

以上で、概略ではございますが、山都町過疎地域持続的発展計画の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第75号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号「山都町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

議事日程の都合によって、9月9日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、9月9日は休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時59分

9 月 24 日（金曜日）

令和3年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年9月2日午前10時0分招集
2. 令和3年9月24日午前10時0分開議
3. 令和3年9月24日午前11時52分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第23日）（第4号）
 - 日程第1 議案第76号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第3号）について
 - 日程第2 議案第77号 工事請負契約の締結について（須原開田線須原橋上部工工事）
 - 日程第3 議案第78号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））
 - 日程第4 認定第1号 令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第5 認定第2号 令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第6 認定第3号 令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第7 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
 - 日程第8 委員会報告 陳情等付託報告について
 - 日程第9 委員会報告 議会改革検討特別委員会報告について
 - 日程第10 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐重 昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩

会計管理者	木 實 春 美	企画政策課長	藤 原 千 春
税務住民課長	田 上 るみ子	健康ほけん課長	河 野 君 代
福祉課長	高 野 隆 也	環境水道課長	高 橋 季 良
農林振興課長	片 倉 城 司	建設課長	山 本 敏 朗
山の都創造課長	藤 原 章 吉	地籍調査課長	藤 岡 勇
学校教育課長	嶋 田 浩 幸	生涯学習課長	上 田 浩
そよう病院事務長	藤 嶋 厚 美	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第76号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第76号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、議案第76号、令和3年度山都町一般会計補正予算（第3号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、19ページをお願いします。

2款1項総務管理費です。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業につきましては、まず、12節委託料として1,050万円を計上しております。熊本県で実施を予定されております宿泊助成事業への町の上乗せ補助と事務経費を合わせて委託料として計上しております。宿泊者の実質的な負担が4分の1程度となるものでございます。山都町では5件の登録事業者が対象となるものでございます。

次に、18節補助金でございます。まず、交通事業者応援給付金として220万円を計上しています。貸切りバス事業者、1台当たり5万円を給付するものでございますが、熊本県で別途、貸切りバス事業者は支援として20万円が給付されますので、その上乗せ支援というものでございます。対象台数が17台というところでございます。それから、町独自の支援策といたしまして、タクシー事業者、対象台数21台、運転代行業者、対象台数6台につきましても、それぞれ5万円を給付するというものでございます。

次に、元気回復プロジェクト補助金です。200万円を計上しています。町内事業者が新たなサービスなどによる売上げ確保策への支援を行うというものでございます。個人10万円、団体30万

円を上限として、事業費の90%を補助対象とするものでございます。令和2年度にも同事業を実施しておりますので、今回は令和3年度分ということで考えたところでございます。

最後に、事業者支援給付金でございます。2,000万円を計上しています。売上げ減少事業者に対する支援としまして、国が実施しております月次支援制度、それから、県が実施します事業継続・再開支援制度の交付対象となられた事業者の方に、国の交付金、県の交付金、それぞれ2分の1を町が上乗せをして支援するというものでございます。4月から9月分を対象としているところでございます。この財源の大部分につきましては、特定財源のほうに記載しております1,918万8,000円を充てるものというものでございます。

次に、5款1項3目農政費です。18節補助金としまして、農林業制度資金利子補給費補助金として39万9,000円と、新型コロナウイルス対策緊急支援資金保証料補助金として17万3,000円を計上しています。

20ページをお願いします。

5款2項2目林業振興費です。18節補助金として、農林業制度資金利子補給費補助金27万円と、新型コロナウイルス対策緊急支援資金保証料補助金として19万9,000円を計上しているというものでございます。

次に、6款1項2目商工振興費です。18節補助金として、新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給費300万円を計上しております。

21ページをお願いします。

7款2項12目道路メンテナンス事業費です。12節委託料で入札残金が発生したもので、14節工事請負費へ組み替えるというものでございます。13節は予備費で調整でございます。

歳入を説明しますので、17ページをお願いします。

12款地方交付税は、普通交付税分として1,915万1,000円を計上しています。

16款国庫支出金から17款県支出金につきましては、歳出のところで説明しておりますので、省略をしたいというふうに思います。

戻っていただきまして、5ページをお願いします。

第2表の債務負担行為の補正でございます。

まず5ページは、農政係で所管しております制度資金の利子補給費の令和2年度分というものでございます。期間は令和4年度から令和8年度までの合計で48万2,000円を計上しているというものでございます。

次のページです。6ページは、同じ資金の令和3年度分でございます。対象期間は令和4年度から9年度までで、703万5,000円を計上しているというものでございます。

7ページです。

新型コロナウイルス対策緊急支援の保証料の補助分の令和2年度の追加ということでございます。令和4年度から13年度まで、合わせまして26万8,000円を計上しているというものでございます。

8ページをお願いします。

同事業の令和3年度分でございます。対象は令和4年度から令和14年度までの608万円を計上しているものでございます。

9ページをお願いします。

こちらは林政係が所管します農林業制度資金関係の利子補給の令和2年度分というものでございます。期間は令和4年度から8年度までの46万3,000円を計上しているものでございます。

10ページでございます。

同事業の令和3年度分ということで、令和4年度から9年度で92万1,000円を計上しております。

11ページをお願いします。

林政係所管分の新型コロナウイルス対策緊急支援の保証料の補助金のまず令和2年度分ということで、期間は令和4年度から8年度までで29万8,000円分を計上しております。

次に、12ページです。

同事業の令和3年度分で、対象期間は令和4年度から14年度で146万5,000円を計上しているというものでございます。

13ページをお願いします。

商工観光係で所管します新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金の令和2年度分ということで、対象期間は令和4年度から5年度で170万円を計上しております。

14ページをお願いします。

同事業の令和3年度分でございます。対象期間は令和4年度から7年度で1,960万円を計上しているというものでございます。

最後に、表紙の次のページをお願いします。

令和3年度山都町一般会計補正予算。

令和3年度山都町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6,100万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

令和3年9月24日提出、山都町長です。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第76号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） お聞きいたします。19ページの25目18節ですか、事業者支援給付金2,000万円とあります。防災無線等でいつも聞いておりますが、国や県の支援を受けた方を対象にするというのがいつも言われておりますが、それで、去年からのことですね。新たな人にはこ

うというのが行き渡らんのではないかなという心配しておりますが、その点どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。今、防災無線で放送しております事業継続支援金については、昨年、持続化給付金、それとあと、県の支援金を受給された方、それと、新たに国、県のほうで予算措置されております月次支援金、事業継続・再開支援のほうを受けられている方を対象に、事業継続支援金ということで10万円のお支払いをしているところでございます。その予算については、今年の6月でしたか、議会のほうで予算措置はされているところでございます。

新たな経営困難者に対してについても、今回、予算のほうを計上させていただいている事業者支援給付金という形で対応させていただきたいというふうに考えております。事業概要、交付の対象となる月については、5月、6月、7月を抜いて、8月、9月が、県の事業継続・再開支援金の受給者を対象にしておりますし、国の月次支援金については、4月以降、毎月を対象にしているところで、新たに売上げが減少した事業者についても対象になるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今送っていただきましたけれども、いまいちよく分からないんですよ。すいません。なので、今回の町の給付については、国と県の、この今送っていただいたプラスを下のほうですということでしょうけど、売上げの減少率が20%でもきつよいよという声をよく聞くんですよ。その売上げの減少は何と比べてになるんですかね。すいません、もう少し詳しく教えていただいてもいいですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは御説明いたします。まず、補正第3号、山都創造課資料を御覧いただきたいと思います。事業全体の説明をさせていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、度重なるまん延防止等重点措置が適用される中、町内の事業者はこれまでにない苦境に立たされております。国、県の支援に併せて給付金による支援を行うものでございます。

次の星印のところ、まん延防止等重点措置が適用された期間でございます。これまで3回適用されております。

給付金の概要につきましては、図に示しておりますとおり、左側の国の月次支援金、それと右側の県の事業継続・再開支援一時金の受給者に対し、町が給付金を上乗せして支援を行うものでございます。国と県では対象月が異なっておりますけれども、給付金の対象となり、国、県のどちらかの給付を受けた事業者に対し、月ごとに上乗せをして給付をします。

給付額については、一番下の欄になりますけれども、国、県の給付額のそれぞれ半額を給付する予定です。国の月次支援金の対象者については、法人10万円、個人事業者5万円、県の事業継続・再開支援一時金の対象者については、法人5万円、個人事業者2万5,000円となります。

予算の積算につきましては、対象者の把握が困難ですので、給付額の平均を10万円として、申請件数50件の4か月分として積算をしております。

何と比較するかということでございますが、それぞれ対象月の売上げと、前年または前々年の月の比較ということになります。それが30%から50%未満については、県の事業の再開支援一時金の対象になりますし、50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象ということになります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第77号 工事請負契約の締結について（須原開田線須原橋上部工工事）

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第77号「工事請負契約の締結について（須原開田線須原橋上部工工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、説明いたします。

議案第77号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和3年9月24日提出。山都町長。

- 1、工事番号、道整清第1号。
- 2、工事名、須原開田線須原橋上部工工事。
- 3、工事場所、山都町大平・須原地内。
- 4、契約金額、1億1,160万9,740円税込みです。
- 5、契約の相手方、熊本市中央区神水2丁目7-10、昭和コンクリート工業株式会社熊本営業所、所長、田中順之助。
- 6、契約の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事請負契約の概要です。工事番号から工事場所までは割愛させていただきます。

入札年月日、令和3年9月8日。

財源内訳です。全体1億1,160万9,740円、交付金5,580万円、地方創生道整備推進交付金でございます。起債5,580万円、過疎対策事業債です。一般財源9,740円。

工事概要、施工延長、100メートル。橋長、37メートル。幅員、5メートル。主な工種として、PC桁製作、3本。桁組立、架設工、3本。橋梁用高欄、74メートル。踏掛版工、19.9立法メートル。アスファルト舗装工、792平方メートル。区画線、262メートル。

6、指名業者については、記載しております11社です。

次のページをお願いいたします。資料1です。

公共工事請負仮契約書の写しになります。

- 1、工事番号、道整清第1号。
- 2、工事名、須原開田線須原橋上部工工事。
- 3、工事場所、山都町大平・須原地内。
- 4、工期、令和3年9月27日から令和4年3月31日まで。
- 5、請負代金額、1億1,160万9,740万円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者昭和コンクリート工業株式会社熊本営業所は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和3年9月9日。発注者、山都町長、梅田穰。

受注者、熊本市中央区神水2丁目7-10、昭和コンクリート工業株式会社熊本営業所、所長、田中順之助。

次のページ、資料②をお願いいたします。

入札結果です。9月8日開札、予定価格、税抜き1億1,353万円、最低制限価格、1億146万3,071円。11社を指名し、7社が辞退、4社から応札があり、昭和コンクリート工業が落札しております。

次のページ、資料③をお願いいたします。

位置図になります。

次のページ、資料④をお願いいたします。

工事平面図です。赤色着色部分が工事の区間となりまして、上部工工事及び舗装工事を行うものです。全体計画延長500メートル、国道218号と一級町道米生枋原線を結ぶ道路で、平成27年度

から事業に着手し、今回の上部工工事をもって全線の改良工事が終了となります。

なお、上部工を含めた全体事業費は約3億円。そのうちの50%、約1億5,000万円は道整備交付金を充当しております。

次のページ、資料⑤をお願いいたします。

須原橋の全体図になります。左上の図が側面図です。橋桁の長さは37メートルです。右上の図は上部工の標準断面図になります。下の図は平面図でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第77号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 私の近くですので質問いたしますが、工期が令和4年で、来年の3月31日までとなっておりますですね。実際に通行できるのはいつ頃になると頭にお持ちでしょうか。恐らく今までの工事あたりを見ると、かなり延長になったりしておりますもんですから、そのあたりのことはいつ頃になるか分かりましたらば、予定としてでもよろしいですでお伝えください。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。現在、下部工のほうを工事中でございます。下部工のほうが終わった後に、上部工の準備工に入ります。工期につきましては、令和4年3月31日となっておりますけれども、国の承認、また議会の議決を得まして、工期を延長し、来年の9月末を予定しております。その後、早急に工事を終わらして開通をさせたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「工事請負契約の締結について（須原開田線須原橋上部工工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第78号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田区））

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第78号「工事請負変更契約の締結について（木造仮設

住宅移築工事（南田工区））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 説明いたします。

議案第78号、工事請負変更契約の締結について。

令和3年第2回臨時会において議決されました木造仮設住宅移築工事（南田工区）のうち、契約金額8,580万円を8,715万5,830円に変更することとする。

令和3年9月24日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事請負変更契約の概要です。

工事番号、山住第1号。

工事名、木造仮設住宅移築工事（南田工区）。

工事場所、山都町南田地内。

当初契約年月日、令和3年7月5日。

財源内訳です。全体8,715万5,830円、復興基金7,502万1,000円、町単費1,213万4,830円です。

工事内容です。変更前に4棟6戸と計画しておりましたが、今回変更しまして、5棟6戸となります。また、これに併せまして、床面積につきましては、1号棟124.21平方メートルを61.69平方メートルに、新たに5号棟61.69平方メートルに変更するものです。また、これに伴い、1号棟の浄化槽を7人槽から5人槽へ変更し、新たに、5号棟に5人槽を追加するものでございます。

契約の相手方、上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

次のページ、資料①をお願いいたします。

公共工事請負変更仮契約の写しです。

工事番号、山住第1号。

工事名、木造仮設住宅移築工事（南田工区）。

工事場所、山都町南田地内。

変更契約事項、変更工事請負額、増額135万5,830円。

令和3年7月5日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、議会の議決を得られたとき、本契約としての効力を生ずるものとする。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年9月8日、山都町長、梅田穰。

受注者、上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

次のページ、資料②をお願いいたします。

南田工区の当初工事の平面図でございます。

赤色の部分にそれぞれ木造住宅を移築し、1号棟及び2号棟は2戸建て、3号棟、4号棟はそれぞれ一戸建ての合計6戸を建設するものです。

次のページ、資料③をお願いいたします。

今回、建設に当たりまして、1号棟に隣接する畑の所有者の方から、1号棟の建設予定地は、昭和38年に町が町営住宅を造るときに買収されたものであるということで、当時、農地に行く道がないということで、町営住宅建設後もその土地を通過して畑に行っていないというような約束をされとったということで、これまでも住宅の敷地を通過して農地のほうに行かれとったというような申出がございました。

こちらのほうで調べましたところ、確かに昭和38年に町が買収しまして、そのとき建設されております。また、当該地につきましては、平成18年段階で1棟2戸の住宅を解体して取り壊しておりました。そのことから、これまで駐車場として利用されて通っておりましたけれども、建設課のほうはその辺の状況の把握ができておりませんで、ここに2棟の住宅を建設するというような計画をしておりました。このため、農地のほうに行く道路を確保するというので、1棟2戸を1棟に変更しまして、新たに5号棟に1棟を移設するものでございます。

また、それに伴いまして、先ほど申し上げましたとおり、浄化槽を1基、また、それに対します附帯工事ということで、変更増額を計画したところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第78号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 住んでおられる方がまだおられて、その中でこういうふうな新しく住宅を建てていかれるというのは非常に難しい面があると思うんですね。だから、今回のようないろいろなことが出てきたときに、どれだけ誠実に町民の皆さんに対応するかということが大事になってくると思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいというのと、それと、やっぱりここがよくなっていくことが、南田の住宅とか大川町の住宅が、やっぱり老朽化だったり危険性があるということで整理されていかれることにはもう全然異論はございません。

ただ、それが順次されていくので、町民の皆様の目から見ると、よかねという感情とか、いろんなことが生まれてくると思うんです。だから、本当にそこに住まれる方以外への丁寧な説明というのが、町営住宅全体を町がどういうふうにしていこうと思っているのかというのを伝えられることが大事だと思うんですけども、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。現在、小原住宅、大川町、南田、それぞれ災害木造住宅を利用して、住宅の建て替えを進めております。また、今年度末につきましては、下市のほうで若者向けの定住住宅ということで計画をしております。それ以外の住宅につきまし

ても、先ほど議員が言われましたとおり、老朽化等が著しく進んでいる部分がございます。これにつきましては、町のほうで策定しております長寿命化計画、これに従いまして住宅を計画的に建て替えていく必要があるかなというふうに考えておりますけれども、なかなか場所が狭いということで、同じ場所に建てられない部分がございますので、それは新たな場所を確保する。そういったことを考えながら住宅政策を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号「工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 認定第1号 令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（工藤文範君） 日程第4、認定第1号「令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 委員会の審査の御報告を申し上げます。

令和3年9月24日、山都町議会議長、工藤文範様。

総務常任委員長、飯開政俊。

委員会審査報告書。

認定第1号、令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

本委員会及び各常任委員会に付託された令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、連合審査の結果、別紙のとおり意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、総務常任委員会関係。

（1）総務課。

職員提案制度により、毎週月曜日をノー残業デーとすることが採用され、取組がなされた。ワークライフバランスの確保と行政効率の向上が図られるよう継続していただきたい。

人事評価制度も導入2年目となり、評価の研修と研さんを重ねられた。今後は、人事評価結果

の活用を図り、能力、実績に基づく人事管理を進めていただきたい。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会議やイベントの中止が余儀なくされた。役場職員の感染もあり、庁舎内の消毒作業も行われたところである。今後も十分な庁舎内の感染予防対策を図り、リモートワークや分散業務の実施により、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めていただきたい。

(2) 教育委員会。

山都町学校規模適正化検討委員会よりの報告書において、「山の都に帰ってきたい、役に立ちたい」と思える子供の育成を総がかりで取り組むべきだと結論づけているが、明確な適正化の方策等は示されておらず残念である。

矢部高校の存続による地域経済の活性化は、あくまでも副次的効果であり、教育の目的はそれを受ける個人のためのものであることから、山の都創造課が所管する矢部高校応援町民会議などの支援関係事業は生涯学習課所管に一本化するべきではないか。

中央グラウンド周辺整備事業は、着実な進捗を見せている。少子高齢化の加速を考慮し、長期的視点から施設整備の具現化を図ってほしい。

(3) 企画政策課。

新型コロナウイルス感染症対応として、地方創生臨時交付金を活用した感染拡大防止策、雇用維持と事業継続の支援、地域経済の回復のための様々な取り組みは一定の成果が見られた。

令和2年度に創設された企業版ふるさと納税の寄附があった。今後とも、ふるさと納税の募集に努力願いたい。

高齢者の運転免許証自主返納が増えつつあり、今後、公共交通機関との協議を重ね、効率化を図りながら、持続可能な交通体系の構築が急がれる。

自治振興区制度が定着し、区長会との組織連携もスムーズに進められており、今後の住民自治の活性化に期待したい。

町が出資している法人（第三セクター）は、コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい経営状況にある。九州中央自動車道矢部インターチェンジ（仮称）の開通も念頭に、民間の力の活用も視野に入れた経営改善を目指していただきたい。

また、役場組織体制においては、各種事業や業務等が効率的かつ効果的に機能できるよう、体制の再構築を期待する。

(4) 税務住民課。

固定資産税の滞納については、所有者死亡の際の未相続や相続者居住不明等の問題もある。空き家、農地、森林等の放置については、今後、各課連携して取り組む必要がある。

納税の義務を果たすことは当然のことであるし、課として督促等の業務の大変さも痛感する。しかし、払いたくても払えない困窮の状態にある町民に対しては、今後も納税相談や分納の勧め、福祉課との連携を密に取りながら、町民に寄り添った対応を望む。

マイナンバーカード普及については、住民の利便性、行政手続の簡素化の2点だけでなく、マイナンバー制度における安全安心の確保にも努めていただきたい。また、行政手続において、不

利地に住む住民に対しては、今後も配慮をお願いしたい。

(5) 支所。

庁舎管理については、両支所とも令和元年度に環境省のカーボンマネジメント事業に採択され、空調機器等の更新工事が完了した。

両支所人口合計は約5,600人で、町人口の4割を占めているが、少ない職員数で高齢化社会にどのように対応していくかが課題であり、住民サービスを低下させない支所全体での取り組みが必要である。また、両支所は、災害時の避難所としての十分な開設機能と体制を整え、今後も町民の安心安全を確保することが重要である。

町有林、分収林は、引き続き適正な森林管理をお願いする。

清和小水力発電所については、起債償還も終了したが、今後、買取り価格の変動や大規模改修の必要もあり、今後の運営方針については抜本的な検討を望む。

本庁所管課との連携を必要とし、報・連・相を基本に支所長を中心に職務に当たられ、集中と分散の考え方を基に、次の行政改革の大綱策定や組織体制の強化推進を図っていただきたい。

○議長(工藤文範君) 次に、厚生常任委員長、後藤壽廣君。

○厚生常任委員長(後藤壽廣君) どうもお疲れです。おはようございます。ただいまより厚生常任委員会関係の報告を行いたいと思います。

令和2年度の事業を振り返れば、新型コロナウイルス感染症の拡大により、随所に大きな影響が出たと言える。住民健診や相談事のデータから、コロナ禍で社会活動の制限や外出、サロンの集会の機会が縮小したことで、住民の体力的、精神的な落ち込みがうかがえる。各事業において人材不足が浮き彫りとなり、マンパワーの確保が最大の課題である。

福祉課においては、現在、介護サービス事業所に対しアンケートを行い、現場の困難さを調査している。行政の一方的な考えの政策ではなく、現場の声をすることは最も大切な仕事であり、今後の予算づくりにも参考にしていきたい。

(1) 福祉課。

高齢化が進む中、介護事業所では、人材の高齢化とともに、慢性的な人材不足に悩まされている。特に訪問看護事業のヘルパー不足は顕著で、今後サービスの提供は困難になることも予想される。介護サービスは、利用者やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、従事する人材の育成や支援はもちろんのこと、山都町は広域であり、送迎の負担も大きいことから、公共交通網体系と介護事業をセットで取り組むなど、町独自の高齢者支援策を早急に構築されたい。

また、住民が安心して暮らせる身近な生活のサポートを社会福祉協議会や関係機関と連携しながら取り組んでいきたい。

保育事業については、今後の園児数の推移を見極めながら、子ども・子育て計画の現状と抱える課題を検証し、学校規模適正化と関連した方向性を定め、官民が連携して、今後の変化にも対応できる持続可能な保育園環境を整える必要がある。

(2) 健康ほけん課。

集団検診における特定保健指導の数値が1.2%増加した。特に重症化予防の対象者は、前年比

で110人も増加したことは注視すべきことと捉える。このことは新型コロナウイルス感染症による社会活動の減少の影響が考えられる。今後、感染状況を見ながら、町民の重症化防止対策者の減少や心の健康の維持を図る必要があると考える。精神的な課題を抱える方に対しては、近年は電話相談の件数が増えている。直接的な対話ができない状態だが、各関係機関と連携しながら対応していただきたい。

国民健康保険は健全な会計で推移しているが、より一層町民の健康維持への啓発を進め、将来にわたる不安を軽減させるよう努力していただきたい。

(3) 環境水道課。

美しいまちづくり推進員による不法投棄及び水質汚染等の監視については、早期発見や抑止力として、一定の成果が見られる。

ごみ処理手数料の有料化について、施設維持管理等経費への財源確保ができていることは評価したい。また、ごみの減量化を図るため、ごみ排出抑制の啓発やリサイクル率向上への取組を継続し推進していただきたい。

広域連携による一般廃棄物処理施設の建設時期が不透明な状況下において、現処理施設の老朽化は深刻な課題である。故障等により住民生活への影響が出ないように、延命に向けた予算を確保する必要がある。

以上です。

○議長（工藤文範君） 次に、経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

○経済建設常任委員長（藤原秀幸君） 経済建設常任委員会関係の報告をいたします。

商業、観光施設を中心に、コロナ禍に見舞われ、危機的な状況にあるとの認識の下、審査を行った。農業でも、害虫や新型コロナウイルス感染症の影響で単価や需要の低迷等、前年を大きく下回る生産額となっている。ワクチン接種率の向上、治療薬の開発が進み、一日も早い収束を願うものである。

短期的な対策はもとより、九州中央自動車道矢部インター（仮称）の開通が、商業、観光関連業界の再生、発展の起爆剤となるよう、様々な施策を講じる必要があると思われる。

(1) 地籍調査課。

令和2年度より新たに第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年から令和11年度）が始まり、この10年で、町の地籍調査（一筆地調査）の進捗率は88%となる見込みである。一筆地調査が年々困難な状況にある中、リモートセンシング技術等の導入も検討されており、新手法により地籍調査業務の効率化が図られることを期待したい。

(2) 農業委員会。

令和2年7月に新たな農業委員19名、最適化推進委員28名が選任され、農地法3条、4条、5条を主に、86件の認定業務が現地確認を行いながら実施された。そのほか、農業者年金への加入促進、農地の利用集積の推進等の業務を通じ、農地利用の最適化が進められている。

(3) 農林振興課。

国・県の各種事業に取り組んでいるが、令和2年から6年で新たに始まった第5期の中山間地

域等直接支払制度では、前期対策に比べ、面積、交付金の減が見られ、水田を中心とした農地維持が懸念される場所である。その対策として期待されている集落営農では、令和2年度に新たに2農事組合法人が設立され、従前の組織とともに、地域農業、農地の維持発展に寄与するものと思われる。

本町の基本政策の一つである有機農業の推進では、セット販売事業やECサイト構築事業が実施された。今後の販路拡大に期待したい。また、山都町有機農業協議会を核とした有機農業者間の連携が図れる体制強化も重要である。本町の主力作物である夏秋野菜、イチゴ等のさらなる振興にも努めていただきたい。

有害獣捕獲事業では、イノシシ、鹿で7,176頭の捕獲があるが、個体数の減少には至っていないとの見解であり、被害防止策と同時に、捕獲隊の高齢化等の対策を行っていただきたい。

農地や林道等の自然災害復旧については、受注業者の人手不足もあり、繰越し事業が多く見られる。引き続き竣工へ向けての取組を行っていただきたい。

(4) 山の都創造課。

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、山都町三大祭りや各種イベントの中止等もあり、飲食業を主に商店街や観光業でも入り込み客数や売上げ等が大幅に減少し、過去に例を見ない厳しい状況にある。国・県の各種コロナ対策給付金はもとより、町でも地方創生臨時交付金を活用し、様々な支援策が講じられた。しかし、町内の閉塞感を払拭するには至っていない。

「食農観光塾」の発展形として「山都経営塾」が開催され、新たな人材育成が図られつつある。

移住・定住事業における「山都テラス」では、10区画全てが契約済みとなっており、それぞれに補助金が交付された。このことは大きな成果として、ふるさと納税の2年ぶりの1億円超えとともに評価したい。

道の駅、通潤橋両整備事業では、様々な事前業務が行われた。町民に利用、愛される施設になるよう期待したい。

(5) 建設課。

町道の整備では、社会資本整備総合事業、地方創生道整備事業、防衛関係等を主に各事業を活用し、13路線の改良工事、また25路線で維持工事が行われた。住民の要望度が高い事業であり、今後も財源の確保を図り、町道整備に努めていただきたい。

住宅関係では、4戸の災害仮設住宅が、県・町の復興基金を活用し移築移転された。下市地区に建設予定のPFI事業を活用した若者向け定住促進住宅とともに、財政の負担軽減も図られる事業であると評価し、定住促進につながることを期待したい。

令和5年度中の九州中央自動車道矢部インター（仮称）の開通、さらに、蘇陽五ヶ瀬間の事業化を受け、残土処分地の確保が図られた。町としても事業が滞ることがないように、万全の準備、対応を取っていただきたい。

(6) 環境水道課。

令和2年4月に、上水道、簡易水道の事業統合がなされ、事前の準備が万全であり、スムーズな移行が行われた。

小規模等水道施設整備事業では、少人数、立地条件の不利な施設に対し、単独補助事業の補助金交付要綱の見直しが行われた。前例にとられない取組を高く評価したい。

以上です。

○議長（工藤文範君） 次に、総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 4、結び。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、山都町三大祭りをはじめ、様々な催しが自粛の影響を受けた。生活の在り方を感染防止を第一としたものにしなければならず、そのことにより、飲食店、関連事業にも、経営に対する打撃が大きく影響した。そのような中、新型コロナウイルス感染症対応交付金の活用により、一定の成果が得られた。

また、住民の体力、健康面にも不安が生じており、福祉課、健康ほけん課を中心に、町民の健康増進に努力された。今後も頑張っていたきたい。

経済面では、今まで比較的順調であった農業においても、コロナ禍の影響で農産物の価格下落があり、今後、山都町の農業を維持発展させるためにも、集落営農への取組が必要と思われる。

九州中央自動車道、総合運動公園など、町内外で計画されている事業が着実に進んでいることは、コロナ感染症の収束を見据えた準備が進んでいるとして評価したい。

今後、町民一人一人が少しずつ努力し、また、ワクチン接種が進み、山都町全体で集団免疫が達成され、「細き流れも大河となる」その日まで、新たな生活様式の中で、これまで以上の日常が取り戻せる日が来ることを切に望む。

○議長（工藤文範君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするべきとするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号「令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 認定第2号 令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（工藤文範君） 日程第5、認定第2号「令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

○経済建設常任委員長（藤原秀幸君） 令和3年9月24日、山都町議会議長、工藤文範様。

経済建設常任委員長、藤原秀幸。

委員会審査報告書。

認定第2号、令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

本委員会に付託された令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見をつけて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

令和2年度山都町水道事業決算においては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分及び決算について議会の議決が求められている。

審査の結果、1億4,950万1,810円を利益剰余金に組み入れるとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

令和2年度から統合による新たな水道事業が始まった。水道ビジョンにおける投資・財政計画（経営戦略）に基づき、財政基盤の強化や施設等更新計画による経営効率の向上など、事業運営に努められたい。

以上です。

○議長（工藤文範君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とすべきとするものです。本案は委員長報告のとおり、可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号「令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第6 認定第3号 令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について

○議長（工藤文範君） 日程第6、認定第3号「令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、後藤壽廣君。

○厚生常任委員長（後藤壽廣君） 令和3年9月24日。

山都町議会議長、工藤文範様。

厚生常任委員長、後藤壽廣。

委員会審査報告書。

認定第3号、令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された令和2年度山都町病院事業会計決算の認定については、審査の結果、次の意見をつけて、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

令和2年度山都町病院事業決算においては、病院事業の決算の認定について議会の議決が求められている。決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

令和2年1月より日本において新型コロナウイルス感染症が発生したが、収束の兆しも見えないため、今後も感染防止対策徹底に努めてもらいたい。

感染拡大による受診控えや、受入れ制限、受診間隔延伸等、さらに感染症の対応業務が増加しており、これからの運営がますます厳しくなることが予想される。

また、コロナ禍にあって、自宅での看護を望む家族の支えでもある訪問看護については、マンパワーの不足と遠距離移動の困難さがその維持を危うくしている。訪問看護だけではなく、地域医療の人材不足は慢性化しており、持続的、継続的に、県や熊本大学、地域医療支援機構及び県へき地医療支援機構などと連携し、スタッフ確保とともに、医療の資質向上に努めていただきたい。

上益城郡内唯一の救急告示病院として、地域に信頼される病院としての実践を願っている。

以上です。報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきとするものです。本案は委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、町長から発言の申出がっております。

これを許します。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 皆さん方には長期間にわたりまして、令和2年度事業会計等々の審査をしていただきました。先ほど報告がありました部分につきまして、我々も真摯に受け止めながら、特に学校適正化委員会あたりもありました。訪問介護であったり、また、高速道路を見据えた、今いろんな整備事業をしておりますが、適切な御意見等もいただいたところでもありますので、事業の中に生かせるべく努力をしてみたいという思いでおりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げ、そして、また長時間にわたりまして審査をしていただき、適正な決定をしていただきましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

**日程第7 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書の提出について**

○議長（工藤文範君） 日程第7、発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 発議第1号について御説明を申し上げます。

発議第1号、令和3年9月24日、山都町議会議長、工藤文範様。

提出者、山都町議会議員、藤川憲治。

賛成者、山都町議会議員、飯開政俊。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

上記議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

新型コロナウイルスの感染拡大は変異株の猛威も加わり、本町はもとより、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼし、国民生活への不安が続いている中、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠です。これがこの議案を提出する理由です。

以上、説明は終わりますが、全会一致での同意をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 提出理由の説明が終わりました。意見書案を職員に朗読させます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） それでは、朗読させていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長については、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県山都町議会議長。

以上です。

○議長（工藤文範君） 発議第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長（工藤文範君） 日程第8、陳情等付託報告についてを議題とします。

陳情第8号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」について報告を求めます。

厚生常任委員長、後藤壽廣君。

○厚生常任委員長（後藤壽廣君） 令和3年9月24日。

山都町議会議長、工藤文範様。

厚生常任委員長、後藤壽廣。

陳情審査報告書。本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、番号。陳情第8号。

2、付託年月日。令和3年9月2日。

3、件名。地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情。

4、陳情者。山都町下市33（山都町商工会内）、矢部たばこ販売協同組合、理事長、坂田道治。

5、審査の結果。採択。

6、委員会の意見。健康増進法の改正は、望まない受動喫煙の防止を図ることが目的で、第一種施設は敷地内を禁煙にせねばならないが、必要な措置が取られた場所には喫煙場所を設置することができる。これは、喫煙が嗜好品として個人に認められた権利である中で、受動喫煙を防止するために必要な措置であり、敷地内禁煙が原因で他所での受動喫煙が発生しないようにするための措置と言い換えることもできる。

また、第二種施設においては、長引く景気低迷とコロナ禍による経営不振の中、基準を満たした喫煙場所の設置をすることが非常に厳しいことは明らかであり、公的な支援がなければ措置が進まないことも容易に推測ができる。

よって、本陳情を採択とする。

この件に関しては、自治体の意見を求めるということは記載してありました。厚生常任委員会では、このことも十分議論した結果、自治体のほう、町のほうに対しての要望を上げてもらいたい。町当局の適正な措置、対応を今後お願いしたいというふうにお伝えして、報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（工藤文範君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告……。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この陳情採択に対する賛成討論を要望します。

○議長（工藤文範君） ただいま討論の要求がありましたので、ここで討論を行います。

まず、本案に反対者からの討論を求めます。反対討論の方は挙手してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） ありませんね。

続いて、賛成の方の討論を求めます。賛成討論の方は挙手してください。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） では、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書の採択について、賛成することの討論を行います。

この中で、健康増進法に定める第一種施設とは、学校、医療機関、児童福祉施設、行政機関の庁舎等とありますが、中でも行政機関の庁舎等には、町村役場の出張所、支所を含むとされています。

山都町では、本庁には特定屋外喫煙場所が設けられておりますが、清和、蘇陽両支所を見ますと、清和は屋外に灰皿を置く程度の喫煙所、それから蘇陽支所においては、同じく屋外で簡易な喫煙所の設置となっております。両支所においては、望まない受動喫煙を誘発する状況にもありますので、きちんとした喫煙場所の設置を望むところでございます。

このことから、ぜひ地方たばこ税の一部を活用して喫煙環境を整備していただきたいとする本陳情に賛成をいたします。

○議長（工藤文範君） 続いて、反対者の方の討論を求めます。反対討論の方は挙手ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） ありませんね。

次に、賛成者の方の討論を求めますが、賛成討論の方は挙手ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） なければ、これで討論を終了します。

これから陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」については、

採択することに決定しました。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 私の勘違いかもしれませんが、討論になった場合は、発言台から討論するのが本当であると思い、以前、私も討論したことがございますけども、ちょっと順序が、発言台のほうでするのが本当であると思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 失礼しました。確かにそのとおりでございます。申し訳ございませんでした。

陳情第9号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 総務常任委員会に出された陳情審査の報告を行います。

令和3年9月24日、山都町議会議長、工藤文範様。

総務常任委員長、飯開政俊。

陳情審査報告書。本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、番号。陳情第9号。

2、付託年月日。令和3年9月2日。

3、件名。ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

4、陳情者。山都町下馬尾280番地1、竹下玲ほか。

5、審査の結果。採択。

6、委員会の意見。現在、子供たちを取り巻く環境は、コロナウイルス感染症が低年齢の子供たちにも広がりを見せている中、貧困、いじめ、不登校など様々な課題も増えつつあり、対応に当たられる教職員への負担も増している。子供たちの豊かな学びの実現のためには、少人数学級、専科加配などの加配定数は引き続き確保することが望ましい。

よって、本陳情を採択とする。

○議長（工藤文範君） 意見書案について、職員に朗読させます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） それでは、朗読いたします。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により35人に引き下げられる。今後、小学校だけにとどめず、中学校・高等学校での35人学級の早期実施も必要で望まれるものである。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業

準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

このことから、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては地方教育行政の実情を十分に認識され地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記。

1、中学校・高等学校における35人学級を段階的に推進し、さらなる少人数学級を検討すること。

2、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

山都町議会議長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」は、採択することに決定しました。

日程第9 議会改革検討特別委員会報告について

○議長（工藤文範君） 日程第9、議会改革検討特別委員会報告についてを議題とします。

議会改革検討特別委員会から、会議規則第77条の規定により、お手元に配付したとおり、調査報告書の提出がありましたので、特別委員長の報告を求めます。

議会改革検討特別委員長、吉川美加君。

○議会改革検討特別委員長（吉川美加君） 令和3年9月24日、ただいまから議会改革検討特別委員会の報告をさせていただきますが、その前に一言、御礼を申し述べさせていただきます。

この1年間、特別委員会の活動に対しましては、御理解いただいた議長、議運の委員長をはじめ、委員会に参加いただいた皆様に心より御礼を申し上げます。また、折々の協議や研究の中で

は、各関係部署の職員にも参加、御協力をいただいたことを、この場を借りて御礼を申し上げます。

では、報告いたします。

山都町議会議長、工藤文範様。

議会改革検討特別委員会、委員長、吉川美加。

委員会調査報告について。

本委員会に付託された調査事件について、調査結果を別紙のとおり、議会規則第77条の規定により報告いたします。

調査報告書。

令和3年9月24日、議会改革検討特別委員会。

1、はじめに。

東日本大震災以来、地方創生の推進等がうたわれ、都市部の一極集中を緩和すべく、地方への移住定住も促進されています。私たちは選ばれる町を目指し、特色ある取組を進めるとともに、この町に生まれ育つ町民が幸福度を実感できる町づくりを目指しています。住民から負託された議事機関である議会は、住民の信頼と負託に応え、住民の立場に立って地方自体の行財政運営や事業実施を監視し、住民に対する説明と理解を求める立場が一層求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行や、頻繁に繰り返される大規模災害の発生など、近年の急激な社会情勢の変化に対応していく議会の姿を追求していくことが、本議会に課せられた課題であります。

議会改革に対し、集中的に取り組み、議会活性化を一層図っていくために、令和2年9月25日、地方自治法第109条第1項及び山都町議会委員会条例第5条の規定に基づき、特別委員会が設立されました。

2、特別委員会の概要につきましては、御覧の表のとおりでございます。私はじめ、委員には、各常任委員会から2名ずつを選出していただき、さらに、議会運営委員会の藤川委員長にも参加をいただいたことで、年齢層、そして男女の意見が取り込まれた、いい委員会の構成だったというふうに感じております。

3、特別委員会の活動経過につきましては、そこに御覧のとおり表にしてございますので、御覧いただきたいと思います。

4、活動の成果。

1、議会のタブレット導入に関する事項。

本委員会が発足するとほぼ同時に、国の第3次新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金が予算化されることとなり、本委員会でもタブレットに関する検討を担うこととなりました。議会改革を推進するに当たっては、かねてから議会のペーパーレス化や情報の共有等の必要性が考えられておりましたが、予算との折り合いがつかず、足踏み状態でした。コロナ対策の予算から計上することが適切であるかとの意見もございましたが、コロナ禍で見えた国全体のデジタル化の遅れもあり、新型コロナウイルス感染症をはじめとするあらゆる災害に、遠隔からの情報共有、遠隔

での会議の可能性等、議会運営に大きな役目を担ってくれる手段と判断し、全協を開催した上で予算計上を要求することといたしました。

3月末までにはタブレットの購入が完了し、一人1台のタブレットが貸与されました。移行期とはいえ、6月定例会からはペーパーレス議会を試行し、7月5日、第2回臨時会、7月14日、第3回臨時会では、ペーパーレス議会が実現しました。また、広報委員会では、編集作業をオンラインで実施し、その有用性を実感したところです。

今後は紙資源の節約、郵送手数料の軽減等、議会にとって、また、執行部にとって働き方へのストレスが減っていくことが期待されています。

2、議会改革の課題点を洗い出すための議員アンケートの実施。

アンケートの回収率は57%でしたが、半数を超えていることから有効なものだと判断し、今後の参考とすることにいたしました。その内容の結果、議会運営等における問題点として最も高かったものは、災害時の議会の行動計画の構築でした。

今年の梅雨も早々に始まり、想定外の夏の長雨など、今後の災害発生も心配されます。議員はそれぞれにモラルを持って、役場災害対策本部の動きを抑制する発言や行動になってはならないことが大切であり、理解はしていると思っています。

しかし、今後、議会の構成も変わっていく中で、災害時の行動指針を明文化することは今後の重要な検討課題であると考えています。

また、議会として、平時から防災に対する議会の体制づくりや、自主防災組織の活性化、互近助力の強靱化など、防災意識に関心を高めるための働きかけも重要であると考えます。

アンケートからは、ほかにも議員報酬や政務活動費の在り方、町民に開かれた議会であるためにはなどの必要性が挙げられています。

5、まとめ。

特別委員会設立後、9回の会議のほか、視察、全協、タブレット導入に係る研修や業者選定のプレゼンテーション等を重ねました。また、その間には議員アンケートを実施し、議会改革における課題の洗い出し作業を行いました。

今後は、急がれる災害発生時の体制づくりについて掘り下げることや、政策提言への討議の場所づくりなど進める必要があると考えており、アンケート結果を踏まえながら、順次、改革の検討課題として改選後の議会へ引き継がれることを期待しております。

以上です。

関係資料といたしまして、アンケートの中身、また、五ヶ瀬町に研修に行った折の写真、あるいは、この議場で使い始めたときの写真、そして、この操作方法についての写真等を添付させていただいておりますので、後で御覧いただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

したがって、本件については、委員長報告のとおりといたします。

日程第10 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第10、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これで、令和3年第3回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時52分

令和3年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第9号	令和2年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9月2日	報告	済
議案第64号	専決処分事項（和解について）の報告並びにその承認を求 ることについて	9月2日	原案承認	
議案第65号	専決処分事項（山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につ いて）の報告並びにその承認を求めることについて	9月2日	原案承認	
議案第73号	工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事 （R3国債））	9月2日	原案可決	
議案第66号	山都町短期滞在施設条例の一部改正について	9月8日	原案可決	
議案第67号	山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に ついて	9月8日	原案可決	
議案第68号	山都町水道事業給水条例の一部改正について	9月8日	原案可決	
議案第69号	令和3年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	9月8日	原案可決	
議案第70号	令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ いて	9月8日	原案可決	
議案第71号	令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）につ いて	9月8日	原案可決	

議案第72号	令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について	9月8日	原案可決
議案第74号	字の区域の変更について（山都町長田・芦屋田）	9月8日	原案可決
議案第75号	山都町過疎地域持続的発展計画の策定について	9月8日	原案可決
議案第76号	令和3年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	9月24日	原案可決
議案第77号	工事請負契約の締結について（須原開田線須原橋上部工事）	9月24日	原案可決
議案第78号	工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））	9月24日	原案可決
認定第1号	令和2年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	9月24日	原案認定
認定第2号	令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月24日	原案可決 原案認定
認定第3号	令和2年度山都町病院事業会計決算の認定について	9月24日	原案可決
発議第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	9月24日	原案可決
委員会報告	陳情等付託報告について	9月24日	原案可決
委員会報告	議会改革検討特別委員会報告について	9月24日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	9月24日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
